# 半期報告書

(第4期中) 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日

# 双日株式会社

# 半期 報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

# 双日株式会社

# 目 次

		頁
第4期中	半期報告書	
【表紙】	1	
第一部	【企業情報】2	
第1	【企業の概況】2	
	1 【主要な経営指標等の推移】2	
	2 【事業の内容】6	
	3 【関係会社の状況】7	
	4 【従業員の状況】8	
第 2	【事業の状況】9	
	1 【業績等の概要】9	
	2 【販売の状況】13	
	3 【対処すべき課題】13	
	4 【経営上の重要な契約等】14	
	5 【研究開発活動】14	
第 3	【設備の状況】15	
	1 【主要な設備の状況】15	
	2 【設備の新設、除却の計画】15	
第 4	【提出会社の状況】16	
	1 【株式等の状況】16	i
	2 【株価の推移】40	1
	3 【役員の状況】41	
第 5	【経理の状況】42	
	1 【中間連結財務諸表等】43	,
	2 【中間財務諸表等】112	
第6	【提出会社の参考情報】173	į
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】174	
中間監査	報告書卷末	

# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成18年12月8日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 双日株式会社

【英訳名】 Sojitz Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土 橋 昭 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂六丁目 1番20号

【電話番号】 03-5520-5000(代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 濱塚純一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂六丁目 1番20号

【電話番号】 03-5520-5000(代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 濱塚純一

【縦覧に供する場所】 双日株式会社名古屋支店

(名古屋市中区錦一丁目17番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

# (1) 連結経営指標等

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間		自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高	(百万円)	2, 254, 215	2, 354, 027	2, 529, 244	4, 675, 903	4, 972, 059
経常利益	(百万円)	25, 762	42, 622	46, 394	58, 088	78, 773
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△)	(百万円)	△241, 071	25, 908	31, 356	△412, 475	43, 706
純資産額	(百万円)	61, 688	396, 540	584, 759	280, 241	426, 949
総資産額	(百万円)	2, 703, 954	2, 505, 214	2, 685, 271	2, 448, 478	2, 521, 679
1株当たり純資産額	(円)	△947. 63	△547. 00	△24. 54	△1, 440. 26	△368. 95
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間 (当期) 純損失金額(△)		△1, 119. 40	89. 61	60. 14	△1, 876. 48	126. 21
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額	(円)		74. 49	35. 11	_	99. 55
自己資本比率	(%)	2. 29	15. 83	20. 32	11. 45	16. 93
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△47, 369	△11, 264	6, 528	△19, 774	43, 155
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	66, 023	48, 300	△262, 436	241, 109	99, 155
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△129, 933	24, 982	120, 894	△212, 264	△55, 805
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	(百万円)	290, 013	475, 947	369, 757	409, 266	506, 254
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	16, 802 [5, 327]	17, 246 [3, 600]	18, 218 [4, 033]	16, 586 [3, 929]	17, 213 [4, 339]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 従業員数は就業人員数を表示しております。
  - 3 第2期中、第2期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純 損失が計上されているため、記載しておりません。
  - 4 第3期(平成18年3月期)において連結子会社でありました旧双日株式会社と平成17年10月1日付で合併しております。なお、旧双日株式会社は当社の連結子会社であったため、この合併は企業集団の状況に影響を与えません。
  - 5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の摘要指針」(企業会計 基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、旧双日株式会社の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次			第188期中		第189期中		第188期
会計期間		自至	平成16年4月1日 平成16年9月30日	自至	平成17年4月1日 平成17年9月30日	自至	平成16年4月1日 平成17年3月31日
売上高	(百万円)		2, 254, 279		2, 353, 966		4, 675, 993
経常利益	(百万円)		25, 543		41, 936		57, 756
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△)	(百万円)		△ 241, 084		25, 518		△ 412, 550
純資産額	(百万円)		52, 674		327, 132		271, 208
総資産額	(百万円)		2, 703, 158		2, 506, 833		2, 453, 185
1株当たり純資産額	(円)		60. 23		202. 62		167. 98
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は中間(当期)純損失金額(△)	〔円〕		△ 275.70		15. 81		△ 347.64
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)		_		_		_
自己資本比率	(%)		2.0		13. 0		11. 1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		△ 48,071		△ 12,558		△ 19,582
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		65, 993		48, 289		241, 102
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)		△ 126, 598		25, 649		△ 208, 581
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)		288, 237		474, 798		408, 755
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)		16, 633 [5, 293]		17, 061 [3, 570]		16, 419 [3, 877]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 従業員数は就業人員数を表示しております。
  - 3 第188期中及び第188期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4 第189期中は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間		自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高	(百万円)	_	_	1, 326, 917	_	1, 328, 787
営業収益	(百万円)	1, 080	1, 335	_	2, 160	1, 335
経常利益	(百万円)	165	602	17, 323	186	19, 767
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△)	(百万円)	△411, 652	357	9, 873	△563, 141	16, 808
資本金	(百万円)	151, 106	130, 049	60, 127	336, 122	130, 549
発行済株式総数	(株)	普通株式 215, 694, 333 I 種優先株式 105, 200, 000 II 種優先株式 26, 300, 000 III 種優先株式 1, 500, 000	普通株式 401,399,900 I 種優先株式 105,200,000 II 種優先株式 26,300,000 III 種優先株式 1,500,000 IV種優先株式 19,950,000 V 種優先株式 12,875,000	普通株式 723,884,891 I 種優先株式 78,900,000 III 種優先株式 26,300,000 III 種優先株式 1,500,000 IV種優先株式 19,950,000 V 種優先株式 12,875,000	普通株式 240, 246, 254 I 種優先株式 105, 200, 000 II 種優先株式 26, 300, 000 III 種優先株式 1, 500, 000 IV種優先株式 19, 950, 000 V 種優先株式 12, 875, 000 VI種優先株式 1, 000, 000	普通株式 404, 208, 888 I 種優先株式 85, 200, 000 II 種優先株式 26, 300, 000 III 種優先株式 1, 500, 000 IV種優先株式 19, 950, 000 V 種優先株式 12, 875, 000
純資産額	(百万円)	61, 748	340, 596	542, 871	280, 246	442, 417
総資産額	(百万円)	431, 855	436, 894	1, 972, 378	316, 597	1, 810, 259
1株当たり純資産額	(円)	△947. 35	△686. 34	△28. 37	△1, 439. 89	△330. 61
1株当たり中間(当期)科 利益金額又は中間(当期) 純損失金額(△)		△1, 911. 41	1.24	18. 93	$\triangle 2, 561.41$	48. 55
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額	(円)	_	1. 16	11. 58	_	39. 39
1株当たり配当額	(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	14. 30	77. 96	27. 52	88. 52	24. 44
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	30	34	1, 461 [176]	28	1, 346 [158]

- (注) 1 売上高および営業収益には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 従業員数は就業人員数を表示しております。
  - 3 第2期中、第2期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。
  - 4 第3期(平成18年3月期)において連結子会社でありました旧双日株式会社と平成17年10月1日付で合併しております。
  - 5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の摘要指針」(企業会計 基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、旧双日株式会社の主要な経営指標等は次のとおりであります。

回次			第188期中		第189期中		第188期
会計期間		自至	平成16年4月1日 平成16年9月30日	自至	平成17年4月1日 平成17年9月30日	自至	平成16年4月1日 平成17年3月31日
売上高	(百万円)		1, 219, 271		1, 225, 940		2, 475, 475
経常利益	(百万円)		4, 585		2, 918		8, 735
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△)	(百万円)		△ 253, 940		3, 774		△ 437, 118
資本金	(百万円)		107, 184		292, 184		292, 184
発行済株式総数	(千株)		874, 551		1, 614, 551		1, 614, 551
純資産額	(百万円)		153, 074		372, 020		354, 080
総資産額	(百万円)		2, 040, 416		1, 833, 214		1, 790, 372
1株当たり純資産額	(円)		175. 03		230. 42		219. 31
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は中間(当期)純損失金額 (△)	(円)		△ 290.37		2. 34		△ 368.33
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)		_		_		_
1株当たり配当額	(円)		_		_		_
自己資本比率	(%)		7.5		20. 3		19.8
従業員数	(名)		1,507		1, 341		1, 431

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2 従業員数は就業人員数を表示しております。
  - 3 188期中及び第188期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期) 純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4 第189期中は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。

# 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動につきましては、下記「3 関係会社の状況」を参照願います。

# 3 【関係会社の状況】

# (1) 子会社(非連結子会社を除く)

当中間連結会計期間において、新たに当社の連結子会社となった主なものは次のとおりであります。

事業の種類別	67 The	0	資本金又は	主要な	議決権の所			<b> </b>	
セグメントの名称	名称 -	住所	出資金 (百万円)	事業の内容	有割合(%) (注)	役員の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
機械・宇宙航空	Hyundai Motor (Thailand) Co., Ltd.	タイ・バン コク	Baht 400,000千	タイ国にお けるHyundai 車の販売会 社	70. 0 (15. 0)	1	無	当社の販売及 び仕入先であ ります。	-
機械・宇宙航空	Subaru Ukraine LLC	ウクライ ナ・キエフ	グリブナ 7,500千	ウクライナ における、 バル 車、 品の 販売	51.0	1	無	当社の販売先であります。	_
生活産業	㈱デプラノ	東京都港区	70	インターネ ット関連事 業	100.0	2	無	-	建物
その他事業	(株)ARM	東京都港区	492	日本製アニ メコンテン ツの買い付 け	100. 0 (100. 0)	2	無	当社の販売先 であります。	_
その他事業	日本コンテンツ投 資事業有限責任組 合	東京都港区	1, 385	コンテンツ 事業会社へ の投資	63. 3	_	無	_	_

<sup>(</sup>注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

# 平成18年8月1日を以って、当社は双日都市開発㈱を吸収合併いたしました。

事業の種類別	名称	住所	資本金 (百万円)	主要な	議決権の所				
セグメントの名称				事業の内容	有割合(%) (注)	役員の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
建設・木材	双日都市開発㈱	東京都港区	2, 800	不動産の売 買、管 理、 賃貸、仲介	100. 0	7	有	当社の販売及 び仕入先であ ります。	建物

# (2) 関連会社(持分法を適用していない関連会社を除く)

当中間連結会計期間において、新たに当社の持分法適用関連会社となった主なものは次のとおりであります。

事業の種類別			資本金又は	主要な	議決権の所		B	関係内容	
セグメントの名称	名称	住所	出資金 (百万円)	事業の内容	有割合(%) (注)	役員の 兼任等 (人)	融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
機械・宇宙航空	Crew Resources Worldwide, L.L.C.	米国・ホノルル	US\$ 1,000千	航空機運航 乗務員派遣 事業	33. 0 (33. 0)	1	無	_	_
機械・宇宙航空	Sakai Circuit Device of Vietnam Co., Ltd.	ベトナム・ドンナイ	US\$ 3,636千	フレキシブ ルプリント 基板の製造 ・販売	40.0	2	無	当社の仕入先であります。	_
エネルギー・金属 資源	Asia Power (Private) Limited	スリラン カ・コロン ボ	US\$ 22,000千	発電事業	38. 3	1	無	_	_
その他事業	A.D. Vision, Inc.	米国・ヒューストン	US\$ 3千	欧米における日本製ア ニメの配給	21. 5 (21. 5)	1	無	当社の販売先 であります。	_

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

# 4 【従業員の状況】

# (1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)				
機械・宇宙航空	2, 617	[153]			
エネルギー・金属資源	849	[509]			
化学品・合成樹脂	4, 216	[1, 161]			
建設・木材	1, 298	[106]			
生活産業	5, 085	[1,603]			
海外現地法人	1, 980	[60]			
その他事業	2, 173	[441]			
合計	18, 218	[4, 033]			

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [ ] 内に当中間連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

# (2) 提出会社の状況

# 平成18年9月30日現在

従業員	員数(名)	1, 46	61 [176]	
(注)1 従業	-	員数であり、	臨時従業員数は[	- ]内に当中間会計期間の平均人数を外数で記載して

- (注)1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[ ]内に当中間会計期間の平均人数を外数で記載しております。
- (注)2 上記従業員は、海外支店及び海外駐在員事務所の現地社員(205人)が含まれております。
- (注)3 上記従業員の他に、海外現地法人及び事業会社への出向者(598人)がおります。

# (3) 労働組合の状況

労使関係については特に記載すべき事項はありません。

# 第2 【事業の状況】

# 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、個人消費及び設備投資の内需の2つの大きな柱が力強く伸びた結果、7月の金融当局によるゼロ金利政策の解除による影響も吸収し、堅調に推移しました。堅調な個人消費が続く背景には、雇用環境が改善していることに加え、企業の成長期待があり、設備投資の拡大と共に、裾野の広い経済拡大を続けています。

米国では、インフレ圧力を緩和するための金融政策が行われている中、実態経済は潜在成長力を維持 する力を示しており、住宅価格動向の落ち着きと共に、バランスのある経済成長を持続しています。

欧州では、ドイツ、フランス等の設備投資・建設投資が経済全体を押し上げる動きとなり、個人消費も堅調に伸びています。為替面では引き続きユーロ高が続いてるものの、欧州圏の経済はゆるやかな成長の基調となっています。

アジアでは、多くの国で好調な経済成長を示しました。輸出の伸びが景気を大きく牽引し、また内需も景気の高まりとともに拡大を続けています。9月にはタイでクーデターが発生したものの、経済活動への影響は限定的でした。

中国では、投資拡大と外需の好調により高い経済成長を実現していますが、中央政府は既に引き締め 姿勢を強めてきています。一方、同様に高い経済成長が続くインドでは、製造業が引き続き力強さを増 しています。

世界経済全体が、原油価格等の高止まりする資源価格の影響を懸念した当期間でありましたが、原油価格の落ち着きと共に、バランスの良い経済環境が今後も続くことが見込まれます。

当中間連結会計期間の連結売上高は、2兆5,292億44百万円と前年同期比7.4%の増収となりました。 売上高の内容を取引形態別に前年同期と比較いたしますと、輸出取引はエネルギー・金属資源部門や機械・宇宙航空部門などが好調で18.3%、輸入取引は機械・宇宙航空部門などで7.2%、国内取引は建設・木材部門、化学品・合成樹脂部門での減収はあったものの、エネルギー・金属資源部門や生活産業部門などの伸長により0.8%、外国間取引はエネルギー・金属資源部門、機械・宇宙航空部門、生活産業部門、化学品・合成樹脂部門などで12.4%とすべての取引形態にて増収となりました。

また、商品部門別では、機械・宇宙航空部門が航空機関連や自動車関連の好調で23.0%、エネルギー・金属資源部門で資源価格が高止まりしており16.5%、生活産業部門が6.0%、化学品・合成樹脂部門が3.8%とそれぞれ前年同期比増収となりました。一方で、建設・木材部門では木材市況の回復があったものの、マンション販売が減少したことにより11.3%、海外現地法人では米州の一部機械関連取扱の減少などで11.8%とそれぞれ前年同期比減収となりました。

連結利益につきましては、売上総利益は機械・宇宙航空部門の自動車関連事業などが好調で前年同期 比3.3%の増益の1,225億85百万円となりました。営業利益は人件費の増加による販売費及び一般管理費 の増加があったものの売上総利益の増益により、393億21百万円と前年同期比3.8%の増益となりまし た。経常利益は営業利益の増益に加え、融資債権への引当などが一巡し、その他営業外収支が改善した ことにより463億94百万円と前年同期比8.8%の増益となりました。特別損益につきましては、特別利益 として投資有価証券売却益34億4百万円、貸倒引当金戻入益19億82百万円など合計77億34百万円を計上 し、他方、特別損失として関係会社等整理・引当損89億53百万円、投資有価証券等評価損17億48百万円 など合計124億73百万円を計上し、47億38百万円の損失となりました。この結果、税金等調整前中間純利益は416億55百万円となり、法人税、住民税及び事業税88億10百万円の負担、法人税等調整額1億70百万円の利益を計上し、少数株主利益16億58百万円を控除した結果、中間純利益は313億56百万円と21.0%の増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### <機械・宇宙航空>

売上高は航空機関連や海外自動車関連事業の好調により5,285億87百万円と前年同期比23.0%の増収となり、営業利益も84億48百万円と前年同期比24.6%の増益となりました。

#### <エネルギー・金属資源>

資源価格の高止まりなどにより、売上高は6,649億2百万円と前年同期比16.5%の増収となり、営業利益も売上総利益が増加したことにより97億54百万円と前年同期比14.8%の増益となりました。

#### <化学品・合成樹脂>

売上高は3,227億61百万円と前年同期比3.8%の増収となりましたが、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により92億52百万円と前年同期比3百万円の微減となりました。

#### <建設・木材>

木材市況の回復はあったもののマンション販売の減少により、売上高は1,743億58百万円と前年同期 比11.3%の減収となりましたが、営業利益は木材取引での収益改善と販売費及び一般管理費の減少によ り53億1百万円と前年同期比16.1%の増益となりました。

#### <生活産業>

売上高は食料事業の伸長などで4,482億83百万円と前年同期比6.0%の増収となりましたが、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により、31億1百万円と前年同期比25.3%の減益となりました。

#### <海外現地法人>

売上高は米州での一部機械関連取扱の減少などにより3,300億5百万円と前年同期比11.8%の減収となり、営業利益も販売費及び一般管理費の増加により21億8百万円と前年同期比40.2%の減益となりました。

#### <その他事業>

売上高は603億44百万円と前年同期比24.3%の増収となりました。営業利益も情報通信子会社が回復 基調にあり12億79百万円と前年同期比3.5%の増益となりました。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### <日本>

売上高は資源価格の高止まりや非鉄・貴金属の価格高騰による増収、航空機関連の取扱高の伸長により1兆9,119億32百万円と前年同期比6.3%の増収となりましたが、営業利益は販売費及び一般管理費の増加により182億67百万円と前年同期比1.4%の減益となりました。

#### < 北米>

売上高は一部機械関連取扱の減少で1,665億4百万円と前年同期比9.9%の減収となり、営業利益も37億89百万円と前年同期比32.8%の減益となりました。

## <欧州>

売上高は自動車販売子会社の好調などで824億75百万円と前年同期比11.9%の増収となり、営業利益 も高収益なエネルギー事業子会社の寄与により45億24百万円と前年同期比68.8%の大幅な増益となりま した。

#### <アジア・オセアニア>

石油取引子会社が好調であったことなどから売上高は3,315億39百万円と前年同期比19.9%の増収となり、営業利益も85億48百万円と前年同期比29.4%の増益となりました。

## <その他の地域>

売上高は自動車製造販売子会社が好調で367億92百万円と前年同期比74.8%の増収となりましたが、 営業利益は船舶事業子会社における保有船の入替えが一巡したこともあり36億8百万円と前年同期比 13.3%の減益となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、営業活動によるキャッシュ・フローは65億28百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは2,624億36百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは1,208億94百万円の収入となりました。これに換算差額及び連結範囲の変更に伴う増減額を調整した結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は3,697億57百万円となりました。

#### ① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動による資金は、前年同期比177億92百万円増加の65億28百万円の収入 となりました。売上債権やたな卸資産の増加による支出増加があったものの営業利益の拡大に加え、仕 入債務の増加により収入が支出を上回りました。

## ② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の投資活動による資金は、前年同期比3,107億36百万円減少の2,624億36百万円の 支出となりました。主な支出としましては、優先株式の買入に備え発行した転換社債型新株予約権付社 債による資金を買入までの間に定期預金として支出したことによるものです。

#### ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の財務活動による資金は、前年同期比959億12百万円増加の1,208億94百万円の収入となりした。主な収入としましては、優先株式の買入に備え、転換社債型新株予約権付社債3,000億円を発行したことによる収入であります。

#### 2 【販売の状況】

業績等の概要及び第5 経理の状況におけるセグメント情報を参照願います。 なお、取引形態別の販売の状況は以下のとおりであります。

形態	前中間連結会 (自 平成17年 至 平成17年	4月1日	当中間連結会 (自 平成18年 至 平成18年	前年同期比(%)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
輸出	376, 310	16. 0	445, 257	17. 6	18.3
輸入	600, 147	25. 5	643, 186	25. 4	7.2
国内	932, 215	39. 6	940, 099	37. 2	0.8
外国間	445, 354	18. 9	500, 701	19.8	12. 4
合計	2, 354, 027	100.0	2, 529, 244	100.0	7. 4

- (注) 1 成約高と売上高の差額は僅少なため、成約高の記載を省略しております。
  - 2 記載金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 総販売実績に対し、10%以上に該当する販売先はありません。

## 3 【対処すべき課題】

当社の課題につきましては、当中間連結会計期間において重要な変更なく、平成18年度を初年度とする新中期経営計画『New Stage 2008』に掲げる施策をスケジュール通りに実行することによって、「成長戦略の一層の拡充」、「資本・財務戦略の加速」、「リスク管理の高度化」を確実に成し遂げることと認識しております。

「成長戦略の一層の拡充」については、「機能の拡充」と「事業投資の拡大」に基づく各事業の成長戦略を3ヵ年計画に織り込み、フォローアップ体制を構築することにより、「成長戦略の実行」を図ります。

「資本・財務戦略の加速」については、新中期経営計画『New Stage 2008』の進捗を市場にお示ししながら、資本構造の再編、資金調達構造の安定性向上を図ります。資本構造の再編については、前述のとおり優先株式を一掃し、株式価値の希薄化を抑制するとともに、外部資本調達により株主資本の減少を最小限に止め、資本構造の再編を進めます。

「リスク管理の高度化」については、これまでに取り組んでまいりましたリスク管理運営体制の改革、 リスク審議制度改革、事後管理体制の改革、内部統制システムの構築、コンプライアンス体制の構築、ポートフォリオ管理改革の基本施策等により整備されたリスク管理体制を、グループレベルで一層の強化を 図ることを課題としております。

SCVA経営管理を一層活用することで、低採算事業からの撤退、競合優位性を持つ事業への注力を継続的 に推し進めることで、収益構造を変革し、事業ポートフォリオの改善を進めてまいります。

持続的な成長の達成と、『New Stage 2008』で掲げた目標の達成をより確実なものとしていくためには、当社グループの持続的発展を支える経営管理体制の一層の強化に努めることが最も重要であると考えております。そして、企業が持続的な発展を遂げるための条件として、コーポレート・ガバナンスの強化および内部統制体制の整備、CSRおよびコンプライアンスへの取組みについても、十分な対応・体制の構築を図ってまいります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

自己株式の取得

当社は平成18年6月27日開催の当社定時株主総会にて承認可決され、当社第二回 I 種優先株式、第三回 I 種優先株式、第四回 I 種優先株式及び第一回 II 種優先株式の取得枠を設定し、また、同定時株主総会にて承認可決された定款変更により当社第一回 II 種優先株式、第一回IV種優先株式、第一回V種優先株式及び第二回 V 種優先株式に取得条件を追加しておりますが、平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成18年4月28日に以下の当社優先株式の取得に関する契約書を締結いたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

# 1. 株式の種類

当社第二回Ⅰ種優先株式、第三回Ⅰ種優先株式、第四回Ⅰ種優先株式、第一回Ⅱ種優先株式、第一回Ⅳ種優先株式、第一回V種優先株式、第二回V種優先株式

#### 2. 株式の取得価額の総額

3,429億20百万円、但し取得時期が平成19年10月以降になる場合、1株あたりの取得価額は各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となり、仮に全ての優先株式を当該加算後の1株あたりの取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541億28百万円となります。

## 3. 株式を取得する相手方

株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫

なお、当社が取得する各優先株式の取得価額、発行価額、株数、相手方の内訳などの詳細につきましては、第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結貸借対 照表関係)の(追加情報)をご参照下さい。

# 5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

# 第3 【設備の状況】

# 1 【主要な設備の状況】

# (1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

# (2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

# (3) 在外子会社

当中間連結会計期間において、SOJITZ AIRCRAFT LEASING B.V.が航空機を売却しております。当該設備の異動の状況は次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名 称	会社名	<b>本社</b> 夕	設備の内容	所在地	従業	土	地	建物	その他	供字
		設備の内谷	かれ土地	員数 (人)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	- 備考 	
機械・宇宙航空	SOJITZ AIRCRAFT LEASING B.V.	航空機	オランダ アムステルダム					7,558		

# 2 【設備の新設、除却の計画】

該当事項はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
  - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1, 349, 000, 000
I 種優先株式	78, 900, 000
Ⅱ種優先株式	26, 300, 000
Ⅲ種優先株式	1, 500, 000
IV種優先株式	19, 950, 000
V種優先株式	12, 875, 000
計	1, 488, 525, 000

- (注) 1 I 種優先株式、II 種優先株式、III 種優先株式、IV 種優先株式、V 種優先株式の優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません。
  - 2 I種優先株式、II種優先株式およびII種優先株式の優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期未処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有しております。

#### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月8日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	723, 884, 891	753, 184, 627 (注1)	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	_
第二回I種優先株式	26, 300, 000	26, 300, 000	_	(注) 2
第三回I種優先株式	26, 300, 000	26, 300, 000	_	(注) 3
第四回I種優先株式	26, 300, 000	26, 300, 000	_	(注) 4
第一回Ⅱ種優先株式	26, 300, 000	26, 300, 000	_	(注) 5
第一回Ⅲ種優先株式	1, 500, 000	1, 500, 000	_	(注) 6
第一回IV種優先株式	19, 950, 000	19, 950, 000	_	(注) 7
第一回V種優先株式	10, 875, 000	10, 875, 000	_	(注) 8
第二回V種優先株式	2, 000, 000	2, 000, 000	_	(注) 9
計	863, 409, 891	892, 709, 627	_	_

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日から、この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
  - 2 第二回 I 種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (A) 優先配当金

#### (1) I 種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、I種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録質権者(以下「I種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

#### (2) I 種優先配当金の額

I 種優先配当金の額は、I 種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「I 種優先配当年率」という。) を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、I 種優先配当金の額は200円とする。

I 種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

I 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.0%

「配当年率修正日」は、平成16年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は 前営業日を配当年率修正日とする。

#### (3) I 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、I種優先株主又はI種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「I種優先中間配当金」という。)を支払う。

## (4) 非累積条項

ある営業年度において I 種優先株主又は I 種優先登録質権者に対して支払う 1 株当たり利益配当金の額 が上記(2)に定める I 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### (5) 非参加条項

Ⅰ種優先株主又はⅠ種優先登録質権者に対しては、Ⅰ種優先配当金を超えて配当は行わない。

#### (B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、I種優先株主又はI種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、I種優先株式1株につき2,000円を支払う。

I 種優先株主又は I 種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (C) 買入消却

当社は、いつでも I 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により 消却することができる。

#### (D) 議決権

I 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、I 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期未処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、I 種優先株主に対して I 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、I 種優先株主に対して I 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当社は、I種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

- (F) 普通株式への転換予約権
  - (1) 転換を請求し得べき期間

平成20年5月14日から平成30年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

I 種優先株式は、1 株につき下記(イ) 乃至(ハ) に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成20年5月14日から平成29年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

#### (ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通 株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二)転換により発行すべき普通株式数

I 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

I 種優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行すべき = I 種優先株式の発行価額の総額 普通株式数 転換価額

#### (G) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった I 種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。) 以降の取締役会で定める日をもって、 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。) の平均値(以下「強制転換価額」という。) で除して得られる数の普通株式となる。この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。) を下回るときは、 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(F)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(F)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

I種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(I) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

- 3 第三回 I 種優先株式の内容は次のとおりであります。
  - (A) 優先配当金
    - I 種優先配当金

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(2) I 種優先配当金の額

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。但し、 I 種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とする.

I 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.25%

(3) I 種優先中間配当金

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(4) 非累積条項

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(5) 非参加条項

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(B) 残余財産の分配

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(C) 買入消却

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(D) 議決権

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

- (F) 普通株式への転換予約権
  - (1) 転換を請求し得べき期間

平成22年5月14日から平成32年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

I 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(ロ)転換価額の修正

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成22年5月14日から平成31年5月14日までの毎年5月14日とする。

(ハ)転換価額の調整

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(二)転換により発行すべき普通株式数 第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(G) 普通株式への強制転換

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(I) 優先順位

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

- 4 第四回 I 種優先株式の内容は次のとおりであります。
  - (A) 優先配当金
    - (1) I種優先配当金

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(2) I 種優先配当金の額

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。但し、 I 種優先配当年率は以下の算式により計算される年率とす

る。

I 種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.5%

(3) I 種優先中間配当金

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(4) 非累積条項

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(5) 非参加条項

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(B) 残余財産の分配

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(C) 買入消却

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(D) 議決権

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与 第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

- (F) 普通株式への転換予約権
  - (1) 転換を請求し得べき期間

平成24年5月14日から平成34年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

I 種優先株式は、1 株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(ロ)転換価額の修正

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。但し、転換価格修正日は、平成24年5月14日から平成33年5月14日までの毎年5月14日とする。

(ハ)転換価額の調整

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(二)転換により発行すべき普通株式数 第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(G) 普通株式への強制転換

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

(H) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第二回I種優先株式の記載に同じ。

(I) 優先順位

第二回 I 種優先株式の記載に同じ。

- 5 第一回Ⅱ種優先株式の内容は以下のとおりであります。
  - (A) 優先配当金
    - (1) Ⅱ種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、II 種優先株式を有する株主(以下「II 種優先株主」という。)又はII 種優先株式の登録質権者(以下「II 種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、II 種優先株式1 株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「II 種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定めるII 種優先中間配当金を支払ったときは、当該II 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) Ⅱ種優先配当金の額

Ⅱ種優先配当金の額は、Ⅱ種優先株式の発行価額(2,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「Ⅱ種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が200円を超える場合は、Ⅱ種優先配当金の額は200円とする。

Ⅱ種優先配当年率は、平成15年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの 各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

Ⅱ種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%

「配当年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当年率修正日とする。

(3) Ⅱ種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録

質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「Ⅱ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(4) 非累積条項

ある営業年度においてⅡ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定めるⅡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対しては、Ⅱ種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、Ⅱ種優先株式1株につき2,000円を支払う。

Ⅱ種優先株主又はⅡ種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(C) 買入消却

当社は、いつでもⅡ種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により 消却することができる。

- (D) Ⅱ種優先株主による償還請求権
  - (1) II種優先株主は、平成27年5月14日以降、当社の前営業年度の当期未処分利益が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「償還請求可能期間」という。)において、当該当期未処分利益に2分の1を乗じた額から、当該償還請求がなされた営業年度の前営業年度に係る定時株主総会において決議した、又は決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額を限度として、その保有するII種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、償還請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、償還手続を行うものとする。
  - (2) 前記限度額を超えてⅡ種優先株主からの償還請求があった場合、償還の順位は、償還請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
  - (3) 償還価額は、Ⅱ種優先株式1株につき2,000円とする。
- (E) 議決権

Ⅱ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、Ⅱ種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期未処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、Ⅱ種優先株主に対してⅡ種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、Ⅱ種優先株主に対してⅡ種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、Ⅱ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当社は、Ⅱ種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

- (G) 普通株式への転換予約権
  - (1) 転換を請求し得べき期間

平成26年5月14日から平成36年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

II 種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成26年5月14日から平成35年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

### (ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当 社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、 「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をい う。

新発行・処分 × 1株当たりの 既発行 + 普通株式数 発行・処分価額 1株当たりの時価

調整後 = 調整前 × = 転換価額 ×

既発行普通株式数+新発行・処分普通株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通 株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二)転換により発行すべき普通株式数

Ⅱ種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

Ⅲ種優先株主が転換請求のために提出した
Ⅲ種優先株式の発行価額の総額

転換により発行すべき = **-**普通株式数

転換価額

### (H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったⅡ種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、Ⅱ種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、Ⅱ種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(2)(n)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

 $\Pi$ 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

( J ) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

- 6 第一回Ⅲ種優先株式の内容は次のとおりであります。
  - (A) 優先配当金
    - (1) Ⅲ種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、III種優先株式を有する株主(以下「III種優先株主」という。)又はIII種優先株式の登録質権者(以下「III種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、III種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「III種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定めるIII種優先中間配当金を支払ったときは、当該III種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) Ⅲ種優先配当金の額

1株につき15円

(3) Ⅲ種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、Ⅲ種優先株主又はⅢ種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録 質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「Ⅲ種優先中間配当金」という。)を支払 う。

(4) 非累積条項

ある営業年度においてⅢ種優先株主又はⅢ種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額 が上記(2)に定めるⅢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

Ⅲ種優先株主又はⅢ種優先登録質権者に対しては、Ⅲ種優先配当金を超えて配当は行わない。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、Ⅲ種優先株主又はⅢ種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、Ⅲ種優先株式1株につき2,000円を支払う。

Ⅲ種優先株主又はⅢ種優先登録質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

#### (C) 買入消却

当社は、いつでもⅢ種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により 消却することができる。

- (D) 130%コールオプションによる強制償還
  - (1) 当社は、平成18年5月14日以降、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日(以下「取引日」というときは終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のあるIII種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、III種優先株主に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、III種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。
  - (2) 償還価額は、Ⅲ種優先株式1株につき2,000円とする。
  - (3) 一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。
- (E) 議決権

Ⅲ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、Ⅲ種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前営業年度の当期未処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の買受価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、Ⅲ種優先株主に対してⅢ種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、又はその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、Ⅲ種優先株主に対してⅢ種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

(F) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、Ⅲ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当社は、Ⅲ種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

- (G) 普通株式への転換予約権
  - (1) 転換を請求し得べき期間

平成16年5月14日から平成25年5月13日までとする。

(2) 転換の条件

Ⅲ種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

568円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成16年5月14日から平成24年5月14日まで、毎年5月14日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ10取引日(当該転換価額修正日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

#### (ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年11月14日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当 社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、 「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く)をい う。

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通 株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二)転換により発行すべき普通株式数

Ⅲ種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

Ⅲ種優先株主が転換請求のために提出した Ⅲ種優先株式の発行価額の総額 転換価額

転換により発行すべき = **-**普通株式数

## (H) 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったⅢ種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転

換基準日」という。)以降の取締役会で定める日をもって、Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(以下「強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限強制転換価額」という。)を下回るときは、Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のあるⅢ種優先株式の転換価額の100%に相当する金額(以下「上限強制転換価額」という。)を上回るときは、Ⅲ種優先株式1株の払込金相当額を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

但し、上記(G)(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記(G)(2)(ハ)により調整された場合には、下限強制転換価額及び上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

(I) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

Ⅲ種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(1) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

- 7 第一回IV種優先株式の内容は次のとおりであります。
  - (A) 配当金
    - (1) 第一回IV種配当金

当社は、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に対して利益配当を行う場合において、その普通株式1株当たりの利益配当金の額と、当該営業年度において普通株主及び普通登録質権者に対して中間配当を支払った場合における普通株式1株当たりの中間配当金の額との合計額(以下「普通株式年間配当額」という。)が、50円以上となるときは、第一回IV種優先株式を有する株主(以下「第一回IV種優先株主」という。)又は第一回IV種優先株式の登録質権者(以下「第一回IV種優先登録質権者」という。)に対し、第一回IV種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の利益配当金(以下「第一回IV種配当金」という。)を支払う。

(2) 第一回IV種配当金の額

第一回IV種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該利益配当に係る基準日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額(以下「第一回IV種年間配当額」という。)とする。但し、当該営業年度において次項に定める第一回IV種中間配当金を支払ったときは、第一回IV種年間配当額から当該第一回IV種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回IV種配当金として支払う。また、第一回IV種配当金の額は、当該営業年度において下記(4)に定める第一回IV種中間配当金を支払った場合における当該第一回IV種中間配当金の額と合計して、2,000円を超えないものとする。

(3) 第一回Ⅳ種配当金の支払順位

普通株式に係る利益配当金及び第一回IV種配当金の支払順位は同順位とする。

(4) 第一回IV種中間配当金

当社は、普通株主及び普通登録質権者に対して普通株式1株につき25円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回IV種優先株主又は第一回IV種優先登録質権者に対し、第一回IV種優先株式1株につき上記(2)に定める方法により決定される額の金銭(以下「第一回IV種中間配当金」という。)を支払う。但し、第一回IV種優先株式1株当たりの第一回IV種中間配当金の額は、1,000円を上限とする。なお、普通株式に係る中間配当金及び第一回IV種中間配当金の支払順位は同順位とする。

(B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回IV種優先株主又は第一回IV種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回IV種優先株式1株につき10,000円を支払う。 第一回IV種優先株主又は第一回IV種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わな

(C) 買入消却

当社はいつでも第一回IV種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

(D) 議決権

第一回Ⅳ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回IV種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当社は、第一回IV種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与 えない。

- (F) 普通株式への転換予約権
  - (1) 転換を請求し得べき期間 平成36年10月29日以降とする。
  - (2) 転換の条件

第一回IV種優先株式は、1 株につき下記(イ) 乃至(ハ) に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

(イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成36年10月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における 当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、 上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成37年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成36年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

 調整後
 調整前
 ※
 要通株式数
 ※
 1株当たりの発行・処分価額発行・処分価額

 転換価額
 ※
 1株当たりの時価

 既発行普通株式数+新発行・処分普通株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通 株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(二)転換により発行すべき普通株式数

第一回Ⅳ種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

第一回IV種優先株主が転換請求のために提出した 転換により発行すべき 第一回IV種優先株式の発行価額の総額 普通株式数 転換価額

(G) 期中転換があった場合の取扱い

第一回IV種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときには 4 月 1 日に、 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(H) 優先順位

IV種優先株式に係る利益配当金及び中間配当金の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、II種優先株式及びV種優先株式に劣後し、IV種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、II種優先株式、V種優先株式及びVI種優先株式に劣後するものとする。

- 8 第一回V種優先株式の内容は次のとおりであります。
  - (A) 配当金
    - (1) 第一回V種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第一回V種優先株式を有する株主(以下「第一回V種優先株主」という。)又は第一回V種優先株式の登録質権者(以下「第一回V種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第一回V種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第一回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回V種優先中間配当金を控除した額とする。

#### (2) 第一回 V 種優先配当金の額

第一回V種優先配当金の額は、第一回V種優先株式の発行価額(12,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「第一回V種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が1,200円を超える場合は、第一回V種優先配当金の額は1,200円とする。

第一回V種優先配当年率は、平成16年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物)+0.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで 第一回V種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物)+1,25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第一回V種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第一回V種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物)+1.75%

「配当年率修正日」は、平成17年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は 前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各配当年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

#### (3) 第一回 V 種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第一回V種優先中間配当金」という。)を支払う。

#### (4) 非累積条項

ある営業年度において第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定める第一回V種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### (5) 非参加条項

第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対しては、第一回V種優先配当金を超えて配当は行わない。

#### (B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第一回V種優先株式1株につき12,000円を支払う。

第一回V種優先株主又は第一回V種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (C) 買入消却

当社はいつでも第一回V種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部 又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

#### (D) 議決権

第一回V種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回V種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当社は、第一回V種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与 えない。

# (F) 普通株式への転換予約権

(1) 転換を請求し得べき期間

平成31年10月29日以降とする。

#### (2) 転換の条件

第一回V種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

#### (イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円(以下「上限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

#### (ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成32年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の500%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

#### (ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成31年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通 株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

#### (二)転換により発行すべき普通株式数

第一回V種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

第一回V種優先株主が転換請求のために提出した 転換により発行すべき = 第一回V種優先株式の発行価額の総額 普通株式数 転換価額

#### (G) 期中転換があった場合の取扱い

第一回V種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### (H) 優先順位

V種優先株式に係る優先配当金及び優先中間配当金の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式及びIII種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

V種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、II種優先株式及びVI種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

#### 9 第二回V種優先株式の内容は次のとおりであります。

## (A) 配当金

#### (1) 第二回V種優先配当金

当社は、利益配当を行うときは、第二回V種優先株式を有する株主(以下「第二回V種優先株主」という。)又は第二回V種優先株式の登録質権者(以下「第二回V種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第二回V種優先株式1株につき下記(2)に定める額の利益配当金(以下「第二回V種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該営業年度において下記(3)に定める第二回V種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回V種優先中間配当金を控除した額とする。

#### (2) 第二回 V 種優先配当金の額

第二回V種優先配当金の額は、第二回V種優先株式の発行価額(10,000円)に、それぞれの営業年度毎に下記の配当年率(以下「第二回V種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回V種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回V種優先配当年率は、平成16年4月1日以降、次回配当年率修正日(下記に定義される。)の前日までの各営業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される年率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当年率=日本円TIBOR(1年物)+1.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当年率=日本円TIBOR(1年物)+2.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで 第二回V種優先配当年率=日本円TIBOR(1年物)+2.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第二回V種優先配当年率=日本円TIBOR(1年物)+2.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第二回V種優先配当年率=日本円TIBOR(1年物)+2.75%

「配当年率修正日」は、平成17年4月1日及び、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は 前営業日を配当年率修正日とする。

「日本円TIBOR(1年物)」とは、各配当年率修正日及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

#### (3) 第二回V種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の金銭(以下「第二回V種優先中間配当金」という。)を支払う。

#### (4) 非累積条項

ある営業年度において第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対して支払う1株当たり利益配当金の額が上記(2)に定める第二回V種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

#### (5) 非参加条項

第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対しては、第二回V種優先配当金を超えて配当は行わない。

#### (B) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、第二回V種優先株式1株につき10,000円を支払う。

第二回V種優先株主又は第二回V種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

#### (C) 買入消却

当社はいつでも第二回V種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

当社が優先株式を買い受け又は消却するときは、一又は複数の種類の優先株式のみについて、その全部 又は一部の買い受け又は消却を行うことができる。

#### (D) 議決権

第二回V種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### (E) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回V種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。 当社は、第二回V種優先株主には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与 えない。

## (F) 普通株式への転換予約権

#### (1) 転換を請求し得べき期間

平成27年10月29日以降とする。

#### (2) 転換の条件

第二回V種優先株式は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社の普通株式に転換することができる。

#### (イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月29日に先立つ45取引日(以下「取引日」というときは終値のない日は除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額とする。但し、上記計算の結果、当初転換価額が200円(以下「下限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が864.9円(以下「上限当初転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

#### (ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月29日以降、毎年10月29日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

#### (ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成27年10月29日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通 株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場 合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

#### (二)転換により発行すべき普通株式数

第二回V種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

第二回V種優先株主が転換請求のために提出した 転換により発行すべき = 第二回V種優先株式の発行価額の総額 普通株式数 転換価額

#### (G) 期中転換があった場合の取扱い

第二回V種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### (H) 優先順位

V種優先株式に係る優先配当金及び優先中間配当金の支払順位は、I 種優先株式、I 種優先株式及びI 種優先株式と同順位とし、I を優先株式に優先するものとする。

V種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、I種優先株式、II種優先株式、II種優先株式及びVI種優先株式と同順位とし、IV種優先株式に優先するものとする。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成18年5月25日に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債 間限定同順位特約付)を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	50	40
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年5月26日~ 平成20年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左
代用払込みに関する事項	(注) 6	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	50,000	40, 000

- (注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を(注)2(B)記載の転換価額(ただし、(注)2(C)から(H)によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
  - 2 本新株予約権の行使時の払込金額
    - (A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
    - (B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初 694.1円とする。
    - (C) 転換価額は、平成18年6月2日から平成20年5月16日までの間、平成18年6月2日および毎月第3金曜日(以下「決定日」という)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下「取引日」というときは、以下において言及するVWAPが算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(E)または(F)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(D)から(H)に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が341.3円(以下「下限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が2,047.5円(以下「上限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
    - (D) 転換価額は、平成18年5月26日以降、(E)に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

調整後<br/>転換価額調整前<br/>転換価額世通株式数<br/>・運通株式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>の<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<b

- (E) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (1) 下記(H)(2)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)
    - 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - (2) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合。 調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
  - (3) 下記(H)(2)に定める時価を下回る当初価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換

できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を除く。)。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (F) 当社は、上記(E)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社の取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
  - (1) 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - (2) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第四回無担保転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の転換価額の修正および調整の場合を除く。)。
  - (3) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (G) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (H)(1)転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四 捨五入する。
  - (2) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ46取引日(以下本(2)において「取引日」というときは、終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - (3) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また、(E)(2)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は 修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額と し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 4 その他の本新株予約権の行使の条件
  - 当社が下記(A)又は(B)のいずれかにより本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、(C)により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、(D)により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 繰上償還

- (A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
  - 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株主交換または株主移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。
- (B) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎週金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。
- (C) 本新株予約権の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、毎月第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (D) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日 以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみ を消却することはできない。
- 5 会社法第254条の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 6 本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

当社は平成18年5月25日に第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債 間限定同順位特約付)を発行しております。

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式(注)7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 8	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日~ 平成20年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 9	同左
新株予約権の行使の条件	(注)10	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)11	同左
代用払込みに関する事項	(注)12	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	150, 000	150,000

- (注) 7 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を(注) 8 (B) 記載の転換価額(ただし、(注) 8 (C) から(H) によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
  - 8 本新株予約権の行使時の払込金額
    - (A) 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
    - (B) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初 694.1円とする。
    - (C) 転換価額は、平成18年7月21日から平成20年5月16日までの間、毎月第3金曜日(平成18年7月21日を含み、以下「決定日」という)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下「取引日」というときは、以下において言及するVWAPが算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記(E)または(F)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(D)から(H)に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が341.3円(以下「下限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が2,047.5円(以下「上限転換価額」という。ただし、(D)から(H)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。
    - (D) 転換価額は、平成18年5月26日以降、(E)に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

調整後<br/>転換価額調整前<br/>転換価額大大新発行・処分<br/>・型は株式数<br/>・型は株式数<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<br/>・型は<b

- (E) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - (1) 下記(H)(2)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合。 調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (3) 下記(H)(2)に定める時価を下回る当初価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換

できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第三回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を除く。)。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (F) 当社は、上記(E)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社の取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
  - (1) 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - (2) その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権付社債と同時に発行される第三回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の転換価額の修正および調整の場合を除く。)。
  - (3) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (G) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (H) (1) 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四 捨五入する。
  - (2) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ46取引日(以下本(2)において「取引日」というときは、終値のない日を除く。)目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - (3) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また、(E)(2)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- 9 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、行使価額(修正又は調整された場合は 修正又は調整後の行使価額。)とし、同発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額と し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 10 その他の本新株予約権の行使の条件

当社が下記(A)又は(B)のいずれかにより本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、(C)により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、(D)により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 繰上償還

- (A) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還
  - 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株主交換または株主移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額で繰上償還することができる。
- (B) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎週金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。
- (C) 本新株予約権の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の10銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、毎月第4金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (D) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日 以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみ を消却することはできない。
- 11 会社法第254条の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 12 本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

### (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年5月15日 (注1)	41, 791, 601	591, 825, 489	_	130, 549	_	91, 676
平成18年6月15日~ 平成18年7月26日 (注2)	85, 279, 377	677, 104, 866	17, 059	147, 608	16, 940	108, 617
平成18年7月29日 (注3)	_	_	△120, 549	27, 059	△89, 176	19, 440
平成18年8月4日~ 平成18年9月21日 (注2)	186, 305, 025	863, 409, 891	33, 068	60, 127	32, 931	52, 372

(注) 1 優先株式に係る転換予約権の行使による増加であります。

第一回1種優先株式に付された転換予約権の行使による普通株式総数増加

普通株式総数 48,091,601株

割当先 資産管理サービス信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行

2 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による増加であります。

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)に付された 新株予約権の行使による増加

普通株式 発行価格 341.3円~450.7円 資本組入額 171.0~226.0円

割当先 Nomura Securities (Bermuda) Ltd.

- 3 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金120,549百万円および資本準備金89,176百万円を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
- 4 当中間会計期間末から平成18年11月30日までの間に第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型 新株予約権付社債間限定同順位特約付)に付された新株予約権の行使により、発行済株式数が29,299,736 株、資本金が5,010百万円、資本準備金が4,989百万円増加しております。

## (4) 【大株主の状況】

### ① 普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (注)	東京都中央区晴海1丁目8-11	51, 211	7. 07
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (注)	東京都港区浜松町2丁目11-3	31, 838	4. 40
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2-10	26, 573	3. 67
バンクオブニューヨークジーシ ーエムクライアントアカウンツ イーアイエスジー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	19, 182	2. 65
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	13, 128	1.81
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (注)	東京都中央区晴海1丁目8-12	12, 667	1. 75
ユービーエスエイジーロンドン アジアエクイティーズ (常任代理人 UBS証券会社)	1 FINSBURY AVENUE, LONDON EC2M2PP, UNITED KINGDOM (東京都千代田区大手町1丁目5-1)	12, 586	1. 74
ジェーピーモルガンチェースシ ーアールイーエフジャスデック レンディングアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	730 THIRD AVENUE NEW YORK NY 10017, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	12, 052	1.66
モルガンスタンレーアンドカン パニーインターナショナルリミ テツド (常任代理人 モルガン・スタン レー証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, UNITED KINGDOM (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3)	11, 522	1. 59
SBIイー・トレード証券株式 会社	東京都港区六本木1丁目6-1	9, 493	1. 31
計	_	200, 257	27. 66

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 49,649千株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 31,373千株 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口) 12,374千株

## ② I 種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	55, 500	70. 34
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	13, 500	17. 11
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	5, 400	6. 85
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3, 000	3.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	1, 500	1.90
11111111111111111111111111111111111111	_	78, 900	100.00

## ③ Ⅱ種優先株式

### 平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	18, 500	70. 35
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	4, 500	17. 11
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,800	6. 84
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,000	3.80
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13-2	500	1.90
計	_	26, 300	100.00

## ④ Ⅲ種優先株式

## 平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
リーマンブラザーズアジア キャピタルカンパニー (常任代理人 リーマン・ブラ ザーズ証券会社東京支店)	26/F, TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL, HONG KONG (東京都港区六本木6丁目10-1)	1,000	66. 67
リーマンブラザーズアジア コマーシャルコープアジア (常任代理人 リーマン・ブラ ザーズ証券会社東京支店)	LEVEL 38 ONE PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都港区六本木6丁目10-1)	500	33. 33
計	_	1,500	100.00

## ⑤ IV種優先株式

### 平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	19, 950	100.00
# <u></u>	_	19, 950	100.00

## ⑥ V種優先株式

### 平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	11, 875	92. 23
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	1,000	7. 77
計	_	12, 875	100.00

### (5) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
E-73		成びて住。フタへ(四)	
無議決権株式	優先株式 139, 525, 000	_	(1)株式の総数等 ② 発行済株式の (注)をご参照ください
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
<b>☆人袋油松炒</b> → / 白 ¬ 炒 → /炊 \	(自己株式) 普通株式 176,500	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 200,000		_
完全議決権株式(その他)	普通株式 722, 182, 900	7, 221, 264	_
単元未満株式	普通株式 1,325,491	_	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	863, 409, 891		_
総株主の議決権	_	7, 221, 264	_

- (注) 1 単元未満株式に含まれる自己株式は下記のとおりであります。 双日株式会社 19株
  - 2 「完全議決権株式(その他)」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式56,500株が含まれております。 なお、議決権の数の欄には、これらの完全議決権株式に係る議決権の数565個は含まれておりません。

### ② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

				1 /5/410 1	- 2 11 00 H OUT
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 双日株式会社	東京都港区赤坂 6 丁目 1-20	176, 500	_	176, 500	0.02
(相互保有株式) フジ日本精糖株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目4-9	200,000	_	200, 000	0.03
<b>=</b> +	_	376, 500	_	376, 500	0.05

### 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	730	703	506	466	432	417
最低(円)	671	493	421	348	371	369

<sup>(</sup>注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

## 3 【役員の状況】

- (1) 新任役員 該当事項はありません。
- (2) 退任役員 該当事項はありません。
- (3) 役職の異動 該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について
  - (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務 諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中 間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社は、平成17年10月1日に旧双日株式会社と合併いたしました。このため、旧双日株式会社の前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表を記載しております。

なお、旧双日株式会社は前中間会計期間において当社の企業集団に属しており、当該合併は企業集団の状況に影響を与えておりません。

#### 2 監査証明について

(1) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、新日本監査法人及びあずさ監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間 新日本監査法人及びあずさ監査法人

当中間連結会計期間及び当中間会計期間 あずさ監査法人

(2) 旧双日株式会社の前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表については、新日本監査法人及びあずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

## ① 【中間連結貸借対照表】

			前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	
(資産の部	(羽										
I 流動資産											
1 現金及び預	[金 ※1		493, 642			675, 323			521, 937		
2 受取手形及	☆び売掛金 ※1,5		606, 697			631, 698			613, 513		
3 有価証券	<b>※</b> 1		8, 151			6, 771			6, 471		
4 たな卸資産	<b>*</b> 1		213, 876			248, 496			214, 163		
5 短期貸付金	È		27, 793			20, 718			44, 237		
6 繰延税金資	産		7, 069			7, 155			8, 886		
7 その他	<b>※</b> 1		122, 647			118, 749			116, 416		
8 貸倒引当金	<u>}</u>		△14, 011			△11, 946			△15, 172		
流動資産台	計		1, 465, 867	58. 52		1, 696, 966	63. 20		1, 510, 454	59. 90	
Ⅱ 固定資産											
(1) 有形固定	資産										
1 賃貸用固	同定資産	505			_			_			
減価償去	P累計額	△271	233		_	_		_	_		
2 建物及で	が構築物 ※1	93, 962			91, 914			91, 564			
減価償去		△43, 616	50, 346		△43, 006	48, 908		△42, 335	49, 228		
3 機械装置 及び運搬		167, 566			173, 116			180, 363			
減価償去	P累計額	△60, 426	107, 140		△68, 453	104, 663		△65, 131	115, 231		
4 土地	<b>※</b> 1		75, 039			66, 060			67, 973		
5 建設仮甚	加定		_			2, 562			2, 921		
6 その他		35, 626			26, 353			27, 341			
減価償去	1累計額	△18, 625	17, 000		△15, 452	10, 900		△16, 032	11, 309		
有形固定資	<b>資産合計</b>		249, 760	9. 97		233, 095	8. 68		246, 665	9. 78	
(2) 無形固定資	<b>译</b>										
1 連結調整	<b> と勘定</b>		78, 417			_			76, 897		
2 のれん			_			72, 010			_		
3 その他			25, 100			23, 727			23, 233		
無形固定資	<b>資産合計</b>		103, 518	4. 13		95, 738	3. 56		100, 131	3. 97	
(3) 投資その他	1の資産										
1 投資有份	<b>新証券</b> ※1,2		443, 208			469, 039			488, 291		
2 長期貸付	<b>十金</b>		92, 093			48, 260			38, 867		
3 固定化常	常業債権		228, 906			165, 256			176, 527		
4 繰延税金	<b>企資産</b>		46, 524			35, 529			23, 880		
5 その他	<b>※</b> 1		55, 775			58, 824			58, 793		
6 貸倒引当	<b>金</b>		△181, 796			△119, 549			△122, 956		
投資その他 資産合計	<u>1</u> の		684, 712	27. 33		657, 363	24. 48		663, 403	26. 31	
固定資産台	計		1, 037, 990	41. 43		986, 196	36. 72		1, 010, 200	40.06	
Ⅲ 繰延資産			1, 356	0.05		2, 109	0.08		1, 024	0.04	
資産合計			2, 505, 214	100.00		2, 685, 271	100.00		2, 521, 679	100.00	

		前中間連結会計期間		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			要約退	連結会計年度 連結貸借対照表 18年3月31日	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比					構成比 (%)	
(負債の部)									
I 流動負債									
1 支払手形及び買掛金	<b>※</b> 1, 5	446, 856			490, 461			451, 438	
2 短期借入金	<b>※</b> 1	860, 197			637, 531			775, 555	
3 コマーシャル ペーパー		83, 800			21, 900			29, 200	
4 社債(一年内償還)		41, 030			1, 393			9, 358	
5 未払法人税等		9, 268			7, 049			7, 774	
6 繰延税金負債		764			63			41	
7 賞与引当金		5,011			6, 943			5, 148	
8 その他	<b>※</b> 1	129, 665			124, 873	J		138, 198	
流動負債合計		1, 576, 593	62. 93		1, 290, 217	48. 04		1, 416, 716	56. 18
Ⅱ 固定負債									
1 社債	<b>※</b> 1	72, 525			331, 372			99, 036	
2 長期借入金	<b>※</b> 1	355, 013			414, 298			473, 109	
3 繰延税金負債		9, 466			15, 339			13, 553	
4 再評価に係る 繰延税金負債		401			1, 262			445	
5 退職給付引当金		27, 684			23, 659			25, 558	
6 その他	<b>※</b> 1	30, 859			24, 361	J		29, 185	
固定負債合計		495, 950	19. 80		810, 294	30. 18		640, 887	25. 42
負債合計		2, 072, 544	82. 73		2, 100, 512	78. 22		2, 057, 603	81.60
(少数株主持分)									
少数株主持分		36, 129	1. 44		_	_		37, 125	1. 47
(資本の部)									
I 資本金		130, 049	5. 19		_	_		130, 549	5. 17
Ⅱ 資本剰余金		210, 254	8. 40		_	_		166, 754	6.61
Ⅲ 利益剰余金		75, 166	3.00		_	_		92, 487	3. 67
IV 土地再評価差額金		△2, 682	△0.11		_	_		△2, 619	△0.10
V その他有価証券 評価差額金		53, 157	2. 12		_	_		90, 547	3. 59
VI 為替換算調整勘定		△69, 310	△2. 77		_	_		△50, 655	△2. 01
VII 自己株式		△93	△0.00					△113	△0.00
資本合計		396, 540	15. 83			l		426, 949	16. 93
負債、少数株主持分 及び資本合計		2, 505, 214	100.00		_	_		2, 521, 679	100.00

			連結会計期間 17年9月30日)			連結会計期間 18年9月30日)		要約連	[結会計年度 [結貸借対照表 [8年3月31日]	<del></del>
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			_	_		60, 127	2. 24		_	_
2 資本剰余金			_	_		337, 177	12. 55		_	_
3 利益剰余金			_	_		122, 464	4. 56		_	_
4 自己株式			_	_		△119	△0.00		_	_
株主資本合計			_	_		519, 649	19. 35			1 –
Ⅲ 評価・換算差額等										
1 その他有価証券 評価差額金			_	_		77, 940	2. 90		_	_
2 繰延ヘッジ損益			_	_		1, 200	0.05		_	_
3 土地再評価差額金			_	_		△1, 981	△0.07		_	_
4 為替換算調整勘定			_	_		△51, 164	△1.91		_	_
評価・換算差額等 合計			_	_		25, 995	0. 97		_	-
Ⅲ 少数株主持分				–		39, 114	1. 46		_	-
純資産合計				_		584, 759	21. 78			_
負債純資産合計				_		2, 685, 271	100.00			_

## 【中間連結損益計算書】

				連結会計期間 成17年 4 月 1 E			] ]連結会計期間 成18年 4 月 1 [		要約連	結会計年度 結損益計算書 成17年4月1	
		:+±□		成17年9月30日	∃)		成18年9月30日	∃)	至平	成18年3月31日	日)
	区分	注記番号	金額(百	万円)	百分比 (%)	金額(百	万円)	百分比 (%)	金額(百	万円)	百分比 (%)
₹	記上高			2,354,027	100.00		2,529,244	100.00		4,972,059	100.00
륫	5上原価			2,235,356	94.96		2,406,658	95.15		4,729,892	95.13
	売上総利益			118,670	5.04		122,585	4.85		242,166	4.87
貝	反売費及び一般管理費										
1	役員報酬及び 従業員給料手当		26,933			28,205			54,504		
2	従業員賞与		1,186			1,169			6,825		
3	賞与引当金繰入額		5,011			6,943			5,148		
4	退職給付費用		1,441			1,493			3,238		
5	福利厚生費		4,872			4,967			9,892		
6	旅費及び交通費		4,042			4,286			8,361		
7	賃借料		8,222			6,491			15,360		
8	通信費		1,541			1,516			3,171		
9	租税公課		1,757			1,647			3,626		
10	交際費		960			987			2,012		
11	業務委託費		6,447			6,124			12,989		
12	減価償却費		4,149			3,295			8,547		
13	貸倒引当金繰入額		395			189			3,224		
14	連結調整勘定償却額		2,170						3,983		
15	のれん償却額					2,904					
16	その他		11,638	80,771	3.43	13,041	83,264	3.30	25,076	165,964	3.34
	営業利益			37,899	1.61		39,321	1.55		76,202	1.53
营	常業外収益										
1	受取利息		6,305			7,307			13,213		
2	受取配当金		4,427			3,513			6,816		
3	有価証券売却益		1						8		
4	持分法による 投資利益		11,911			11,602			19,149		
5	投資有価証券売却益		1,834			1,436			2,042		
6	その他		10,005	34,485	1.46	8,540	32,400	1.28	18,488	59,718	1.20
Ë	含業外費用						ļ				
1	支払利息		18,514			19,602			38,571		
2	コマーシャル ペーパー利息		1,292			58			1,572		
3	貸倒引当金繰入額		3,574								
4	その他		6,380	29,761	1.26	5,667	25,327	1.00	17,003	57,147	1.15
	経常利益			42,622	1.81		46,394	1.83		78,773	1.58

			前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			(自 平	平成18年9月30日)			前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
	区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	5万円)	百分比 (%)	金額(百	5万円)	百分比 (%)
‡	寺別利益										
1	有形固定資産等 売却益	1	3,049			1,734			3,962		
2	投資有価証券売却益		3,913			3,404			9,522		
3	出資金売却益					180			12		
4	持分変動利益					95					
5	貸倒引当金戻入益		5,271			1,982			5,797		
6	特定海外債権 売却益					30			617		
7	過年度償却済債権 取立益		110	12,345	0.52	305	7,734	0.31	112	20,025	0.40
‡	寺別損失										
1	有形固定資産等 売却・除却損	2	843			911			1,723		
2	減損損失	3	1,887			692			2,022		
3	投資有価証券売却損		3,201			23			3,367		
4	出資金売却損					1			1,238		
5	投資有価証券等 評価損		386			1,748			950		
6	持分変動損失					4			2,954		
7	関係会社等整理・ 引当損	4	5,434			8,953			11,645		
8	特別退職金					136					
9	事業構造改善損	5	2,713	14,466	0.61		12,473	0.49	5,482	29,384	0.58
	税金等調整前 中間(当期)純利益			40,501	1.72		41,655	1.65		69,414	1.40
	法人税、住民税 及び事業税		9,786			8,810			16,484		
	法人税等調整額		3,129	12,915	0.55	170	8,640	0.34	5,840	22,324	0.45
	少数株主利益			1,678	0.07		1,658	0.07		3,383	0.07
	中間(当期)純利益			25,908	1.10		31,356	1.24		43,706	0.88

## 【中間連結剰余金計算書】

			結会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	前連結会 (自 平成17 至 平成18	会計年度 年 4 月 1 日 年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)		
(資本剰余金の部)						
資本剰余金期首残高			487,686		487,686	
資本剰余金増加高						
1 新株予約権の行使		29,950		30,450		
2 資本減少による増加高		180,304	210,254	180,304	210,754	
資本剰余金減少高						
1 資本剰余金取崩額		487,686		487,686		
2 優先株式買入消却			487,686	44,000	531,686	
資本剰余金中間期末(期末)残高			210,254		166,754	
(利益剰余金の部) 利益剰余金期首残高 利益剰余金増加高 1 中間(当期)純利益		25,908	492,048	43,706	492,048	
2 資本減少による増加高		55,818		55,818		
3 資本剰余金取崩額		487,686		487,686		
4 最小年金債務調整額	1			278		
5 未実現デリバティブ評価損益	2	118	569,531	164	587,654	
利益剰余金減少高						
1 役員賞与		16		16		
2 土地再評価差額金取崩額		2,186		2,249		
3 連結子会社及び持分法適用会社 の増減に係る減少高		113		545		
4 会計制度変更による減少高	3		2,316	307	3,119	
利益剰余金中間期末(期末)残高			75,166		92,487	

## ④ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	130, 549	166, 754	92, 487	△113	389, 678
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行(新株予約権の 行使)	50, 127	49, 872			100, 000
資本金から資本剰余金への振替	△120, 549	120, 549			_
中間純利益			31, 356		31, 356
利益処分による役員賞与			△15		△15
土地再評価差額金取崩額			△1, 174		△1, 174
持分法適用会社の増減に 係る増減高			△122		△122
会計制度変更による増減(注)			△39		△39
未実現デリバティブ評価損益			△26		△26
自己株式の取得				△5	△5
持分法適用会社の持分率 変動による差額				△1	Δ1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△70, 422	170, 422	29, 977	△6	129, 971
平成18年9月30日残高(百万円)	60, 127	337, 177	122, 464	△119	519, 649

		評	価・換算差額	等		少数株主	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少剱休土   持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	90, 547	_	△2, 619	△50, 655	32, 271	37, 125	464, 075
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行(新株予約権の 行使)							100, 000
資本金から資本剰余金への振替							_
中間純利益							31, 356
利益処分による役員賞与							△15
土地再評価差額金取崩額							△1, 174
持分法適用会社の増減に 係る増減高							△122
会計制度変更による増減(注)							△39
未実現デリバティブ評価損益							△26
自己株式の取得							△5
持分法適用会社の持分率 変動による差額							△1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△12, 606	1, 200	638	△508	△11, 276	1, 988	△9, 287
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△12,606	1, 200	638	△508	△11, 276	1, 988	120, 684
平成18年9月30日残高(百万円)	77, 940	1, 200	△1, 981	△51, 164	25, 995	39, 114	584, 759

<sup>(</sup>注)海外関係会社において、現地の会計制度の変更による剰余金の減少高であります。

## ⑤ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日
		至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		40, 501	41, 655	69, 414
減価償却費		10, 912	10, 946	25, 958
減損損失		1, 887	692	2, 022
投資有価証券等評価損		386	1, 748	950
連結調整勘定償却額		2, 170	_	3, 983
のれん償却額		_	2, 132	_
貸倒引当金の減少額		△53, 099	△6, 739	△110,810
退職給付引当金の減少額		△1, 568	△1,859	△3, 630
受取利息及び受取配当金		△10, 732	△10, 821	△20, 030
支払利息		19, 807	19, 660	40, 143
為替差損益		298	82	320
持分法による投資損益(益△)		△11,911	△11,602	△19, 149
投資有価証券等売却損益(益△)		$\triangle 2,547$	△5, 086	△4, 025
有形固定資産等売却・ 除却損益(益△)		$\triangle 2,205$	△823	$\triangle 2,238$
売上債権の増加(減少)額		23, 989	△27, 920	26, 492
たな卸資産の増加額		△17, 165	△34, 703	$\triangle 8,492$
仕入債務の増加(減少)額		△32, 268	43, 238	△34, 978
役員賞与の支払額		△21	$\triangle 23$	△21
その他		34, 631	△1, 959	112, 593
小計		3, 065	18, 617	78, 502
受取利息及び配当金の受取額		14, 511	16, 770	21, 761
利息の支払額		△20, 499	△19, 336	△40, 673
法人税等の支払額		△8, 341	△9, 523	△16, 434
営業活動による キャッシュ・フロー		△11, 264	6, 528	43, 155

			治古則演述△弐冊問	业 市 即 庫 辻 △ ⇒ ↓ 冊 門	前連結会計年度の
			前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	要約連結キャッシュ・ フロー計算書
l			(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
	投資活動による キャッシュ・フロー				
	定期預金の純増加(純減少)額		△1, 339	△290, 266	2, 541
	有価証券の純減少(純増加)額		1,802	6	△1, 151
	有形固定資産の取得による支出		△12, 366	△7, 570	△25, 518
	有形固定資産の売却による収入		8, 764	10, 900	16, 462
	投資有価証券の取得による支出		△7, 991	△10, 705	△24, 380
	投資有価証券の償還・ 売却による収入		17, 728	21, 441	59, 272
	短期貸付金の純減少額		17, 730	25, 320	27, 022
	長期貸付けによる支出		△5, 381	△15, 589	△9, 717
	長期貸付金の回収による収入		14, 887	2, 028	37, 546
	連結範囲の変更を伴う子会社 株式の取得による支出		△296	△37	△296
	連結範囲の変更を伴う子会社 株式の売却による支出(収入)		416	△47	937
	その他		14, 346	2, 082	16, 436
	投資活動による キャッシュ・フロー		48, 300	△262, 436	99, 155
	財務活動による キャッシュ・フロー				
	短期借入金の純減少額		△165, 550	△96, 687	△233, 618
	コマーシャルペーパーの		△55 <b>,</b> 400	△7, 300	△110,000
	純減少額 長期借入れによる収入		233, 761	32, 706	487, 025
	長期借入金の返済による支出		△100, 783	$\triangle 129,978$	△262, 600
	社債の発行による収入		124, 169	334, 775	154, 872
	社債の償還による支出		△10, 927	△10, 889	△46, 030
	少数株主への株式の発行 による収入		_	_	56
	優先株式の買入による支出		_	_	△44, 000
	自己株式の取得による支出		△7	△5	$\triangle 26$
	少数株主への配当金の支払額		△279	△558	△805
	その他		_	△1, 167	△678
	財務活動による キャッシュ・フロー		24, 982	120, 894	△55,805
	現金及び現金同等物に係る 換算差額		4, 687	△1,800	11, 921
	現金及び現金同等物の減少 (増加)額		66, 706	△136, 813	98, 426
	現金及び現金同等物の期首残高		409, 266	506, 254	409, 266
	連結範囲の変更に伴う現金 及び現金同等物の増加(減少)額		△24	316	△1, 438
	現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	<b>※</b> 1	475, 947	369, 757	506, 254

双日香港会社

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 平成17年9月30日) 平成18年9月30日) 平成18年3月31日) 連結の範囲に関する事項 連結の範囲に関する事項 連結の範囲に関する事項 連結子会社の数は324社であり 連結子会社の数は331社であり 連結子会社の数は321社であり ます。主な連結子会社は以下の ます。主な連結子会社は以下の ます。 とおりであります。 とおりであります。 このうち、主な連結子会社名は 双日㈱ 双日マシナリー㈱ 「第1 企業の概況 4 関係 双日マシナリー㈱ 双日マリンアンド 会社の状況」に記載しておりま 双日マリンアンド エンジニアリング(株) エンジニアリング㈱ 双日エアロスペース㈱ 双日エアロスペース㈱ 双日エネルギー㈱ 双日エネルギー㈱ 双日ケミカル(株) グローバル・ケミカル・ エヌエヌ・ケミカル㈱ (注:平成17年10月1日を以 ホールディングス(株) ってエヌエヌ・ケミカル㈱は (注: 当社は平成18年10月1日 双日ケミカル㈱へと社名変更 を以って双日ケミカル㈱及び グローバル・ケミカル・ホー 致しました。) グローバル・ケミカル・ ルディングス㈱を吸収合併致 ホールディングス(株) しました。) プラ・ネット・ プラ・ネット・ ホールディングス㈱ ホールディングス(株) プラネット㈱ プラネット(株) プラマテルズ(株) プラマテルズ㈱ サン建材㈱ サン建材㈱ ニコム建物管理㈱ (注:平成18年10月1日を以っ てサン建材㈱は双日建材㈱に 日商岩井不動産㈱ (注:平成17年10月15日を以 社名変更致しました。) って日商岩井不動産㈱は双日 双日総合管理㈱ 都市開発㈱に社名変更致しま 双日ジーエムシー㈱ した。) 双日食料㈱ 双日ジーエムシー㈱ ㈱ニチメンインフィニティ 双日食料㈱ 第一紡績㈱ ㈱ニチメンインフィニティ 双日九州㈱ 日商エレクトロニクス(株) 第一紡績㈱ 双日九州(株) MMC Automotriz, S.A. 日商エレクトロニクス㈱ Catherine Hill Resources Pty. Ltd. MMC Automotriz, S.A. Catherine Hill P.T. Kaltim Methanol Resources Pty. Ltd. Industri Thai Central Chemical P.T. Kaltim Methanol Industri Public Co., Ltd. Thai Central Chemical 双日米国会社 双日欧州会社 Public Co., Ltd. 双日アジア会社 双日米国会社 双日欧州会社 双日中国会社 双日アジア会社 双日香港会社 双日中国会社

前	中間連結会計期間
(自	平成17年4月1日
至	平成17年9月30日)

当中間連結会計期間において新規設立、重要性の増加等により、新たに7社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。

SPSシンテックス㈱
Sojitz Automotive
Investment Pte. Ltd.
青島南南飲料有限公司
㈱ディ・ストーム

また、売却及び持分法非適用子 会社への移行等により12社が減 少しております。

連結の範囲より除外した子会社は、在外子会社61社、国内子会社21社、計82 社であります。これらの非連結子会社の終資産、売上高、中間純損益、及び利益剰余金等は、いずれも小りであり、かつ全体として影響を及ぼしておりません。なお、自な非連結子会社名は次のとおりです。

MONARCH MARITIME, S.A.

### 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間連結会計期間において新規設立・取得等により、新たに17社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。

Hyundai Motor (Thailand) Co., Ltd.

Subaru Ukraine LLC (株)デプラノ (株)ARM

日本コンテンツ投資事業 有限責任組合

また、清算等により7社が減少しております。

なお、非連結子会社の総資産、 売上高、中間純損益(持分に見 合う額)、及び利益剰余金(持分 に見合う額)等は、いずれも小 規模であり、かつ全体としても 中間連結財務諸表に重要な影響 を及ぼしておりません。主な非 連結子会社名は以下のとおりで あります。

(有)シーアールジェー インベストメント

#### 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当連結会計年度において新規設立、取得等により、新たに24社を連結の範囲に含めました。その主な連結子会社名は以下のとおりであります。

SPSシンテックス(株) 青島南南飲料有限公司

また、売却、清算及び持分法非 適用子会社への移行等により32 社が減少しております。

なお、非連結子会社の総資産、 売上高、当期純損益(持分に見 合う額)、及び利益剰余金(持分 に見合う額)等は、いずれも小 規模であり、かつ全体としても 連結財務諸表に重要な影響を及 ぼしておりません。主な非連結 子会社名は以下のとおりであり ます。

(有)シーアールジェー インベストメント 前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のう ち非連結子会社10社、関連会社 182社に対する投資について持 分法を適用しております。 持分法適用の範囲に含めた主な 非連結子会社及び関連会社は以 下のとおりであります。 非連結子会社

> MONARCH MARITIME, S.A. 関連会社

アリスタライフ サイエンス㈱ エルエヌジージャパン㈱ ㈱メタルワン

当中間連結会計期間において新規設立・取得等により13社が増加し、持分法非適用関連会社への移行及び売却等により9社が減少しております。

なお、持分法を適用していない 非連結子会社82社、関連会社27 社、計109社は、それぞれ中間 連結純損益、連結利益剰余金等 に及ぼす影響は軽微であり、か つ全体としても重要性はありま せん。主な持分法非適用子会社 及び関連会社は以下のとおりで あります。

信和合成有限公司

3 連結子会社の中間決算日等に関 する事項

> 連結子会社のうち、中間決算日 が中間連結決算日と異なる会社 は196社であります。これらの 子会社のうち、中間決算日がります。 では当該決算日から3ヶ月を超え ない子会社については当該子会 社の中間財務諸表を使用しとい りますが、中間連結決算日とい 間に生じた重要な取引について は、連結上必要な調整を行って おります。

中間連結決算日との差異が3ヶ月を超えている子会社については中間連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算を行っております。

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のう ち非連結子会社12社、関連会社 188社に対する投資について持 分法を適用しております。 持分法適用の範囲に含めた主な 関連会社は以下のとおりであり ます。

> アリスタライフ サイエンス(株) エルエヌジージャパン(株) (株) メタルワン

当中間連結会計期間において新規設立・取得等により15社が増加し、売却等により7社が減少しております。

なお、持分法を適用していない 非連結子会社及び関連会社は、 それぞれ中間連結純損益、連結 利益剰余金等に重要な影響を及 ぼしておりません。主な持分法 非適用関連会社は以下のとおり であります。

信和合成有限公司

3 連結子会社の中間決算日等に関 する事項

> 連結子会社のうち、中間決算日 が中間連結決算日と異なる会社 は200社であります。これらの 子会社のうち、中間決算日と中 間連結決算日の差異が3ヶ月を 超えない連結子会社については 当該子会社の中間財務諸表を使 用しておりますが、中間連結決 算日との間に生じた重要な調整 を行っております。

> 中間連結決算日との差異が3ヶ月を超えている連結子会社については中間連結決算日に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算を行っております。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社のう ち非連結子会社12社、関連会社 180社に対する投資について持 分法を適用しております。持分 法適用の範囲に含めた主な関連 会社は以下のとおりであります。

> アリスタライフ サイエンス(株) エルエヌジージャパン(株) (株) メタルワン

当連結会計年度において新規設立・取得等により32社が増加し、売却等により28社が減少しております。

なお、持分法を適用していない 非連結子会社及び関連会社は、 それぞれ連結純損益、連結利益 剰余金等に重要な影響を及ぼし ておりません。主な持分法非適 用子会社及び関連会社は以下の とおりであります。

信和合成有限公司

3 連結子会社の事業年度等に関す る事項

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 至 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日) 平成18年3月31日) 至 会計処理基準に関する事項 会計処理基準に関する事項 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評 (1) 重要な資産の評価基準及び評 (1) 重要な資産の評価基準及び評 価方法 価方法 価方法 ① 有価証券(投資有価証券を ① 有価証券(投資有価証券を ① 有価証券(投資有価証券を 含む) 含む) 含まり 売買目的有価証券 売買目的有価証券 売買目的有価証券 同左 …時価法によっておりま 同左 す。 売却原価は主として移動 平均法により算出してお ります。 b 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券 同左 同左 償却原価法(定額法)によっ ております。 その他有価証券 その他有価証券 c その他有価証券 時価のあるもの 時価のあるもの 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格 連結決算日の市場価格等に 中間連結決算日の市場価格 等に基づく時価法(評価差 等に基づく時価法(評価差 基づく時価法(評価差額は 額は全部資本直入法により 額は全部純資産直入法によ 全部資本直入法により処理 処理し、売却原価は移動平 り処理し、売却原価は移動 し、売却原価は移動平均法 均法により算定)によって 平均法により算定)によっ により算定)によっており おります。 ております。 ます。 時価のないもの 時価のないもの 時価のないもの 移動平均法による原価法に 同左 同左 よっております。 尚、投資事業有限責任組合 及びそれに類する組合への 出資(証券取引法第2条第 2項により有価証券とみな されるもの) については、 組合契約に規定される決算 報告日に応じて入手可能な 最近の決算書を基礎とし、 持分相当額を純額で取り込 む方法によっております。 ② デリバティブ ② デリバティブ ② デリバティブ 時価法によっております。 同左 同左 ③ 運用目的の金銭の信託 ③ 運用目的の金銭の信託 ③ 運用目的の金銭の信託 時価法によっております。 同左 同左 ④ たな卸資産 ④ たな卸資産 ④ たな卸資産

同左

同左

主として個別法または移動

平均法による原価法によっておりますが、一部の在外連結子会社では個別法による低価法を採用しておりま

す。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償	(2) 重要な減価償却資産の減価償	(2) 重要な減価償却資産の減価償
却の方法	却の方法	却の方法
① 有形固定資産	① 有形固定資産	有形固定資産
主として定率法を採用して	主として定率法を採用して	同左
おります。ただし、平成10	おります。ただし、平成10	
年4月1日以降取得した建	年4月1日以降取得した建	
物(附属設備を除く)は定額	物(附属設備を除く)は定額	
法によっております。	法によっております。	
なお、主な耐用年数は以下	なお、主な耐用年数は以下	
のとおりであります。	のとおりであります。	
建物及び構築物	建物及び構築物 2~65年	
(含む賃貸用 3~65年		
固定資産)	運搬具 2~25年	
機械装置及び 運搬具 2~25年		
② 無形固定資産	② 無形固定資産	無形固定資産
主として定額法を採用して	同左	同左
おります。なお、自社利用		
のソフトウェアについて		
は、社内における利用可能		
期間(5年)に基づく定額法		
によっております。また、		
一部の連結子会社では、鉱		
業権について生産高比例法		
によっております。		
(3) 重要な引当金の計上基準	(3) 重要な引当金の計上基準	(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金	① 貸倒引当金	貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒	同左	同左
損失に備えるため、一般債		
権については貸倒実績率に		
より、貸倒懸念債権等特定		
の債権については個別に回		
収可能性を検討し、回収不		
能見込額を計上しておりま		
す。		
② 賞与引当金	② 賞与引当金	賞与引当金
従業員に対する賞与の支払	同左	同左
に備えて、支給見込額を計		
上しております。		
	③ 役員賞与引当金	
	役員に対する賞与の支払に	
	備えて、役員賞与支給見込	
	額を計上することとしてお	
	ります。なお、当中間連結	
	会計期間末においては計上	
③ 退職給付引当金	しておりません。 ④ 退職給付引当金	   退職給付引当金
従業員の退職給付に備える	・ ・	逆職和刊列ヨ金   従業員の退職給付に備えるた
ため、当連結会計年度末に	[H]/IL	め、当連結会計年度末におけ
おける退職給付債務及び年		る退職給付債務及び年金資産
金資産の見込額に基づき、		の見込額に基づき、当連結会
当中間連結会計期間末にお		計年度末において発生してい
いて発生していると認めら		ると認められる額を計上して
れる額を計上しておりま		おります。
7		

す。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 平成17年4月1日 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 (自 平成17年9月30日) 平成18年9月30日) 平成18年3月31日) (追加情報) (追加情報) 当社は、退職給付制度として 当社は、事業子会社である旧 確定拠出年金制度及び前払退 双日株式会社を合併したこと 職金制度を採用しておりまし により、退職給付制度として たが、平成18年4月1日より 確定拠出年金制度及び前払退 確定拠出年金制度及び退職一 職金制度を採用しておりまし 時金制度または前払退職金制 たが、平成18年4月1日より 度を採用することに変更致し 確定拠出年金制度及び退職・ ました。この制度変更による 時金制度または前払退職金制 平成18年度以降の損益への影 度を採用することに変更致し 響は軽微であります。 ました。この制度変更による 平成18年度以降の損益への影 響は軽微であります。 (4) 重要な外貨建資産又は負債の (4) 重要な外貨建資産又は負債の (4) 重要な外貨建資産又は負債の 本邦通貨への換算の基準 本邦通貨への換算の基準 本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間 外貨建金銭債権債務は、中間 外貨建金銭債権債務は、連結 連結決算日の直物為替相場に 連結決算日の直物為替相場に 決算日の直物為替相場により より円貨に換算し、換算差額 より円貨に換算し、換算差額 円貨に換算し、換算差額は損 は損益として処理しておりま は損益として処理しておりま 益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及 なお、在外子会社等の資産及 なお、在外子会社等の資産及 び負債は、当該子会社等の決 び負債は、当該子会社等の中 び負債は、当該子会社等の中 算日の直物為替相場により円 間決算日の直物為替相場によ 貨に換算し、収益及び費用は 間決算日の直物為替相場によ 期中平均相場により円貨に換 り円貨に換算し、収益及び費 り円貨に換算し、収益及び費 用は期中平均相場により円貨 用は期中平均相場により円貨 算しております。換算差額 に換算しております。 は、少数株主持分及び資本の に換算しております。 換算差額は、少数株主持分及 換算差額は、純資産の部にお 部における為替換算調整勘定 び資本の部における為替換算 ける為替換算調整勘定および に含めて計上しております。 調整勘定に含めて計上してお 少数株主持分に含めて計上し ります。 ております。 (5) 重要なリース取引の処理方法 (5) 重要なリース取引の処理方法 (5) 重要なリース取引の処理方法 同左 同左 リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以 外のファイナンス・リース取 引については、通常の賃貸借 取引に係る方法に準じた会計 処理によっておりますが、-部の在外連結子会社について は売買取引に係る方法に準じ た会計処理方法によっており ます。 (6) 重要なヘッジ会計の方法 (6) 重要なヘッジ会計の方法 (6) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同左 同左 原則として繰延ヘッジ処理 によっております。なお、 振当処理の要件を満たして いる為替予約、通貨スワッ プ及び通貨オプションにつ いては振当処理に、特例処 理の要件を満たしている金 利スワップについては特例 処理によっております。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
② ヘッジ手段とヘッジ対象 外貨建取引の為替変動リスクに対して為替予約取引、通貨スワップ取引、通企、貸付金、利付債券等の金利変動リスクに対して会別、金利オプション取引、金利オプション取引、金属、穀物、石に対しては商品先物取引、所以、金利等をヘッジ手段と	<ul><li>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</li></ul>	<ul><li>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</li></ul>
して用いております。	③ ヘッジ方針 同左	③ ヘッジ方針 同左
④ へッジの有効性評価の方法・マッジの有効性評価の方法・フッジ対象のキャッシュ相マショー変動の累計で変動をクロー変動ができまれる。 たびしております。 ただし、特例の対し、特別の対し、特別の対し、なのが対し、なります。 ただし、特別の対し、なります。	<ul><li>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</li></ul>	<ul><li>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</li></ul>
(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な処理方法 のための重要な処理方法 新株発行費は、3年間で均等 等償却して費は、社債の償還 期ででででは、対してがです。 がでは、対してがです。 がでは、対しております。 のいずしております。 ののにができます。 がでは、対してができます。 ののにができます。 がでは、対しています。 ののにができます。 ののには、は、対しては、は、対しています。	(7) その他の重新項 ① ためのための重要をのというでは、 1 を会社を表生ののための重要をの、 1 を表生の、 2 を表生の、 3 を表生の、 3 を表生の、 3 を表生の、 4 を表生の、 5	(7) その他連結財務諸表作成のための重結財務諸表作成のための重要な事産の処理方法開業を受資産の処理方法開業を受資度は、、商法に大力を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を支援を

		Т
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
② 大型不動産開発事業に係る 支払利息の取得原価への算 入 大型不動産開発事業(総投 資額が20億円以上かつ開発 期間が1年超のもの)に係 る正常な開発期間中の支払 利息は取得原価に算入して おります。	② 大型不動産開発事業に係る 支払利息の取得原価への算 入 同左	② 大型不動産開発事業に係る 支払利息の取得原価への算 入 同左
③ 消費税等の会計処理 税抜方式によっておりま す。	③ 消費税等の会計処理 同左	③ 消費税等の会計処理 同左
④ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用してお ります。	④ 連結納税制度の適用 同左	④ 連結納税制度の適用 同左
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動リスクを負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

→ + HB/+ / + / → 1 H2 HB	\\\\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	ンシャゲ V コ F F
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日
至 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(日 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(日 平成17年4月1日   至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)		(固定資産の減損に係る会計基準)
当中間連結会計期間より、固定資		当連結会計年度より、固定資産の減
産の減損に係る会計基準(「固定		損に係る会計基準(「固定資産の減
資産の減損に係る会計基準の設定		損に係る会計基準の設定に関する意
に関する意見書」(企業会計審議		見書」(企業会計審議会 平成14年
会 平成14年8月9日))及び「固		8月9日))及び「固定資産の減損に
定資産の減損に係る会計基準の適		係る会計基準の適用指針」(企業会
用指針」(企業会計基準適用指針		計基準適用指針第6号 平成15年10
第6号 平成15年10月31日) を適		月31日)を適用しております。これ
用しております。これにより税金		により税金等調整前当期純利益は
等調整前中間純利益は1,887百万		2,022百万円減少しております。な
円減少しております。なお、減損		お、減損損失累計額については、各
損失累計額については、各資産の		資産の金額から直接控除しておりま
金額から直接控除しております。		す。
	(貸借対照表の純資産の部の表示に	
	関する会計基準等)	
	(自己株式及び準備金の額の減少等	
	に関する会計基準等の一部改正)	
	当中間連結会計期間より、「貸借対	
	照表の純資産の部の表示に関する会	
	計基準」(企業会計基準委員会 平	
	成17年12月9日 企業会計基準第5	
	号)及び「貸借対照表の純資産の部	
	の表示に関する会計基準等の適用指	
	針」(企業会計基準委員会 平成17	
	年12月9日 企業会計基準適用指針	
	第8号) ならびに改正後の「自己株	
	式及び準備金の額の減少等に関する	
	会計基準」(企業会計基準委員会	
	最終改正平成18年8月11日 企業会	
	計基準第1号)および「自己株式及	
	び準備金の額の減少等に関する会計	
	基準の適用指針」(企業会計基準委	
	員会 最終改正平成18年8月11日	
	企業会計基準適用指針第2号)を適	
	用しております。これまでの資本の	
	部の合計に相当する金額は、	
	544,444百万円であります。なお、	
	当中間連結会計期間末における中間	
	連結貸借対照表の純資産の部につい	
	ては、中間連結財務諸表規則の改正	
	に伴い、改正後の中間連結財務諸表	
	規則により作成しております。	
	1 222. 3. 2. 11/22 = 142 2 3. 2. 2.	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
——————————————————————————————————————	(繰延資産の会計処理に関する当面	
	の取扱い)   当中間連結会計期間より、「繰延資	
	産の会計処理に関する当面の取扱	
	い」(企業会計基準委員会 平成18	
	年8月11日 実務対応報告第19号)を 適用しております。この結果、従来	
	過用しております。この指末、従来   の方法によった場合と比較して経常	
	利益及び税金等調整前中間純利益に	
	与える影響は軽微であります。	
	(役員賞与に関する会計基準)	
	当中間連結会計期間より、「役員賞	
	与に関する会計基準」(企業会計基 準委員会 平成17年11月29日 企業	
	会計基準第4号)を適用しておりま	
	す。なお、これによる損益に与える	
	影響はありません。	
	(企業結合会計に係る会計基準等)	
	当中間連結会計期間より、「企業結	
	合に係る会計基準」(企業会計審議 会 平成15年10月31日)及び「事業	
	分離等に関する会計基準」(企業会計	
	基準委員会 平成17年12月27日 企	
	業会計基準第7号) 並びに「企業結合	
	会計基準及び事業分離等会計基準に	
	関する適用指針」(企業会計基準委 員会 平成17年12月27日 企業会計	
	基準適用指針第10号) を適用してお	
	ります。	
	中間連結財務諸表規則の改正による	
	中間連結財務諸表の表示に関する変	
	更は以下のとおりです。	
	(中間連結貸借対照表)	
	当中間連結会計期間より、連結調整	
	勘定および営業権を「のれん」とし	
	て表示しております。なお、前中間	
	連結会計期間末において、営業権	
	は、中間連結貸借対照表の無形固定 資産「その他」に1,399百万円含まれ	
	賃座「その他」に1,399日カウムまれ   ております。	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(中間連結損益計算書) 当中間連結損益計期間より、連結調整 勘定償却額および営業権償却額を 「のれん償却額」としております。前中間連結会計期間において、営業権償却額は「減価償却費」に含めて表示しており、その金額は540百万円であります。 また、負ののれん償却額については当中間連結会計期間より営業外収益「その他」に含めて表示しております。 す。前中間連結会計期間より営業外収益「その他」に含めて表示しております。前中間連結会計期間において、負ののれん償却額は「連結調整勘定償却額」に含めて表示しております。	
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 当中間連結会計期間より、「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」として表示しております。	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)
「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法	
律第97号)が、平成16年6月9日に公布され、平成16年	
12月1日より適用となり、「金融商品会計に関する実務	
指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15	
日付で改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から	
投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資	
(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるも	
の)を従来の投資その他の資産の「その他」より「投資	
有価証券」に表示を変更しております。なお、前中間連	
結会計期間末の「その他」に含まれる当該出資の額は、	
11,066百万円、当中間連結会計期間末の「投資有価証	
券」に含まれる当該出資の額は、12,373百万円でありま	
す。	
	(中間連結貸借対照表)
	従来「賃貸用固定資産」およびその「減価償却累計額」
	は区分掲記しておりましたが、資産処分の結果、当中間
	連結会計期間末において、資産の総額の100分の5以下
	となり、重要性が低下したため、当該資産を示す科目で
	ある「機械装置及び運搬具」およびその「減価償却費累
	計額」に含めて表示することに変更いたしました。当中
	間連結会計期間末における「賃貸用固定資産」およびそ
	の「減価償却累計額」はそれぞれ275百万円および187百
	万円であります。
<del></del>	(中間連結損益計算書)
	前中間連結会計期間において「貸倒引当金繰入額」は営
	業外費用の100分の10を超えたため区分掲記しておりま
	したが、当中間連結会計期間においては営業外費用の
	100分の10を超えないため、営業外費用「その他」に含
	めて表示しております。当中間連結会計期間において営
	業外費用「その他」に含めて表示した「貸倒引当金繰入
	額」は222百万円であります。

## (中間連結貸借対照表関係)

前中間連結 (平成17年		₹		中間連結会				前連結会 平成18年		ı
<ul><li>※1 このうち債金等の代用 資産は次の</li></ul>	として供し	ている	金 資	のうち債績 等の代用。 産は次の	として供	している	金等の代用として			している
す。 (1) 債務の担保	に供してレ	いる資産		務の担保に	こ供してい	ハる資産	_(1) 債	務の担保は	に供してい	ハる資産
担保提供資産 (百万円)	対応債務	(百万円)	担保提(百)			(百万円)		供資産 万円)		(百万円)
現金及び 預金 11,282	支払手形 及び 買掛金	5, 796	現金及び 預金	1, 873	支払手形 及び 買掛金	14, 168	現金及び 預金	11, 728	支払手形 及び 買掛金	12, 341
受取手形 及び 7,268 売掛金	短期 借入金	13, 854	受取手形 及び 売掛金	5, 833	短期 借入金	24, 080	受取手形 及び 売掛金	6, 813	短期 借入金	31, 133
たな卸 資産 22,832	その他流 動負債	11, 509	たな卸 資産	17, 321	その他流 動負債	14, 221	たな卸 資産	25, 418	その他 流動負債	16, 973
その他 流動資産 477	長期 借入金	77, 000	その他 流動資産	524	社債	220	その他 流動資産	518	社債	220
建物及び 構築物 12,817	社債	220	建物及び 構築物	10, 398	長期借入	42, 268	建物及び 構築物	11, 287	長期借入	42, 798
機械装置 及び 19,503 運搬具	その他固 定負債	608	機械装置 及び 運搬具	19, 556	その他固 定負債	440	機械装置 及び 運搬具	22, 322	その他 固定負債	440
土地 18,335 投資			土地 投資	15, 615			土地 投資	17, 463		
有価証券 (有価証 券含む)			有価証券 (有価証 券含む)	100, 907			有価証券 (有価証 券含む)	108, 744		
長期 貸付金 278			長期 貸付金	289			長期 貸付金	288		
投資その 他の資産 216 (その他)			投資その 他の資産 (その他)	236			投資その 他の資産 (その他)	219		
(その他) (注) 上記の貸付、社ぞは (注) 上記り貸付、社ぞりでは (注) 上記り貸付、社では (2) 日のでは、社ででは (2) 日のでは (2) 日のでは (3) 日のでは (4) 日のでは (4) 日のでは (4) 日のでは (5) 日のでは (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので (6) 日ので	、結式131,084 、 長期消子084 、 日のいにまの 日のいにまの代 2,31 と 2,31	寸金についません。 されば されば で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(注) 上短いるが13.日百動が取し現投(含上つい	記期て子そ4米万産さ引て金資有い記いるあの貸は会れ88国円担れ保い及有価)のて子りほけ、社ぞ百会)保て証るび価証 ほは会まか、金連株れ万社に法お金資預証券 か、社ず	、結式 27のつ制り等産 金券 長上、26,350 借いにまの 投結式の でよす代 を を り入てよす代 を り入ばる。用 の り入ばる。用 の り入ばる。用 の り入ばる。 り、8 の り、9 の り り、9 の り り り り り り り り り り り り り り り り り り	寸させ百まに 担 と 34 百 百 証さにて付円、47国設 て 万 万 券れつい金、双77の定 供 円 円 にて	注	記期て子そ,2米万産さ引て金資有む記いるりの貸は会れ4国円担れ保い及有価)のて子まほ付、社ぞ百会)保て証るび価証 ほは会すか金連株お万社に法お金資預証券 か、社。	、結式 26,350 間ので制り等産金券 、連邦消子 350 間のではまの とはる。用 2,4 資上 59,2 有消:	付さ社百また。担と 43 百 百 証さにて付円、019の定 供 円 円 にてかる、双19の定 供 円 円 にて

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
※2 このうち貸付有価証券が 4,497百万円含まれておりま す。	<u>*</u> 2	※2 このうち貸付有価証券が 5,519百万円含まれております。
3 偶発債務 下記には保証債務48,081百万円 の他に保証類似行為として、保 証予約等856百万円を含んでお ります。 連結会社以外の会社の銀行借入 等に対する保証 P. T. CHANDRA ASRI 7,542百万円 ボンタン・エルエヌ ジー・トレイン・エ 5,049百万円 イチ投資 ボンタン・トレイ ン・ジー・プロジェ 3,852百万円 クト・ファイナンス	3 偶発債務 下記には保証債務36,560百万円 の他に保証類似行為として、保 証予約等762百万円を含んでお ります。 連結会社以外の会社の銀行借入 等に対する保証 エルエヌジージャパ 8,857百万円 ボンタン・エルエヌ ジー・トレイン・エ 4,355百万円 イチ投資 ボンタン・トレイ ン・ジー・プロジェ 2,696百万円	3 偶発債務 下記には保証債務42,493百万円 の他に保証類似行為として、保 証予約等636百万円を含んでお ります。 連結会社以外の会社の銀行借入 等に対する保証 ボンタン・エルエヌ ジー・トレイン・エ 4,790百万円 イチ投資 エルエヌジージャパ ン・ジー・プロジェ 3,357百万円
エルエヌジージャパン3,638百万円ALBACORA JAPAO ETROLEO LIMITADA2,637百万円その他(94件)26,217百万円合計48,938百万円(注)連帯保証等において当社グループの負担額が特定されている。	クト・ファイナンスUSIMINAS SIDERURGIAS DE MINAS GERAIS S.A. 日本アサハンアルミ ニウム株式会社 その他(91件)2,269百万円その他(91件)17,136百万円合計37,323百万円(注)連帯保証等において当社グル	クト・ファイナンス USIMINAS SIDERURGIAS DE 2,584百万円 MINAS GERAIS S. A. ALBACORA JAPAO PETROLEO LIMITADA その他(96件) 26,434百万円 合計 43,130百万円
るものについては、当社の負担額を記載しております。  4 手形割引高及び裏書譲渡高 (1)受取手形割引高 31,028百万円 (2)受取手形裏書譲渡高 248百万円 ※5	一プの負担額が特は、当社れている地域では、当社では、当社での負担額では、当社では、当社でのに当社ののに記載しております。  4 手形割引高及び裏書譲渡高 (1)受取手形割引高 32,024百万円 (2)受取手形裏書譲渡高 444百万円 (2)受取手形裏書譲渡高 444百万円 会計処理 中間連結期末日満期手形の会計処理 中間連結期末日満期手形の会計処理をもない、第十年ででででは、当社のでは、当社のであったが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	<ul> <li>(注) 連帯保証等において当社の負担額が特定されているものについては、当社の負担額を記載しております。</li> <li>4 手形割引高及び裏書譲渡高(1)受取手形割引高29,112百万円(2)受取手形裏書譲渡高305百万円※5</li> </ul>

# 前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

# 当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

# 前連結会計年度末(平成18年3月31日)

#### (追加情報)

自己株式の取得

当社は本年6月28日開催の当社株主総会にて承認可決され、当社第一回 I 種優先株式の所得枠を設定しておりますが、平成17年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成17年8月5日に当社第一回 I 種優先株式の売買契約を締結いたしました。

その内容は次のとおりであります。

1.株式の種類

当社第一回I種優先株式

2.株式の買入価格

1株当たり2,200円(発行価格 2.000円に対する割合110%)

- 3.株式の買入価格の総額 440億円
- 4. 買い入れる株式の総数 20,000,000株
- 5.買い入れる相手方、買入株式数および買入価格の総額

相手方	買入株式数	買入価格の総額
株式会社UFJ銀行	15,000,000株	33,000,000,000円
株式会社東京三菱銀行	3,500,000株	7,700,000,000円
三菱信託銀行株式会社	1,000,000株	2,200,000,000円
農林中央金庫	500,000株	1,100,000,000円
合計	20,000,000株	44,000,000,000円

(注)三菱信託銀行株式会社は平成17年10月1日付にて UFJ信託銀行株式会社と合併し、三菱UFJ信託銀行株式会 社となっております。

6.受渡期日

平成18年1月13日

### (追加情報)

自己株式の取得

その内容は次のとおりでありま す。

#### (1)株式の種類

当社第二回I種優先株式 当社第三回I種優先株式 当社第四回I種優先株式 当社第一回II種優先株式 当社第一回IV種優先株式 当社第一回V種優先株式 当社第一回V種優先株式

#### (2)株式の取得価額

1株当た 発行価額および りの取得 発行価額に対す 種類 価額 る割合 第二回 2,160円 2,000円 108% I 種優先株式 第二回 2,120円 2,000円 106% I 種優先株式 第四回 2,080円 2,000円 104% I 種優先株式 第一回 2,040円 2,000円 102% Ⅱ種優先株式 第一回 2,300円 10,000円 23% Ⅳ種優先株式 第一回 5,160円 12,000円 43% V種優先株式 第二回 10,000円 10,000円 100% V種優先株式

(注) 取得時期が平成19年10月以降 になる場合、1株当たり取得 価額は、各優先株式の発行価 額の2%相当額を加算した額 となります。

#### (3)株式の取得価額の総額

第二回 I 種優先株式 568億8百万円 第三回 I 種優先株式 557億56百万円 第四回 I 種優先株式 547億4百万円 第一回 II 種優先株式 536億52百万円 第一回 IV 種優先株式 458億85百万円 第一回 V 種優先株式 561億15百万円 第二回 V 種優先株式 200億円

合計

3,429億20百万円

(注) 取得時期が平成19年10月以降 になる場合、1株当たり取得 価額は、各優先株式の発行価 額の2%相当額を加算した額 となります。仮に全ての優先

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
	株式を当該加算後の1株当た り取得価額で取得すると、取 得価額の総額は3,541億28百 万円となります。 (4)取得する株式の総数	
	発行済 株式総 種類 取得株式数 数に対 する割 合	
	第二回 I 種優先株式 26,300,000株 100% 第三回 I 種優先株式 26,300,000株 100% 第四回 I 種優先株式 26,300,000株 100%	
	第一回Ⅱ種優先株式 26,300,000株 100% 第一回Ⅳ種優先株式 19,950,000株 100% 第一回Ⅴ種優先株式 10,875,000株 100% 第二回Ⅴ種優先株式 2,000,000株 100%	
	合計     138,025,000株       (5)取得する相手方、取得株式数および取得価額の総額	
	第二回 I 種優先株式  相手方 取得株式数 取得価額の総額  株式会社三菱 東京UFJ銀行 18,500,000株 39,960,000,000円	
	株式会社みずほ コーポレート銀行 4,500,000株 9,720,000,000円 株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,888,000,000円 三巻IDT信号が銀行	
	1,000,000株 2,160,000,000円   株式会社   1,000,000株 1,080,000,000円   合計 26,300,000株 56,808,000,000円   (注) 取得時期が平成19年10月以降	
	になる場合、1株当たり取得 価額は、各優先株式の発行価 額の2%相当額を加算した額	
	となります。仮に全ての優先 株式を当該加算後の1株当た り取得価額で取得すると、取 得価額の総額は578億60百万	
	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
	株式会社三菱東京 WFJ銀行 株式会社みずほ コーポレート銀行 株式会社がも 4,500,000株 9,540,000,000円 株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,816,000,000円	
	E   E   E   E   E   E   E   E   E   E	
	(注) 取得時期が平成19年10月以降 になる場合、1株当たり取得 価額は、各優先株式の発行価	
	額の2%相当額を加算した額となります。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株当たり取得価額で取得すると、取	
	得価額の総額は568億8百万円 となります。	

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成17年9月30日)	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
	第四回I種優先株式	
	相手方 取得株式数 取得価額の総額	
	株式会社三菱東京 UFJ銀行 18,500,000株 38,480,000,000円	
	株式会社みずほ コーポレート銀行 4,500,000株 9,360,000,000円	
	株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,744,000,000円	
	三菱UFJ信託銀行 株式会社 1,000,000株 2,080,000,000円	
	農林中央金庫 500,000株 1,040,000,000円	
	合計 26,300,000株 54,704,000,000円	
	(注) 取得時期が平成19年10月以降	
	になる場合、1株当たり取得	
	価額は、各優先株式の発行価	
	額の2%相当額を加算した額	
	となります。仮に全ての優先	
	株式を当該加算後の1株当た	
	り取得価額で取得すると、取	
	得価額の総額は557億56百万	
	円となります。	
	第一回Ⅱ種優先株式	
	相手方 取得株式数 取得価額の総額	
	株式会社三菱東京 UFJ銀行 18,500,000株 37,740,000,000円	
	株式会社みずほ コーポレート銀行 4,500,000株 9,180,000,000円	
	株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,672,000,000円	
	三菱UFJ信託銀行 株式会社 1,000,000株 2,040,000,000円	
	農林中央金庫 500,000株 1,020,000,000円	
	合計 26,300,000株 53,652,000,000円	
	(注) 取得時期が平成19年10月以降	
	になる場合、1株当たり取得	
	価額は、各優先株式の発行価	
	額の2%相当額を加算した額	
	となります。仮に全ての優先	
	株式を当該加算後の1株当た	
	り取得価額で取得すると、取	
	得価額の総額は547億4百万円	
	となります。	
	第一回IV種優先株式	
	相手方 取得株式数 取得価額の総額	
	株式会社三菱東京 UFJ銀行 19,950,000株 45,885,000,000円	
	(注) 取得時期が平成19年10月以降	
	になる場合、1株当たり取得	
	価額は、各優先株式の発行価	
	額の2%相当額を加算した額	
	となります。仮に全ての優先	
	株式を当該加算後の1株当た	
	り取得価額で取得すると、取	
	得価額の総額は498億75百万	
	円となります。	

前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成17年9月30日)	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
	第一回V種優先株式	<del></del>
	相手方 取得株式数 取得価額の総額 株式会社三菱東京 40.055.000世 50.445.000.000円	
	UFJ銀行 10,875,000株 56,115,000,000円	
	(注) 取得時期が平成19年10月以降 になる場合、1株当たり取得	
	価額は、各優先株式の発行価	
	額の2%相当額を加算した額	
	となります。仮に全ての優先	
	株式を当該加算後の1株当た	
	り取得価額で取得すると、取 得価額の総額は587億25百万	
	特価額の総額は387億23日ガ   円となります。	
	第二回V種優先株式	
	相手方 取得株式数 取得価額の総額	
	株式会社三菱東京 UFJ銀行 1,000,000株 10,000,000,000円	
	株式会社みずほ コーポレート銀行 1,000,000株 10,000,000,000円	
	合計 2,000,000株 20,000,000円	
	(注) 取得時期が平成19年10月以降	
	になる場合、1株当たり取得	
	価額は、各優先株式の発行価 額の2%相当額を加算した額	
	となります。仮に全ての優先	
	株式を当該加算後の1株当た	
	り取得価額で取得すると、取	
	得価額の総額は204億円とな	
	ります。 (6)取得日	
	平成19年3月30日、平成19年4月	
	1日から平成19年6月に開催さ	
	れる定時株主総会の開催日の前	
	日までの間の日で当社が別に定	
	める日(追加取得日)、平成19 年9月28日および平成20年3月31	
	日。	
	(7)各取得日の合計取得額	
	直前の取得日の取得にかかる取	
	締役会決議の日(初回の取得日 の場合、第三回及び第四回無担	
	保転換社債型新株予約権付社債	
	(以下「CB」)の発行日)から	
	当該取得日の取得にかかる取締	
	役会の前日までに転換されたCB	
	転換総額。前記にかかわらず当 社の裁量によりこれを上回る額	
	る場合などこれを上回ることが	
	できる。	
	(8)取得順位	
	第二回 I 種、第三回 I 種、第四 回 I 種、第一回 II 種、第二回 V	
	回 I 種、第一回 II 種、第一回 V   種、第一回 V 種。第一回 IV種、第一回 V 種の	
	順	

前中間連結会計期間末 (平成17年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
(十成17年9月30日)	` '	(十成16年3月31日)
	(9)取得方法	
	· 種/ 種優先株式 平成19年3月30日の取得日およ	
	び追加取得日においては、平成	
	18年6月27日開催の定時株主総	
	会にて承認決議された「自己株	
	式取得枠設定」に基づき、商法	
	に規定する必要な手続を経て取	
	得する。平成19年3月30日の取	
	得日および追加取得日における	
	取得の後も種、種優先株式	
	が残存する場合は、当社は平成	
	18年6月27日開催の定時株主総	
	会の直後の定時株主総会または	
	その他の株主総会にて「自己株	
	式取得枠設定」の決議を行うも	
	のとし、平成19年9月28日およ	
	び平成20年3月31日の取得日に	
	おいては、当該決議に基づき、	
	会社法に規定する必要な手続を	
	経て取得する。	
	・種/種優先株式	
	これら優先株式について定款変	
	更によって付された取得条項に	
	基づき、会社法に規定する必要	
	な手続を経て取得する。	
	(10)停止条件   本契約に基づく当社による優先	
	株式の取得は、 平成18年4月	
	28日開催の取締役会にて別途、	
	発 行 を 決 議 し た、Nomura	
	Securities (Bermuda) Ltd.を	
	割当先とする転換社債型新株予	
	約権付社債がすべて発行される	
	こと、 平成18年6月27日開催	
	の定時株主総会(以下「本株主	
	総会」)にて当社の発行可能株	
	式数、当社の普通株式の発行可	
	能種類株式総数を増加する当社	
	の定款変更の議案が承認され、	
	会社法上必要な種類株主総会の	
	決議がなされること、本株主	
	総会にて資本および資本準備金のばかに係る名業をおる認力	
	の減少に係る各議案が承認さ	
	れ、資本減少および資本準備金 の減少の効力が発生すること、	
	本株主総会にて取得の対象と	
	本株土総会にて取侍の対象となる 種、 種優先株式に係る	
	「自己株式取得枠設定」の議案	
	が承認されること、 平成19年	
	3月30日の取得日および追加取	
	得日(当社がこれを定めた場	
	合)において本契約に従い合意	
	取得対象優先株式の全部が取得	
	The state of the s	I.

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
	されなかった場合における、残	
	存する本優先株式の取得につい	
	ては、本株主総会の直後の定時	
	株主総会またはその他の株主総	
	会にて「自己株式取得枠設定」	
	の議案が承認されること、 本	
	株主総会にて種、種優先株	
	式について取得条項を追加する 当社の定款変更の議案が承認さ	
	コ	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	全員の合意が得られること、そ の他商法および会社法上優先株	
	式の取得が法的に可能となるこ	
	式の取得が法的に可能となると とを条件とする。	
	(11)譲渡制限	
	- (ロ) 成仮型版 - 各優先株主は、平成18年4月28	
	日後九林王は、十成10年4月20日から平成20年3月31日までの	
	間、当社の事前の承諾なく、そ	
	の保有する優先株式を第三者に	
	譲渡できない。	
	(12)契約期間	
	平成18年4月28日から下記のう	
	ち、いずれか先に到来した日ま	
	で。	
	ー 本契約に基づく優先株式全	
	ての取得および決済が終了	
	した日	
	(10)の停止条件が成就しな	
	いことが確定した日	
	平成20年3月31日	

# (中間連結損益計算書関係)

( [	前中間連結 自 平成17年 至 平成17年	三4月1	Ħ	( <u>[</u>			日	(自 3		計年度 F4月1 F3月31	
	有形固定資產				有形固定資產				可形固定資產		
	は次のとおり		ます。		は次のとおり		ます。	1.	は次のとおり	) であり	ます。
	幾械装置及び 重搬具	ř 1, 29	92百万円		幾械装置及で 重搬具	), 1,60	04百万円	_	:地		17百万円
	上地	85	8百万円		上地	Ç	99百万円		幾械装置及で 重搬具	1, 83	33百万円
	その他		98百万円		その他		30百万円		は物及び はいない	2	12百万円
言	†	3, 04	19百万円	言	+	1, 7	34百万円	<u>"</u>		3, 96	62百万円
<b>*</b> 2 7	有形固定資產	E 等売却	• 除刦捐	<b>※</b> 2 7	有形固定資產	<b>全等売却</b>	• 除刼捐	<u> </u>			
	の内訳は次の				り内訳は次の				の内訳は次の		
	t.		(0))		t.	2 40 )			† , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		(0))
	上地	33	39百万円		上地	36	65百万円		動及び	4.6	
趸	建物及び		51百万円	廷	建物及び		30百万円	椲	<b></b>		31百万円
	<b></b>				<b></b>				地		6百万円
	その他 <u></u> 十		52百万円 13百万円		たの他 十		15百万円 11百万円		幾械装置及で ■搬具ほか	89 K	5百万円
<u> </u>	1		10 [1 /3   1	<u> </u>	1		11 11 /3   1	計	<del> </del>	1, 72	23百万円
<b>※</b> 3 ⅓	※3 当社グループは、他の資産又			※3 当社グループは、他の資産又			※3 当社グループは、他の資産又				
V	は資産グループのキャッシ			は資産グループのキャッシ			17	は資産グル	ープのき	キャッシ	
=	ュ・フローカ	ら概ね	独立した	ュ・フローから概ね独立した			Ξ	1・フローカ	いら概ね	独立した	
5	キャッシュ・	フロー	を生み出	キャッシュ・フローを生み出			9	テヤッシュ	フロー	を生み出	
-	す最小単位に	こ拠って	資産のグ	す最小単位に拠って資産のグ			-9	一最小単位は	こ拠って	資産のグ	
)	レープ化を	行なって	ておりま	ループ化を行っております。			)1	レープ化を行	うってお	ります。	
-	ナ。			関係会社において、収益性が			Ė	Eとして、I	関係会社	上におい	
	主として、	関係会	社におい	著しく低下している遊休不動			7	て、収益性な	が著しく	低下して	
<u> </u>	て、収益性が	ゞ著しく(	低下して	産・事業資産等の帳簿価格を			V	\る遊休不重	助産・事	業資産等	
V	へる遊休不重	加産・事	業資産等	回収可能価額まで減額し、当			0	)帳簿価格を	と回収可	能価額ま	
0	の帳簿価格を	它回収可i	能価額ま	計	亥減少額を源	載損損失	(692百万	7	で減額し、≧	当該減少	額を減損
	で減額し、≌			F	円)として特	別損失	に計上し		員失(2,022]		
	員失(1,887百			Ų.	ております。			另	刂損失に計」	上してお	ります。
	別損失に計し	こしてお			_						
地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
関東地方	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	578	中部地方	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	536	関東地方	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	681
東北地方	遊休不動	土地 及び 建物等	433	東北地方	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	78	東北地方	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	435
その他	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	875	その他	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	77	その他	遊休不動 産・事業 資産等	土地 及び 建物等	905
	<u> </u>					<u> </u>					

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
地域ごとの減損損失の内訳は	地域ごとの減損損失の内訳は	地域ごとの減損損失の内訳は
以下のとおりです。	以下のとおりです。	以下のとおりです。
関東地方578百万円	中部地方536百万円	関東地方681百万円
(内、土地470百万円、建物等	(内、土地484百万円、建物等	(内、土地565百万円、建物等
108百万円)	52百万円)	115百万円)
東北地方433百万円	東北地方78百万円	東北地方435百万円
(内、土地299百万円、建物等	(内、土地 31百万円、建物等	(内、土地299百万円、建物等
134百万円)	46百万円)	136百万円)
その他 875百万円	その他 77百万円	その他 905百万円
(内、土地481百万円、建物等	(内、土地 76百万円、建物等	(内、土地489百万円、建物等
393百万円)	1百万円)	415百万円)
回収可能価額は、主として、	回収可能価額は、主として、	回収可能価額は、主として、
不動産鑑定評価額を基にした	不動産鑑定評価額を基にした	不動産鑑定評価額を基にした
正味売却価額、もしくは使用	正味売却価額、もしくは使用	正味売却価額、もしくは使用
価値により測定しておりま	価値により測定しておりま	価値により測定しておりま
す。また、使用価値は将来キ	す。また、使用価値は将来キ	す。また、使用価値は将来キ
ャッシュ・フローを5%で割	ャッシュ・フローを5%で割	ャッシュ・フローを5%で割
り引いて算定しております。	り引いて算定しております。	り引いて算定しております。
<ul> <li>※4 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。</li> <li>株式消却損・2,194百万円質倒引当金繰入額等3,239百万円計5,434百万円</li> </ul>	<ul> <li>※4 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。のれん一時償却額 4,222百万円償却額 4,222百万円保利到金線入額 3,980百万円株式消却損・750百万円評価損等 8,953百万円</li> </ul>	<ul> <li>※4 関係会社等の事業整理等に伴う損失であり、内訳は次のとおりであります。</li> <li>株式消却損・ 5,561百万円貸倒引当金繰入額 2,592百万円貸倒償却損等 3,492百万円計 11,645百万円</li> </ul>
※5 新事業計画の実施に伴い、不 採算事業・取引などの縮小・ 撤退を行ったことにより発生 した損失及び将来発生する損 失に備えるために所要額を計 上したものであり、その内訳 は次のとおりであります。 貸倒引当金 操入額 その他 994百万円 2,713百万円	* 5	※5 従前の中期経営計画の実施に 伴い、不採算事業・取引など の縮小・撤退を行ったことに より発生した損失及び将来発 生する損失に備えるために所 要額を計上したものであり、 その内訳は次のとおりであり ます。 貸倒引当金 繰入額 貸倒償却損等 1,266百万円 計 5,482百万円

# (中間連結剰余金計算書関係)

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<b>※</b> 1		<b>※</b> 1	米国関係会社において年金資産が年金債務に満た ない額を米国会計基準に従い、資本直入したもの であります。
<b>※</b> 2	海外関係会社においてデリバティブの公正価値の 変動額を米国会計基準に従い、資本直入したもの であります。	<b>※</b> 2	海外関係会社においてデリバティブの公正価値の 変動額を米国会計基準に従い、資本直入したもの であります。
<b>※</b> 3		<b>※</b> 3	海外関係会社において、現地の会計制度の変更に よる剰余金の減少高であります。

### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	404, 208, 888	319, 676, 003	_	723, 884, 891
I 種優先株式(株)	85, 200, 000	_	6, 300, 000	78, 900, 000
Ⅱ種優先株式(株)	26, 300, 000	_	_	26, 300, 000
Ⅲ種優先株式(株)	1, 500, 000	_	_	1, 500, 000
IV種優先株式(株)	19, 950, 000	_	_	19, 950, 000
V種優先株式(株)	12, 875, 000	_	_	12, 875, 000
合計(株)	550, 033, 888	319, 676, 003	6, 300, 000	863, 409, 891

### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権付社債に付された新株予約権の行使によるによる増加 271,584,402株 第一回 I 種優先株式の転換による増加による増加 48,091,601株

減少数の内訳は、次の通りであります。

第一回 I 種優先株式に付された転換予約権の行使

6,300,000株

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	223, 777	15, 622	_	239, 399

## (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。 単元未満株式の買取りによる増加

10,762株 4,860株

持分法適用会社の持分率変動による増加

- 3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4 配当に関する事項 該当事項はありません。

# (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
※1 現金及び現金同等物の中間期	※1 現金及び現金同等物の中間期	※1 現金及び現金同等物の期末残		
末残高と中間連結貸借対照表	末残高と中間連結貸借対照表	高と連結貸借対照表に掲記さ		
に掲記されている科目の金額	に掲記されている科目の金額	れている科目の金額との関係		
との関係	との関係	は、次のとおりであります。		
現金及び預金勘定 493,642百万円	現金及び預金勘定 675,323百万円	現金及び預金勘定 521,937百万円		
預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 △24,889百万円	預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 △311,558百万円	預入期間が3ヶ月 を超える定期預金 △21,405百万円		
取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 7,195百万円	取得日から3ヶ月 以内に償還期限の 5,992百万円	有価証券勘定の 内、MMF等 5,722百万円		
到来する短期投資 1,130日 3,111 (有価証券)	到来する短期投資 5,302日の17 (有価証券)	現金及び 現金同等物 506, 254百万円		
現金及び 現金同等物 475,947百万円	現金及び 現金同等物 369,757百万円			

		連結会					連結会					結会計		
		戊17年 4		\	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)					成17年 4		`		
17			月30日		主 平成18年9月30日) リース物件の所有権が借主に移転す				至 平成18年3月31日) リース物件の所有権が借主に移転す					
	物件の													
	以められる		人外のフ	アイナ				人外のフ	アイナ		められる		人外のフ	アイナ
	リースI	以与				リースI	拟与				リース	拟与		
(借主		4の形体	3 /TC#51+0	17. 安百	(借主任		出の時年	3 /元 安五十口	17 安古	(借主		出の転復	3 /TC#55+0	17 安古
	ース物作							引			ース物位 (			
	战価償却! ミ累計額							目当額、 なび中間			価値型   累計額			
	·系司領/ ·新相当額	11日 観力	くい、中間	别 个7文		(糸司領) 相当額	旧当領办	くい、中間	别 个/文		(糸可領) 額	旧ヨ領ル	くい別へ	7天同作
IF	1	減価償却	減損損失	中間期末	IH.	· ·	減価償却	減損損失	中間期末	=	· ·	減価償却	減損損失	I
	取得価額 相当額	累計額	累計額	残高		取得価額 相当額	累計額	累計額	残高		取得価額 相当額	累計額	累計額	期末残高 相当額
	(百万円)	相当額 (百万円)	相当額 (百万円)	相当額 (百万円)		(百万円)	相当額(百万円)	相当額 (百万円)	相当額 (百万円)		(百万円)	相当額(百万円)	相当額(百万円)	(百万円)
機械装置		(11/3/11/	(11/3/11/	(11/3/11)	機械装置		(1311)	(1)311)	(11/3/11/	機械装置		(1311)	(1/3/1)	
及び	2, 344	1, 554	8	781	及び	2, 678	1, 769	9	899	及び YER HOLE	2, 425	1,642	11	771
運搬具	3, 783	1, 989	2	1, 790	運搬具	3, 918	1, 945	9	1, 963	運搬具	3, 821	1, 898	20	1,902
合計	6, 128	3, 544	11	2, 572	合計	6, 596	3, 715	19	2, 862	合計	6, 246	3, 540	32	2,673
(注)	取得価額	<b>洒</b> 相 当刻	質は、未	 経過リ	(注)		同左		,	(注)				
(111)			民残高が		(14)		1.474					期末残高		
			用末残高								産の期			
			いため、									ため、支		
			算定し									算定して		
	ます。													
2 未	経過リー	ース料中	間期末	残高相	2 未	経過リー	ース料中	間期末	残高相	2 未	経過リ	ース料其	用末残高	相当額
弄	<b>掐額等</b>				当	額等				等				
	経過リー	ース料中	間期末	残高相			ース料中	間期末	残高相	未	経過リー	ース料期	末残高	相当額
	額					額								
1	年内		1,614	百万円		年内		1, 593	百万円		年内		1,548	百万円
1	年超		2, 191	百万円	1 年超 2,150百万円			1年超 2,011百万円						
合	計		3, 805	百万円	合計 3,743百万円				合計 3,560百万円					
11	ース資産	医温温量	完の産	亡	11	一フ容高	生 計 出 法	定の残る	亡	11 -	ース資産	生 計 出 法	定の建	亡
)	八貝店	E/吸1貝四		司 百万円	y	八貝店	主(吸1貝酉		司 百万円	2	八貝店	主(吸1貝酉		百万円
				L /4   3				10	H /4   3					H /4   3
(注)			中間期		(注)		同左					リースギ		
	相当額	は、未経	経過リー	ス料中							額は、			
			所固定									形固定資		
			に占め									める割合		
			払利子									子込み法	まにより	算定し
0 -			おりま		. +	. [. 1]	→ vlol 13	- V <del></del>	다. 44 국	. +	ておりる			
	を払りー!				-			ース資			払リー			
	加定の取り 質及び減り		以間負却	賀相当		走の取り  及び減打		战価償却	賀相自		定の取   及び減		以1曲1負却	賀相自
	見及い例1 「払リー)		690	百万円		!及い減! 払リー!		670	百万円		!及い減! 払リー>		1 975	百万円
	-		639	ロル円	-	払リー/ ース資		670	ロル円		•		1, 215	ロル円
	ース資産 加定の取用		2	百万円	-	一人質		5	百万円		ース資産 定の取用		8	百万円
	は価償却を					価償却					価償却			
	当額	₹	639	百万円		当額	R.	670	百万円		価値がす 当額	R.	1, 275	百万円
	· 」 於		13	百万円		損損失		19	百万円		損損失		32	百万円
	大価償却?	事相当匆					<b>書</b> 相	の算定			価償却	<b>書</b> 相		
1 1/9			対用年数		1 1/9/		同左	√	11111	1 1/90		同左	~ ~ <del>J P</del>	// IA
			プラー				, 4.44					, 4.44		
	よって													
オペレ	/ーティ:			引	オペレ	ーティ	ング・リ	ース取	引	オペレ	ーティ	ング・リ	ース取	引
(借主	側)				(借主位	則)				(借主側	則)			
未組	を過リー!	ス料			未経	過リー	ス料			未経	過リー	ス料		
1	年内		271	百万円	1	年内		1, 243	百万円	1	年内		1, 363	百万円
1	年超		1, 238	百万円	1	年超		4, 571	百万円	1	年超		5, 508	百万円
合	計		1, 509	百万円	合	計		5, 814	百万円	合	計		6,872	百万円
	•					•					•			

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引

#### (貸主側)

1 リース物件の取得価額、減価償 却累計額、減損損失累計額及び 中間期末残高

1 1/3//3/17/24/13						
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)			
機械装置 及び 運搬具	439	187	252			
その他	254	170	84			
合計	694	357	336			

2 未経過リース料中間期末残高相 当額

> 1年内 646百万円 1年超 829百万円 合計 1,476百万円

- (注1) 未経過リース料中間期末残 高相当額は、未経過リース料 中間期末残高及び見積残存価 額の残高の合計額が営業債権 の中間期末残高等に占める割 合が低いため、受取利子込み 法により算定しております。
- (注2) 上記に含まれる転貸リース 取引に係わる貸主側の未経過 リース料中間期末残高相当額 は1,026百万円(うち、1年内 458百万円)であります。な お、借主側の残高はほぼ同額 であり、上記の借主側の未経 過リース料中間期末残高相当 額に含まれております。
- 3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 100百万円 減価償却費 60百万円 オペレーティング・リース取引 (貸主側)

未経過リース料

1年内 391百万円 1年超 1,577百万円 1,969百万円

合計

#### (減損損失について)

リース資産に配分された減損損失 はありません。

当中間連結会計期間

(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引 (貸主側)

1 リース物件の取得価額、減価償 却累計額、減損損失累計額及び 中間期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)
機械装置 及び 運搬具	435	314	120
その他	263	234	29
合計	699	548	150

未経過リース料中間期末残高相 当額

1年内	590百万円
1年超	304百万円
合計	894百万円

(注1) 同左

- (注2) 上記に含まれる転貸リース 取引に係わる貸主側の未経過 リース料中間期末残高相当額 は646百万円(うち、1年内 462百万円) であります。な お、借主側の残高はほぼ同額 であり、上記の借主側の未経 過リース料中間期末残高相当 額に含まれております。
- 3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 90百万円 減価償却費 55百万円 オペレーティング・リース取引 (貸主側)

未経過リース料

1 年内 716百万円 1年超 3,024百万円 合計 3,740百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失 はありません。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日

至 平成18年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転す ると認められるもの以外のファイナ ンス・リース取引

#### (貸主側)

1 リース物件の取得価額、減価償 却累計額、減損損失累計額及び 期末残高

	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)
機械装置 及び 運搬具	439	283	156
その他	263	214	49
合計	702	497	205

2 未経過リース料期末残高相当額

1年内 632百万円 1 年超 531百万円 合計 1,164百万円

- (注1) 未経過リース料期末残高相 当額は、未経過リース料期末 残高及び見積残存価額の残高 の合計額が営業債権の期末残 高等に占める割合が低いた め、受取利子込み法により算 定しております。
- (注2) 上記に含まれる転貸リース 取引に係わる貸主側の未経過 リース料期末残高相当額は 824百万円(うち、1年内453 百万円)であります。なお、 借主側の残高はほぼ同額であ り、上記の借主側の未経過リ ース料期末残高相当額に含ま れております。
- 3 受取リース料、減価償却費 受取リース料 225百万円 減価償却費 151百万円 オペレーティング・リース取引 (貸主側)

未経過リース料

1年内 763百万円 1年超 3,384百万円 合計 4,148百万円

#### (減損損失について)

リース資産に配分された減損損失 はありません。

### (有価証券関係)

# I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
海外公社債	2, 189	2, 639	449
合計	2, 189	2, 639	449

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日)

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	107, 844	180, 669	72, 824
(2) 債券			
国債	425	425	0
社債	1, 380	1, 585	204
海外公社債	1,886	1,896	10
(3) その他	2, 603	3, 261	658
合計	114, 139	187, 837	73, 697

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券	(百万円)
非上場外国債券	31
その他	499
	531

(2) その他有価証券	(百万円)
非上場株式	61, 517
社債	0
非上場外国債券	1, 119
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	12, 373
その他	7, 239
合計	82, 250

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について181百万円減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については期末における時価が50%以上下落した銘柄全て を対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額に ついて減損処理を行っております。

### Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日)

種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	15	15	-
(2) 海外公社債	1, 916	2, 350	434
合計	1,931	2, 365	434

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日)

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	108, 504	211, 954	103, 450
(2) 債券			
国債	409	409	0
社債	32	23	$\triangle 9$
海外公社債	1, 343	1, 505	162
(3) その他	2, 789	3, 531	742
合計	113, 078	217, 424	104, 345

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日)

(1) 満期保有目的の債券	(百万円)
非上場外国債券	28
その他	499
合計	528

(2) その他有価証券	(百万円)
株式	43, 995
社債	0
非上場外国債券	3
非上場債券	4, 315
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	15, 408
その他	1, 535
	65, 258

(注) 当中間連結会計期間において、有価証券について1,744百万円減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、時価のある有価証券については期末における時価が50%以上下落した銘柄全て を対象とするほか、時価の下落率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額に ついて減損処理を行っております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債	15	15	-
(2) 海外公社債	1, 958	2, 455	497
슴計	1, 973	2, 470	497

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日)

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	107, 508	230, 590	123, 081
(2) 債券			
国債	798	798	$\triangle 0$
社債	333	333	-
海外公社債	1, 529	1,634	105
(3) その他	2, 833	3, 754	921
合計	113, 002	237, 111	124, 108

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日)

(1) 満期保有目的の債券	(百万円)
非上場外国債券	33
その他	499
	533

(2) その他有価証券	(百万円)
株式	49, 068
社債	0
非上場外国債券	3
非上場債券	3, 475
投資事業有限責任組合及び それに類する組合への出資	14, 392
その他	2, 084
合計	69, 024

(注) 当連結会計年度において、有価証券について950百万円減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が50%以上下落した銘柄全てを対象とするほか、時価の下落 率が30%以上の銘柄についても回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っておりま す。

### (デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

### 1 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	28, 324	_	29, 009	△ 685
	タイバーツ	3, 085	_	3, 152	△ 66
	その他	6, 128	_	6, 331	△ 203
	計	37, 538	_	38, 494	△ 955
市場取引以外の取引	買建				
	米ドル	82, 122	_	84, 805	2, 683
	ユーロ	6, 428	_	6, 443	14
	英ポンド	10, 889	_	10, 954	65
	その他	3, 601	_	3, 680	79
	計	103, 042	_	105, 884	2, 842
	·計	_	_	_	1,886

### (注) 1 時価の算定方法

為替予約取引 為替予約取引の時価については、中間決算日の先物為替相場に基づき算出しております。 なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

### 2 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	1, 106	_	22	22
	支払固定・受取変動	11, 579	10, 473	△ 364	△ 364
   市場取引以外の取引	支払変動・受取変動	2, 581	_	△ 14	△ 14
	計	_	_	_	△ 355
	金利キャップ取引				
	買建	1,000	_	0	△ 0
		( 0)	( -)	U	△ 0
4	計	_	_	_	△ 356

## (注) 1 時価の算定方法

金利スワップ取引 主として金融機関から提示された価格によっております。 金利キャップ取引 主として金融機関から提示された価格によっております。 なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 契約額等の欄の()内は、キャップ取引のオプション料であります。
- 3 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

### 3 商品関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	商品先物取引				
	金属				
	売建	1, 617	_	1, 825	△ 208
	買建	955	_	1,026	70
	石油				
市場取引	売建	790	_	818	△ 28
	買建	709	_	728	19
	食料				
	売建	513	_	484	28
	買建	446	_	421	△ 25
	売建計	2, 920	_	3, 128	△ 208
	買建計	2, 112	_	2, 176	64
	商品先渡取引				
	金属				
古根版引いめの版引	売建	157	_	161	△ 3
市場取引以外の取引	買建	808	_	954	145
	売建計	157	_	161	△ 3
	買建計	808	_	954	145
A	計	_	_	_	△ 1

## (注) 1 時価の算定方法

商品先物取引 中間決算日現在の東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格により算定しております。

商品先渡取引 一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。 なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

### 当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

# 1 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	27,639	-	27,927	288
	ユーロ	4,571	-	4,619	47
	タイバーツ	3,578	-	3,665	86
	豪ドル	2,189	-	2,223	33
	その他	18,377	-	18,443	66
	計	56,356	-	56,879	522
	買建				
	米ドル	29,199	4,013	29,563	364
	英ポンド	11,723	-	12,077	353
市場取引以外の取引	ユーロ	8,402	-	8,498	96
	その他	12,653	-	12,694	40
	計	61,978	4,013	62,833	854
	通貨スワップ取引				
	受取ユーロ・支払円	7,355	-	112	112
	受取英ポンド・支払 米ドル	5,854	-	19	19
	受取英ポンド・支払 円	2,105	-	4	4
	受取米ドル・支払円	1,565	-	35	35
	その他	1,349	294	2	2
	計	18,230	294	95	95
合計		-	-	-	426

# (注) 1 時価の算定方法

為替予約取引 為替予約取引の時価については、中間決算日の先物為替相場に基づき算出しております。 なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

### 2 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	10,819	10,819	215	215
É	計	-	-		215

## (注) 1 時価の算定方法

金利スワップ取引 主として金融機関から提示された価格によっております。 なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 契約額等の欄の( )内は、キャップ取引のオプション料であります。
- 3 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

# 3 商品関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	商品先物取引				
	金属				
	売建	1,460	-	1,420	40
	買建	2,074	-	2,013	61
	石油				
市場取引	売建	3,310	-	3,182	128
	買建	3,326	-	3,121	204
	食料				
	売建	730	-	710	20
	買建	531	-	564	33
	売建計	5,502	-	5,313	188
	買建計	5,932	-	5,699	232
	商品先渡取引				
	金属				
	売建	3,202	-	3,234	31
	買建	2,639	-	2,695	55
市場取引以外の取引	石油				
	売建	1,802	-	1,621	181
	買建	1,543	-	1,442	101
	売建計	5,005	-	4,855	149
	買建計	4,183	-	4,137	45
	計	-	-	-	59

# (注) 1 時価の算定方法

商品先物取引 中間決算日現在の東京工業品取引所、東京穀物商品取引所等の最終価格により算定しております。

商品先渡取引 一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。なお、評価損益はすべて中間連結損益計算書に計上しております。

# 前連結会計年度末(平成18年3月31日)

# デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

### 1 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	28,149	319	28,422	272
	タイバーツ	3,019	-	3,464	444
	豪ドル	2,615	-	2,546	69
	英ポンド	1,547	-	1,554	6
	ユーロ	1,534	-	1,550	16
   市場取引以外の取引	その他	3,435	-	3,454	18
中场联引从外以联制	計	40,303	319	40,992	689
	買建				
	米ドル	60,329	-	60,769	439
	英ポンド	13,313	-	13,541	228
	ユーロ	5,132	-	5,246	114
	豪ドル	2,761	-	2,692	69
	その他	4,168	-	4,213	45
	計	85,705	-	86,463	758
4	i iit	-	-	-	68

# (注) 1 時価の算定方法

為替予約取引 為替予約取引の時価については、決算日の先物為替相場に基づき算出しております。 なお、評価損益はすべて連結損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

### 2 金利関連

区分			契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)	
	金利スワップ取引					
市場取引以外の取引	受取変動・支払固定	10,033	10,010	115	115	
	受取変動・支払変動	2,218	-	0	0	
É		-	,		116	

# (注) 1 時価の算定方法

金利スワップ取引 主として取引金融機関から提示された価格によっております。 なお、評価損益はすべて連結損益計算書に計上しております。

# 3 商品関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	商品先物取引				
	金属				
	売建	474	-	534	59
	買建	438	-	460	22
	石油				
市場取引	売建	2,569	-	2,618	48
「ロ・多年とう」	買建	726	-	738	11
	食料				
	売建	2,512	-	2,488	23
	買建	1,691	-	1,692	0
	売建計	5,556	-	5,640	84
	買建計	2,856	-	2,891	34
	商品先渡取引				
	金属				
	売建	2,262	-	2,390	127
市場取引以外の取引	買建	2,370	-	2,531	161
 	石油				
	買建	1,053	-	1,095	42
	売建計	2,262	-	2,390	127
	買建計	3,423	-	3,627	203
	· 計	-	-	-	26

### (注) 1 時価の算定方法

商品先物取引 期末日現在の東京穀物商品取引所、東京工業品取引所等の最終価格により算定しております。

商品先渡取引 一般に公表されている期末指標価格によって算定しております。

なお、評価損益はすべて連結損益計算書に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 該当事項はありません。

# (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	機械・ 宇宙航空	エネルギー・金属	化学品・ 合成樹脂	建設 • 木材	生活産業	海外 現地法人	その他 事業	計	消去又 は全社	連結
	(百万円)	資源 (百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	429, 706	570, 964	310, 869	196, 628	422, 992	374, 325	48, 540	2, 354, 027	_	2, 354, 027
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7, 479	13, 995	22, 201	1, 466	6, 584	162, 561	19, 460	233, 750	(233, 750)	_
計	437, 185	584, 959	333, 071	198, 095	429, 576	536, 887	68, 001	2, 587, 778	(233, 750)	2, 354, 027
営業費用	430, 403	576, 466	323, 815	193, 530	425, 426	533, 358	66, 764	2, 549, 766	(233, 638)	2, 316, 128
営業利益	6, 781	8, 493	9, 255	4, 565	4, 150	3, 528	1, 236	38, 012	(112)	37, 899

- (注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
  - 2 各事業の主な商品は次のとおりであります。
    - (1)機械・宇宙航空 …… 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、 発電機、各種産業機械、船舶、車輌、航空機及び関連機器、電子・通信 及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、医療、 金属加工機及び関連設備他
    - (2) エネルギー・金属資源 …… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、原子力関連機器、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、海洋石油生産設備機器、発電、変電、送電設備・資機材、エネルギー・化学プラント、鉄鋼関連事業他
    - (3) 化学品・合成樹脂 …… 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、 化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産物、汎用樹脂、エンジニアリングプ ラスチック等合成樹脂原料、工業用及び包装、食品用フィルム・シー ト、液晶・電解銅箔等電子材料、プラスチック成型機、その他合成樹脂 製品他

    - (6) 海外現地法人 ・・・・・・ 世界の主要拠点において、複数の商品を取扱う総合商社
  - 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,585百万円であり、その主なものは、旧双日㈱における職能グループの費用であります。

### 当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	機械・ 宇宙航空	エネルギ ー・金属 資源	化学品・ 合成樹脂	建設・ 木材	生活産業	海外 現地法人	その他 事業	計	消去又 は全社	連結
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	528, 587	664, 902	322, 761	174, 358	448, 283	330, 005	60, 344	2, 529, 244	_	2, 529, 244
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	4, 137	4, 065	22, 429	1,066	7, 167	178, 556	12, 641	230, 065	(230, 065)	_
計	532, 725	668, 968	345, 191	175, 424	455, 451	508, 562	72, 986	2, 759, 310	(230, 065)	2, 529, 244
営業費用	524, 276	659, 213	335, 938	170, 123	452, 349	506, 454	71, 706	2, 720, 062	(230, 139)	2, 489, 922
営業利益	8, 448	9, 754	9, 252	5, 301	3, 101	2, 108	1, 279	39, 247	74	39, 321

- (注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
  - 2 各事業の主な商品は次のとおりであります。
    - (1)機械・宇宙航空 …… 自動車及び自動車部品、同製造関連設備機器、建設機械、ベアリング、 発電機、各種産業機械、船舶、車輌、航空機及び関連機器、電子・通信 及び家電関連設備機器、製鉄・セメント関連プラント設備機器、金属加 工機及び関連設備他
    - (2) エネルギー・金属資源 …… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、原子力関連機器、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、海洋石油生産設備機器、発電、変電、送電設備・資機材、エネルギー・化学プラント、鉄鋼関連事業他
    - (3) 化学品・合成樹脂 …… 有機化学品、無機化学品、機能化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産物、稀土、汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック等合成樹脂原料、工業用及び包装、食品用フィルム・シート、液晶・電解銅箔等電子材料、プラスチック成型機、その他合成樹脂製品他
  - 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は235百万円であり、その主なものは当社における職能グループの費用であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	機械・ 宇宙航空	エネルギー・金属	化学品・ 合成樹脂	建設・ 木材	生活産業	海外 現地法人	その他 事業	計	消去又 は全社	連結
	(百万円)	資源 (百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
売上高										
(1) 外部顧客に 対する売上高	958, 343	1, 207, 031	632, 861	419, 746	868, 055	768, 547	117, 474	4, 972, 059	_	4, 972, 059
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	12, 434	10, 279	46, 354	3, 105	14, 015	318, 325	20, 792	425, 306	(425, 306)	_
# <u></u>	970, 778	1, 217, 310	679, 216	422, 851	882, 070	1, 086, 872	138, 266	5, 397, 366	(425, 306)	4, 972, 059
営業費用	954, 737	1, 199, 293	662, 659	413, 244	874, 096	1, 082, 226	135, 698	5, 321, 956	(426, 098)	4, 895, 857
営業利益	16, 040	18, 017	16, 556	9, 606	7, 973	4, 646	2, 568	75, 409	792	76, 202

- (注) 1 商品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性、損益集計及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。
  - 2 各事業の主な商品は次のとおりであります。

    - (2) エネルギー・金属資源 …… 石油・ガス、石油製品、原子燃料、原子力関連機器、石炭、鉄鉱石、合金鉄、アルミナ、アルミ、銅、亜鉛、錫、貴金属、海洋石油生産設備機器、発電、変電、送電設備・資機材、エネルギー・化学プラント、鉄鋼関連事業他
    - (3) 化学品・合成樹脂 …… 有機化学品、無機化学品、精密化学品、工業塩、化学肥料、医・農薬、化粧品、食品化学原料、窯業・鉱産物、汎用樹脂、エンジニアリングプラスチック等合成樹脂原料、工業用及び包装、食品用フィルム・シート、液晶・電解銅箔等電子材料、プラスチック成型機、その他合成樹脂
  - 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,770百万円であり、その主なものは、当社及び旧双日㈱における職能グループの費用であります。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計(百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1, 797, 942	184, 796	73, 717	276, 525	21, 045	2, 354, 027	_	2, 354, 027
(2) セグメント間の 内部売上高	147, 650	55, 700	21, 910	106, 962	85	332, 309	(332, 309)	_
計	1, 945, 592	240, 497	95, 627	383, 487	21, 130	2, 686, 336	(332, 309)	2, 354, 027
営業費用	1, 927, 058	234, 858	92, 947	376, 879	16, 967	2, 648, 711	(332, 583)	2, 316, 128
営業利益	18, 533	5, 638	2, 680	6, 608	4, 163	37, 624	274	37, 899

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域 北米 : 米国、カナダ

欧州 : 英国、ロシア アジア・オセアニア: シンガポール、中国

その他の地域:アフリカ、中南米

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,585百万円であり、その主なものは、旧双日㈱における職能グループの費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1, 911, 932	166, 504	82, 475	331, 539	36, 792	2, 529, 244	_	2, 529, 244
(2) セグメント間の 内部売上高	167, 654	52, 249	14, 280	121, 500	151	355, 836	(355, 836)	_
計	2, 079, 587	218, 754	96, 756	453, 039	36, 943	2, 885, 081	(355, 836)	2, 529, 244
営業費用	2, 061, 320	214, 964	92, 231	444, 490	33, 335	2, 846, 343	(356, 420)	2, 489, 922
営業利益	18, 267	3, 789	4, 524	8, 548	3, 608	38, 738	583	39, 321

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域 北米 : 米国、カナダ

欧州: 英国、ロシアアジア・オセアニア: シンガポール、中国その他の地域: 中南米、アフリカ

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は235百万円であり、その主なものは、当社における職能グループの費用であります。

# 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計(百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	3, 796, 590	361, 726	186, 529	580, 645	46, 567	4, 972, 059	_	4, 972, 059
(2) セグメント間の 内部売上高	276, 221	122, 563	43, 019	199, 905	261	641, 972	(641, 972)	_
計	4, 072, 812	484, 289	229, 549	780, 551	46, 829	5, 614, 031	(641, 972)	4, 972, 059
営業費用	4, 033, 019	475, 152	223, 514	766, 946	39, 259	5, 537, 893	(642, 035)	4, 895, 857
営業利益	39, 792	9, 136	6, 034	13, 604	7, 569	76, 138	63	76, 202

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域 北米 : 米国、カナダ

欧州: 英国、ロシアアジア・オセアニア: シンガポール、中国その他の地域: 中南米、アフリカ

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,770百万円であり、その主なものは、当社及び旧双日㈱における職能グループの費用であります。

### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

		北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I	海外売上高(百万円)	167, 043	84, 132	462, 156	108, 333	821, 664
П	連結売上高(百万円)					2, 354, 027
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	7. 1	3.6	19. 6	4.6	34. 9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 各区分に属する主な国又は地域
    - (1) 北米……米国、カナダ
    - (2) 欧州………英国、オランダ
    - (3) アジア・オセアニア……中国、シンガポール
    - (4) その他の地域……中南米、中東
  - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

		北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I	海外売上高(百万円)	168, 133	91, 733	540, 902	145, 188	945, 959
II	連結売上高(百万円)					2, 529, 244
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6. 7	3.6	21. 4	5. 7	37. 4

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 各区分に属する主な国又は地域
    - (1) 北米……米国、カナダ
    - (2) 欧州……英国、ロシア
    - (3) アジア・オセアニア……中国、シンガポール
    - (4) その他の地域……中南米、中東
  - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

		北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他の地域	計
I	海外売上高(百万円)	324, 211	164, 008	1, 011, 595	249, 088	1, 748, 904
П	連結売上高(百万円)					4, 972, 059
Ш	連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	6. 5	3. 3	20. 3	5. 0	35. 2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 各区分に属する主な国又は地域
    - (1) 北米……米国、カナダ
    - (2) 欧州………英国、オランダ
    - (3) アジア・オセアニア……中国、シンガポール
    - (4) その他の地域……中南米、中東
  - 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

#### (企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- 1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
  - (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

存続会社: 当社 総合商社

被合併会社: 双日都市開発株式会社 総合不動産業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、双日都市開発株式会社は解散いたしました。

(3) 結合後企業の名称

双日株式会社

(4) 取引の概要(共通支配下の取引)

当社の都市開発部は双日都市開発株式会社と共同でマンション分譲事業等を推進してまいりました。今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することで、業務効率の改善および経費削減を図るために、当該事業を完全に一本化することとし、平成18年8月1日付にて双日都市開発株式会社を吸収合併いたしました。

当社は双日都市開発株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新 株式の発行及び資本金の増加は行いません。また、合併交付金の支払は行いません。

2. 実施した会計処理の概要

当該合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)における「共通支配下における取引」に該当し、中間財務諸表において4,516百万円の「のれん」を中間貸借対照表に計上するとともに特別損失として、「抱合せ株式消滅差損」2,727百万円を計上しております。

なお、中間連結財務諸表においては、双日都市開発株式会社は、当社の100%連結子会社であ り、この合併は企業集団の状況に影響はありません。

# (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会記 (自 平成18年 4 至 平成18年 9	月1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
1株当たり純資産額	△547円0銭	1株当たり純資産額	△24円54銭	1株当たり純資産額	△368円95銭	
1株当たり 中間純利益金額	89円61銭	1株当たり 中間純利益金額	60円14銭	1株当たり 当期純利益金額	126円21銭	
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	74円49銭	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	35円11銭	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	99円55銭	

### (注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	弁定り金旋(a、 次) りこれ		
	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
中間連結貸借対照表の純 資産の部の合計額 (百万円)		584, 759	_
普通株式に係る純資産 額(百万円)		△17, 754	_
差額の主な内訳 (百万円)			
少数株主持分	_	39, 114	_
優先株式に係る払込 金額		563, 400	_
普通株式の発行済株式 数(千株)		723, 884	_
普通株式の自己株式数 (千株)		239	_
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	_	723, 645	_

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益(百 万円)	25, 908	31, 356	43, 706
普通株主に帰属しない 金額(百万円)			
利益処分による役員 賞与金	_	_	14
普通株式に係る中間 (当期)純利益 (百万円)	25, 908	31, 356	43, 691
普通株式の期中平均株 式数(千株)	289, 138	521, 434	346, 172
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)			
社債発行費償却	48	_	_
子会社又は関連会社 の発行する潜在株式 に係る調整額	_	1, 420	1, 214
普通株式増加数(千株)	59, 342	331, 158	80, 515
うち転換社債型 新株予約権付社債	44, 715	313, 631	22, 602
うち優先株式	14, 627	17, 527	57, 912

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
	至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第種II四、V 第種II 回第種回 第種II 回第種回 第種II 回 第種II 回 第種回 第種回 第年 第年 第年 第年 第年 第年 第年 第日 第年 第年 第日 第年 第年 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日	第二回 I 種 I 画 I 種 I 画 I 種 I 種 I 種 I 画 I 種 I 画 I 種 I 画 I 画	第1 I 一、回 I 種 I I 一、回 I 種 I I 可 I 種 I I 可 I 面 I 面 I 面 I 面 I 面 I 面 I 面 I 面 I

# (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
当社は平成17年9月29日の社債の発		
行枠設定にかかわる取締役会決議に		
基づき、平成17年12月6日に下記内		
容の無担保普通社債を発行しまし		
た。		
第5回無担保普通社債 1)社債の総額 金100億円		
2) 各社債の金額 金1億円の1種		
3) 発行価額の総 金100億円 額		
4) 発行価格 額面100円につき金100円		
5) 利率 年2.41%		
6) 利払日 毎年6月6日および12月 6日		
7) 償還の方法 イ. 満期償還		
口. 買入消却		
8) 払込期日 平成17年12月6日		
9) 社債の発行日 平成17年12月6日		
10) 償還期限 平成22年12月6日		
11) 発行場所 日本国		
12) 募集の方法 一般募集		
13) 物 上 担 保・ 無担保 保証の有無		
14) 資金の使途 運転資金等		

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		(1) 当社は平成18年4月28日開催の
		取締役会決議に基づき、平成18
		年4月28日に以下の当社優先株
		式の取得に関する契約書を締結
		いたしました。
		その内容は次のとおりでありま
		す。
		1)株式の種類
		当社第二回I種優先株式
		当社第三回I種優先株式
		当社第四回 I 種優先株式
		当社第一回Ⅱ種優先株式
		当社第一回Ⅳ種優先株式
		当社第一回V種優先株式
		当社第二回V種優先株式
		2)株式の取得価額
		1株当た 発行価額および 種類 りの取得 発行価額に対す 価額 る割合
		第二回 I 種優先株式 2,160円 2,000円 108%
		第三回 I 種優先株式 2,120円 2,000円 106% 第四回 0,000円 0,000円 104%
		I 種優先株式 2,080円 2,000円 104% 第一回
		II 種優先株式
		第一回 5 160円 12 000円 42%
		V種優先株式
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価
		額の2%相当額を加算した額
		となります。
		3) 株式の取得価額の総額
		第二回 I 種優先株式 568億8百万円
		第三回 I 種優先株式 557億56百万円
		第四回 I 種優先株式 547億4百万円
		第一回Ⅱ種優先株式 536億52百万円
		第一回IV種優先株式 458億85百万円
		第一回V種優先株式 561億15百万円
		第二回V種優先株式 200億円
		合計 3,429億20百万円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価
		額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取
		得価額の総額は3,541億28百
		万円となります。
	1	<u> </u>

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		4) 取得する株式の総数
		発行済
		株式総 種類 取得株式数 数に対 する
		割合 第二回 I 種優先株式 26,300,000株 100%
		第三回 I 種優先株式 26,300,000株 100%
		第四回 I 種優先株式 26,300,000株 100%
		第一回Ⅱ種優先株式 26,300,000株 100%
		第一回IV種優先株式 19,950,000株 100%
		第一回V種優先株式 10,875,000株 100%
		第二回V種優先株式 2,000,000株 100%
		合計 138,025,000株
		5) 取得する相手方、取得株式数お
		よび取得価額の総額
		第二回 I 種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額 株式会社三菱 ロステムののは ロスター
		東京UFJ銀行 18,500,000株 39,960,000,000円
		株式会社みずほ   コーポレート銀行
		株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,888,000,000円
		三菱UFJ信託銀行 株式会社 1,000,000株 2,160,000,000円
		農林中央金庫 500,000株 1,080,000,000円
		合計 26,300,000株 56,808,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価
		額の2%相当額を加算した額 となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取
		得価額の総額は578億60百万
		円となります。
		第三回 I 種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額 株式会社三菱東京 ホール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		IS   18   500   000株   39   220   000   000円   18   18   500   000株   39   220   000   000円   18   18   18   18   18   18   18   1
		コーポレート銀行 4,500,000株 9,540,000,000円
		株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,816,000,000円
		三菱UFJ信託銀行   1,000,000株   2,120,000,000円   株式会社
		農林中央金庫 500,000株 1,060,000,000円
		合計 26,300,000株 55,756,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降 になる場合、1株当たり取得
		になる場合、1 休ヨたり収得
		額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取
		得価額の総額は568億8百万円
		となります。

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		第四回 I 種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額
		株式会社三菱東京 UFJ銀行 18,500,000株 38,480,000,000円
		株式会社みずほ コーポレート銀行 4,500,000株 9,360,000,000円
		株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,744,000,000円
		三菱UFJ信託銀行 株式会社 1,000,000株 2,080,000,000円
		農林中央金庫 500,000株 1,040,000,000円
		合計 26,300,000株 54,704,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価
		額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た り取得価額で取得すると、取
		得価額の総額は557億56百万
		円となります。
		第一回 II 種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額
		株式会社三菱東京 UFJ銀行 18,500,000株 37,740,000,000円
		株式会社みずほ コーポレート銀行 4,500,000株 9,180,000,000円
		株式会社りそな銀行 1,800,000株 3,672,000,000円
		三菱UFJ信託銀行 株式会社 1,000,000株 2,040,000,000円
		農林中央金庫 500,000株 1,020,000,000円
		合計 26,300,000株 53,652,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価 額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取
		得価額の総額は547億4百万円
		となります。
		第一回IV種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額
		株式会社三菱東京 UFJ銀行 19,950,000株 45,885,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価
		額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取得価額で取得すると、取得価額で取得すると、取得価額で取得すると、取得価値を表現している。
		得価額の総額は498億75百万
		円となります。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		第一回V種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額
		株式会社三菱東京 UFJ銀行 10,875,000株 56,115,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価
		額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取得価額の必要は507年95天天
		得価額の総額は587億25百万
		円となります。 第二回V種優先株式
		対一日  V 1里度プルイン   和手方   取得株式数   取得価額の総額
		株式会社三菱東京 1,000,000株 10,000,000,000円
		UFJ銀行
		コーポレート銀行 1,000,000株 10,000,000,000円
		合計 2,000,000株 20,000,000,000円
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、各優先株式の発行価   額の2%相当額を加算した額
		となります。仮に全ての優先
		株式を当該加算後の1株当た
		り取得価額で取得すると、取
		得価額の総額は204億円とな
		ります。
		6)取得日
		平成19年3月30日、平成19年4月
		1日から平成19年6月に開催さ
		れる定時株主総会の開催日の前 日までの間の日で当社が別に定
		める日(追加取得日)、平成19
		年9月28日および平成20年3月31
		日。
		7) 各取得日の合計取得額
		直前の取得日の取得にかかる取
		締役会決議の日(初回の取得日
		の場合、第三回及び第四回無担
		保転換社債型新株予約権付社債   (以下「CB」)の発行日)から
		(以下「CB」) の発行日) から     当該取得日の取得にかかる取締
		つる。 一
		転換総額。前記にかかわらず当
		社の裁量によりこれを上回る額
		をもって合計取得額として定め
		る場合などこれを上回ることが
		できる。
		8)取得順位
		第二回Ⅰ種、第三回Ⅰ種、第四
		回 I 種、第一回 II 種、第二回 V 種、第一回 IV種、第一回 V 種の
		種、第一回Ⅳ種、第一回V種の  順
		順

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		9) ・ I 種別 19年3月30日 18年6月27日 18年6月27の 18年6月27の 18年6月27の 18年6月27の 18年6月27の 18年6月28日 18年8日

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		得されなかった場合における、
		残存する本優先株式の取得につ
		いては、本株主総会の直後の定
		時株主総会またはその他の株主
		総会にて「自己株式取得枠設
		定」の議案が承認されること、
		⑥本株主総会にてIV種、V種優
		先株式について取得条項を追加
		する当社の定款変更の議案が承
		認されることおよび当該種類の 株主全員の合意が得られるこ
		と、その他商法および会社法上
		優先株式の取得が法的に可能と
		なることを条件とする。
		11) 譲渡制限
		各優先株主は、平成18年4月28
		日から平成20年3月31日までの
		間、当社の事前の承諾なく、そ
		の保有する優先株式を第三者に
		譲渡できない。
		12) 契約期間
		平成18年4月28日から下記のう
		ち、いずれか先に到来した日ま
		で。 ①本契約に基づく優先株式全て
		の取得および決済が終了した日
		②10) の停止条件が成就しない
		ことが確定した日
		③平成20年3月31日
		(2) 当社は平成18年4月28日開催の
		取締役会にて下記の優先株式に
		かかる商法第210条の規定に基
		づく自己株式の取得枠の設定に
		ついて、平成18年6月27日開催 の当社定時株主総会に付議する
		ことを決議し、同総会にて承認
		決議されました。その内容は次
		のとおりであります。
		1) 取得する株式の種類
		当社第二回 I 種優先株式
		当社第三回 I 種優先株式
		当社第四回 I 種優先株式
		当社第一回Ⅱ種優先株式
		2)取得する株式の総数 発行済
		株式総
		種類 取得する株式の総数 数に対 する
		割合
		第二回 I 種 優先株式 26,300,000株(上限) 100%
		第三回 I 種 優先株式 26,300,000株(上限) 100%
		第四回 I 種
		第一回Ⅱ種 優先株式 26,300,000株(上限) 100%
		合計 105, 200, 000株(上限)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		3)株式の取得価額の総額 2,209億20百万円(上限) 4)取得する相手方 株式会社三菱東京UFJ銀行、株 式会社みずほコーポレート銀 行、株式会社りそな銀行、三菱 UFJ信託銀行株式会社および農 林中央金庫 5)取得する期間
		平成18年6月27日開催の当社定 時株主総会において承認決議さ れた資本および資本準備金の減 少にかかる効力が発生した時か ら平成19年6月開催予定の次期 定時株主総会終結の時まで。 (注)上記の内容については、平成 18年6月27日開催の当社定時
		株主総会において、「自己株 式取得の件」、「資本減少の 件」ならびに「資本準備金減 少の件」が承認可決されるこ とを条件としており、全て承 認決議されました。  (3) 当社は平成18年4月28日開催の 取締役会にて下記の優先株式に
		ついて、平成18年6月27日開催 の当社定時株主総会において取 得条件を追加する定款変更を行 うことを付議することを決議 し、同総会にて承認決議されま した。 その取得条件に関する主たる追
		加内容は次のとおりであります。  1)取得条件を追加する株式の種類当社第一回IV種優先株式当社第一回V種優先株式当社第二回V種優先株式
		種類 取得する株式の 発行済株式 総数に対する割合 第一回IV種 [優先株式 19,950,000株(上限)100%(上限)第一回V種 [優先株式 第二回V種 優先株式 第二回V種 [優先株式 2,000,000株(上限)100%(上限)6計 32,825,000株(上限)
		<ul> <li>合計 32,825,000株(上限)</li> <li>3)取得条件を追加する株式の取得価額</li> <li>第一回IV種優先株式 2,300円(上限)</li> <li>第一回V種優先株式 5,160円(上限)</li> <li>第二回V種優先株式 10,000円(上限)</li> </ul>

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		(注) 取得時期が平成19年10月以降
		になる場合、1株当たり取得
		価額は、それぞれ下記となります。
		第一回IV種優先株式 2,500円(上限)
		第一回V種優先株式 5,400円(上限)
		第二回V種優先株式 10,200円(上限)
		(4) 当社は平成18年4月28日開催の 野海の人でで、東京19年6日87
		取締役会にて、平成18年6月27 日開催の当社定時株主総会にて
		資本および資本準備金の減少を
		議案として付議することを決議
		し、同総会にて承認決議されま
		した。
		その内容は次のとおりでありま
		す。 1)資本および資本準備金の減少の
		目的
		当社は、資本の質の改善を経営
		の最優先課題の一つとして検討
		して参りましたが、平成18年4
		月28日開催の取締役会にて、平
		成18年6月27日開催の当社定時 株主総会にて自己株式の取得枠
		の設定が承認可決されることを
		条件に、発行済み優先株式の買
		入を行う事を決議いたしまし
		た。この処理の為、法制上の買
		入原資を確保する目的で「資本
		減少」および「資本準備金減 少」により「その他資本剰余
		金」への振替を行うものです。
		なお、優先株式の買入の実施に
		あたっては、平成18年4月28日
		に取締役会にて発行を別途決議
		いたしました転換社債型新株予 約権付社債の普通株式への転換
		による資本の充実を前提として
		おります。
		2) 資本減少の内容
		①資本減少の要領
		商法第375条第1項の規定に基づ
		き、資本の額130,549,826,669円のうち、120,549,826,669円
		を無償で減少させ、資本金を
		10,000,000,000円といたしま
		す。減少する資本金は全額を
		「その他資本剰余金」に振替え
		ます。
		②資本減少の方法 発行済株式総数の変更は行わ
		ず、資本の額のみを減少する方
		法によります。
	I.	<u> </u>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
王 平成17年9月30日)	王 平成16年9月30日)	至 平成18年3月31日) ③資本減少の日程
		取締役会決議日
		平成18年4月28日(金)
		株主総会決議日
		平成18年6月27日(火)
		債権者異議申述公告および官報 掲載日
		平成18年6月28日(水)予定
		債権者異議申述最終期日 平成18年7月28日(金)予定
		効力発生日 ・ 対力発生日
		平成18年7月29日(土)予定
		資本減少登記申請日
		平成18年7月31日(月)予定
		3) 資本準備金減少の内容
		①資本準備金減少の要領
		商法第289条第2項の規定に基づ
		き、資本準備金の額
		91,676,808,017円のうち、
		89,176,808,017円を減少し、
		「その他資本剰余金」に振替えるものです。
		なお、減少後の資本準備金は
		2,500,000,000円となり、これ
		は資本減少後の当社の資本の額
		10,000,000,000円の4分の1に
		相当する額となります。
		②資本準備金減少の日程
		取締役会決議日
		平成18年4月28日(金)
		株主総会決議日
		平成18年6月27日(火)
		債権者異議申述公告および官報 掲載日
		平成18年6月28日(水)予定
		債権者異議申述最終期日
		平成18年7月28日(金)予定
		効力発生日 
		平成18年7月29日(土)予定
		なお、上記の資本および資本準 備金の減少は、それぞれの効力
		開金の極少は、それぞれの効力 発生日においては、貸借対照表
		上の「資本の部」の勘定の振替
		であり、当社の純資産額にただ
		ちに変更を生じるものではな
		く、発行済み株式総数にも変更
		はありませんので、1株当たり
		の純資産価値に変更を生じるも
		のではありません。
		•

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
至 平成17年9月30日)	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日) (5) 当社は平成18年4月28日開催の 取締役会にて、第三者割当によ
		る転換社債型新株予約権付社債 を下記のとおり発行することを
		決議しました。その内容は次の とおりであります。
		1)発行する社債 第三回無担保転換社債型新株予
		約権付社債 2)社債の総額 金1,500億円
		3) 各社債の金額 金10億円の1種
		4) 本新株予約権付社債の形式 無記名式とする。なお、本新株
		予約権付社債は本社債と本新株 予約権のうち、一方のみを譲渡 することはできない。
		5) 利率 本社債には利息を付さない。
		6) 発行価格 額面100円につき金100円ただ し、本新株予約権は無償にて発
		行するものとする。 7) 償還価格
		額面100円につき金100円 8)当初転換価格 694.1円
		なお、転換価格は東京証券取引 所における当社の普通株式の売
		買高加重平均価格により修正されます。 り)上限転換価額
		2,047.5円 10)下限転換価額
		341.3円 11) 新株予約権の行使請求期間
		平成18年5月26日から平成20年5 月22日 12) 償還の方法
		イ. 満期償還 ロ. 当社の選択による繰上償還
		ハ. 社債権者の選択による繰上償 環
		13) 払込期日 平成18年5月25日
		14) 社債の発行日 平成18年5月25日
		15) 償還期限   平成20年5月23日   16) 発行場所
		日本国

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<u> </u>	17) 募集の方法
		Nomura Securities (Bermuda)
		Ltd. に対する第三者割当の方法
		による。
		18) 物上担保・保証の有無
		無担保・無保証
		19) 商法その他の法令または規則の 改正に伴う取扱い
		本新株予約権付社債の発行に係
		る取締役会決議日以後、株券の
		発行または新株予約権付社債に
		関連する商法その他の日本の法
		令または規則につき改正(会社
		法の施行を含む。) が行われた
		場合には、当該改正後の商法そ
		の他の日本の法令または規則の
		規定および本新株予約権付社債
		の社債要項の主旨に従い、これ
		に関連する事項の取扱いについ て、当社が適切と判断する方法
		C、ヨ社が適切と刊例する方伝   により、本新株予約権付社債の
		社債要項の読替えその他の必要
		な措置を講ずることができる。
		20) 資金の使途
		当社が発行した第二回Ⅰ種優先
		株式、第三回 I 種優先株式、第
		四回 Ⅰ 種優先株式、第一回 Ⅱ 種
		優先株式、第一回IV種優先株
		式、第一回V種優先株式、第二
		回V種優先株式の買入れ資金の
		一部に充当する予定ですが、具 体的な支出までの間、当社の運
		「本的な文山まくの間、当社の連     転資金に充当する予定です。
		(6) 当社は平成18年4月28日開催の
		取締役会にて、第三者割当によ
		る転換社債型新株予約権付社債
		を下記のとおり発行することを
		決議しました。
		その内容は次のとおりでありま
		す。 1)7%にトスセルを
		1) 発行する社債 第四回無担保転換社債型新株予
		第四回無担保報換任價空利休了 約権付社債
		2) 社債の総額
		金1,500億円
		3) 各社債の金額
		金10億円の1種
		4) 本新株予約権付社債の形式
		無記名式とする。なお、本新株
		予約権付社債は本社債と本新株
		予約権のうち、一方のみを譲渡 することはできない。
		することはできない。   5) 利率
		本社債には利息を付さない。
	<u>l</u>	1 12 20 14 20

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
		により、本新株予約権付社債の 社債要項の読替えその他の必要 な措置を講ずることができる。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		20)資金の使途 当社が発行した第二回 I 種優先 株式、第三回 I 種優先株式、第 四回 I 種優先株式、第一回 II 種 優先株式、第一回 IV 種優先株 式、第一回 V 種優先株式、第二 回 V 種優先株式の買入れ資金の 一部に充当する予定ですが、具 体的な支出までの間、当社の運 転資金に充当する予定です。
	当社は平成18年9月29日の社債の発 行枠設定にかかわる取締役会決議に 基づき、平成18年12月1日に下記内 容の無担保普通社債を発行しまし た。	
	第10回無担保普通社債 1)社債の総額 金200億円	
	<ol> <li>2) 各社債の金額 金1億円の1種</li> <li>3) 発行価額の総 金200億円 額</li> </ol>	
	4) 発行価格     額面100円につき金100円       5) 利率     年2.38%       6) 利払日     毎年6月1日および12月	
	7) 償還の方法 イ. 満期償還 ロ. 買入消却	
	8) 払込期日 平成18年12月1日 9) 社債の発行日 平成18年12月1日	
	<ul><li>10) 償還期限 平成23年12月1日</li><li>11) 発行場所 日本国</li><li>12) 募集の方法 一般募集</li></ul>	
	13) 物 上 担 保・ 無担保 保証の有無	
	14) 資金の使途 運転資金等	

# (2) 【その他】

該当事項はありません。

# 2 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

# ① 【中間貸借対照表】

				計期間末 9月30日)		当中間会計期	間末	前事業年度	
		旧双日ホールディ 株式会社	ングス	旧双日株式会	社	(平成18年9月		要約貸借対照 (平成18年3月)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
I 流動資産									
1 現金及び預金	<b>※</b> 2	1,080		282, 714		452, 848		280, 992	
2 受取手形	<b>※</b> 5	_		35, 343		28, 884		34, 454	
3 売掛金	<b>※</b> 2	_		182, 247		192, 261		181, 274	
4 有価証券		_		400		399		399	
5 たな卸資産	<b>※</b> 2	_		99, 067		134, 266		109, 172	
6 前渡金		_		13, 211		26, 582		15, 712	
7 繰延税金資産		_		1, 062		1, 841		3, 090	
8 短期貸付金	<b>※</b> 2	152, 250		108, 518		84, 833		110, 420	
9 未収入金		5, 198		_		45, 611		46, 255	
10 その他		993		61, 953		13, 617		19, 021	
11 貸倒引当金		_		△ 2,464		△ 2,838		△ 2,954	
流動資産合計		159, 523	36. 51	782, 054	42.66	978, 309	49. 60	797, 840	44. 07
Ⅱ 固定資産									
1 有形固定資産	<b>※</b> 1, 2	23		16, 146		8, 929		8, 680	
2 無形固定資産		58		6, 013		10, 288		5, 473	
3 投資その他の資産									
(1) 投資有価証券	<b>※</b> 2	271, 349		796, 184		796, 203		835, 416	
(2) 長期貸付金	<b>※</b> 2	4, 500		106, 073		56, 472		52, 396	
(3) 固定化営業債権		_		266, 927		196, 291		197, 544	
(4) 繰延税金資産		_		34, 297		22, 059		10, 938	
(5) その他		230		47, 330		46, 015		45, 819	
(6) 貸倒引当金		_		△ 221, 994		△ 144, 194		△ 144, 874	
投資その他の資産計		276, 080		1, 028, 818		972, 848		997, 240	
固定資産合計		276, 161	63. 21	1, 050, 978	57. 33	992, 066	50. 30	1, 011, 395	55. 87
Ⅲ 繰延資産		1, 209	0. 28	181	0. 01	2, 001	0.10	1, 024	0.06
資産合計		436, 894	100.00	1, 833, 214	100.00	1, 972, 378	100.00	1, 810, 259	100.00

		Į Į	前中間会 P成17年	計期間末 9月30日)		当中間会計期	間末	前事業年度	の n +
		旧双日ホールディ 株式会社	ングス	旧双目株式会	会社	(平成18年9月		要約貸借対照 (平成18年3月	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
I 流動負債									
1 支払手形	<b>※</b> 5	_		56, 066		24, 441		34, 680	
2 買掛金		_		143, 841		151, 278		149, 108	
3 短期借入金	<b>※</b> 2	_		681, 349		401, 332		470, 473	
4 コマーシャル ペーパー		_		83, 800		21, 900		29, 200	
5 社債(1年内償還)		26, 000		5, 000		_		_	
6 未払金		4, 815		_		14, 517		14, 111	
7 未払費用		390		_		3, 377		3, 353	
8 賞与引当金		_		1,724		2, 636		1, 796	
9 その他	<b>※</b> 2	91		83, 354		62, 370		85, 607	
流動負債合計		31, 298	7. 16	1, 055, 137	57. 56	681, 853	34. 57	788, 331	43. 55
Ⅱ 固定負債									
1 社債		65, 000		500		330, 500		95, 500	
2 長期借入金	<b>※</b> 2	_		372, 892		391, 264		453, 951	
3 退職給付引当金		_		20, 150		15, 967		17, 999	
4 その他		_		12, 512		9, 921		12, 060	
固定負債合計		65, 000	14. 88	406, 055	22. 15	747, 653	37. 91	579, 510	32. 01
負債合計		96, 298	22. 04	1, 461, 193	79. 71	1, 429, 506	72. 48	1, 367, 842	75. 56
(資本の部)									
I 資本金		130, 049	29. 77	292, 184	15. 93	_	_	130, 549	7. 21
Ⅱ 資本剰余金									
1 資本準備金		29, 950		40, 250		_		91, 676	
2 その他資本剰余金		180, 304		_		_		136, 304	
資本剰余金合計		210, 254	48. 12	40, 250	2. 20	_	_	227, 981	12. 59
Ⅲ 利益剰余金									
1 中間(当期)未処分 利益		357		3, 774		_		20, 583	
利益剰余金合計		357	0.08	3, 774	0. 21	_	_	20, 583	1. 14
IV その他有価証券評価 差額金		_	_	35, 811	1. 95	_	_	63, 387	3. 50
V 自己株式		△ 65	△0. 01	_	_	_	_	△ 84	△0.00
資本合計		340, 596	77. 96	372, 020	20. 29	_	_	442, 417	24. 44
負債資本合計		436, 894	100. 00	1, 833, 214	100. 00		_	1, 810, 259	100.00

		j (∑	前中間会 平成17年	計期間末 9月30日)		当中間会計期	間末	前事業年度要約貸借対照	Ø)
		旧双日ホールディングス 株式会社		旧双日株式会	会社	(平成18年9月30日)		(平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)									
I 株主資本									
1 資本金		_	_	_	_	60, 127	3. 05	_	_
2 資本剰余金									
(1) 資本準備金		_		_		52, 372		_	
(2) その他資本剰余金		_		_		346, 030		_	
資本剰余金合計		_	_	_		398, 403	20. 20	_	] -
3 利益剰余金									
(1) その他利益剰余金									
繰越利益剰余金		_		_		30, 457		_	
利益剰余金合計		_	_	_	_	30, 457	1. 54	_	_
4 自己株式		_	_	_	_	△ 90	△0.00	_	_
株主資本合計		_	_	_	_	488, 897	24. 79	_	_
Ⅱ 評価・換算差額等									
1 その他有価証券 評価差額金		_	_	_		52, 962	2. 68	_	_
2 繰延ヘッジ損益		_	_	_	_	1,011	0.05	_	_
評価・換算差額等 合計		_	_	_	_	53, 973	2. 73	_	_
純資産合計		_	_	_		542, 871	27. 52	_	
負債純資産合計		_	_	_	_	1, 972, 378	100.00	_	_

## 【中間損益計算書】

			(自 至	至 平成17年9月30日)					間会計期間		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日		
区分	注記 番号		ールディン ‡式会社	′グス	旧双	旧双日株式会社		`至 平成18年9月30日)		30日)	至 平成18年3月		
		金額(百	万円)	百分比 (%)	金額(百	5万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	5万円)	百分比 (%)
売上高						1,225,940	100.00		1,326,917	100.00		1,328,787	100.00
売上原価	1					1,197,707	97.70		1,299,628	97.94		1,301,278	97.93
売上総利益						28,232	2.30		27,289	2.06		27,508	2.07
営業収益													
経営指導料			1,335	100.00								1,335	0.10
営業総利益									27,289	2.06		28,844	2.17
営業費用													
一般管理費	1		873	65.47									
販売費及び 一般管理費	1					25,041	2.04		24,200	1.83		26,227	1.97
営業利益			461	34.53		3,191	0.26		3,088	0.23		2,616	0.20
営業外収益													
1 受取利息		1,223			5,958			5,235			6,564		
2 受取配当金					10,733			19,008			26,486		
3 その他		35	1,258	94.23	7,577	24,268	1.98	8,582	32,826	2.47	6,588	39,639	2.98
営業外費用													
1 支払利息		618			15,255			14,415			16,370		
2 新株発行費 償却		341											
3 コマーシャル ペーパー利息					1,292			58			279		
4 その他		158	1,118	83.67	7,993	24,541	2.00	4,117	18,591	1.39	5,838	22,488	1.69
経常利益			602	45.09		2,918	0.24		17,323	1.31		19,767	1.49
特別利益	2					7,252	0.59		3,271	0.25		5,327	0.40
特別損失	3,4		10	0.82		8,323	0.68		15,698	1.19		9,019	0.68
税引前中間 (当期)純利益			591	44.27		1,847	0.15		4,896	0.37		16,075	1.21
法人税、住民 税及び事業税		227			4,078			1,646			2,954		
法人税等 調整額		6	234	17.53	2,151	1,926	0.16	3,329	4,976	0.37	2,220	733	0.05
中間(当期) 純利益			357	26.74		3,774	0.31		9,873	0.74		16,808	1.26
前期繰越損失			55,818									55,818	
減資による繰 越損失填補額			55,818									55,818	
合併による未 処分利益受入 れ額												3,774	
中間(当期) 未処分利益			357			3,774						20,583	

## ③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

		株主資本									
		資本剰余金				制余金					
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
			資本剰余金	合計	繰越利益 剰余金	合計					
平成18年3月31日残高 (百万円)	130, 549	91, 676	136, 304	227, 981	20, 583	20, 583	△84	379, 029			
中間会計期間中の変動額											
新株の発行 (新株予約権の行使)	50, 127	49, 872		49, 872				100, 000			
資本金からその他資本 剰余金への振替	△120, 549		120, 549	120, 549				_			
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△89, 176	89, 176	_				l			
中間純利益					9, 873	9, 873		9, 873			
自己株式の取得							△5	△5			
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△70, 422	△39, 303	209, 726	170, 422	9, 873	9, 873	△5	109, 867			
平成18年9月30日残高 (百万円)	60, 127	52, 372	346, 030	398, 403	30, 457	30, 457	△90	488, 897			

	i			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	63, 387	_	63, 387	442, 417
中間会計期間中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				100, 000
資本金からその他資本 剰余金への振替				-
資本準備金からその他 資本剰余金への振替				_
中間純利益				9, 873
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	△10, 425	1, 011	△9, 413	△9, 413
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△10, 425	1,011	△9, 413	100, 454
平成18年9月30日残高 (百万円)	52, 962	1, 011	53, 973	542, 871

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日		当中間会計期間	前事業年度
至 平成17	至 平成17年9月30日) 旧双日ホールディングス ロ双日株式会社		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
株式会社	旧双日株式会社		
1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法	1 資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価基 準及び評価方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券の評価基準及 び評価方法 東開品が大畑芸光	(1) 有価証券の評価基準 及び評価方法 まこり たんごご
	売買目的有価証券 時価法によっており ます。売却原価は主と して移動平均法により 算出しております。	売買目的有価証券 同左	売買目的有価証券 同左
	満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) によっております。	満期保有目的の債券 同左	満期保有目的の債券 同左
子会社株式	子会社株式および関連会 社株式	子会社株式および関連会 社株式	子会社株式および関連会 社株式
移動平均法による原 価法によっておりま す。	同左	同左	同左
	その時では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学に	その他有価証券 時価のある第日の市場 一中間に基額に基額に基額に基額に基額に基額に基準の 一種をできるでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格 等に基づくは全額では全額ではなりのでは、 一次はは、 一次はは、 一次はは、 一次はは、 一次はではいります。 一のないもの 同左

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日	
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)	
<ol> <li>固定資産の減価償却の 方法</li> <li>有形固定資産 定率法によっております。</li> </ol>	(2) ではいいでは、 (2) ではいいでは、 (3) ではいいでは、 (4) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (9) では、 (9) では、 (1) では、 (1) では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (7) では、 (7) では、 (8) では、 (9) では、	(2) デリア (3) 運用 (3) 運用 (4) 変の (4) 準 (4) 準 (4) 準 (5) を (4) 準 (5) を (4) 準 (6) を (5) を (6) を (7) を (7) を (7) を (7) を (8) を (8) を (9) を	<ul> <li>(2) デリバティブ 同左</li> <li>(3) 運用目的の金銭の信託 同左</li> <li>(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</li> <li>2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左</li> </ul>	
(2) 無形固定資産 定額法によっており ます。尚、自社利用の ソフトウェアについて は、社内における利用 可能期間(5年)に基づ く定額法によっており ます。	(2) 無形置を 定報用の ります。 を対しては利用のリフには は、まず、 を対してはいるには が、ないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	<ul><li>(2)無形固定資産 同左</li><li>3 引当金の計上基準</li><li>(1)貸倒引当金 同左</li></ul>	<ul><li>(2)無形固定資産 同左</li><li>3 引当金の計上基準</li><li>(1)貸倒引当金 同左</li></ul>	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日	
旧双目ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)	
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与 の支払に備えて、支給 見込額を計上しており ます。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の 支払に備えて、役員賞 与支給見込額を計上す ることとしておりま す。なお、当中間会計 期間末においては計上 しておりません。	(2)賞与引当金 同左	
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に 備えるため、当事業年 度末における退職給付 債務の見込額に基づ き、当中間会計期間末 において発生している と認められる額を計上 しております。	(4) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に 備えるため、当事業年 度末における退職給付 債務の見込額に基づき 計上しております。	
		(追加情報) 当社は、退職金制度 として確定拠出年金制 度及び前払退職金制度 を採用してが18年4月1日より。 ない退職出年金制度及び退職出年金制度及び退職出年金制度を は前払ることの制度を による平成18年度 とまるへの影響は軽 微であります。	(追加情報) 当社は、事業子会社である旧株式の日株式会社を合併したけ制度ととととり、退職出年金制度をが、退職出年金制度をが、明してが記事をはいるでは、18年4年金制度をが、明しては、18年4年金制度を対しては、18年4年金制度を対した。この制度を対した。この制度を対した。この制度を対した。この制度を対した。この制度を対した。この制度を対した。この制度を対した。による平成18年度は軽微であります。	
	4 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務 は、中間決算日の直物為 替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益とし て処理しております。	4 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算基 準 同左	4 外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務 は、期末日の直物為替相 場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処 理しております。	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日		
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)		
3 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が 借主に移転すると認めら れるもの以外のファイナ ンス・リース取引につい ては、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計 処理によっております。	5 リース取引の処理方法 同左	5 リース取引の処理方法 同左	5 リース取引の処理方法 同左		
	6 ヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法	6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左	6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 同左		
	② へ対象 教育 ツョ貸金 て金利貴のに取を引いた 一次 の 為替為 の の し 質 オ 入 が の み が の し 質 オ 入 か の し 質 オ 入 か の し 質 オ 入 か の し 質 オ 入 か の し 質 オ 入 か の し の で の で の し の で の し の で の し の で の し の で の し の で の し の で の し の で の し の で の し の で の し の で の に の が の に 取 を い の の に 取 を い の の に の を い の の の の に の を い の の の の の の の に 取 を い の の の の の の の に 取 を い の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(2) ヘッジ手段とヘッジ 対象 同左	(2) ヘッジ手段とヘッジ 対象 同左		
	ております。 ③ ヘッジ方針 当社の事業活動に伴って発生する通貨、金利、有価証券、の相場変動リスクを回避するため、社内管理規程に基づき、でリバティブ取引によりリスクをヘッジしております。	(3)ヘッジ方針 同左	(3) ヘッジ方針 同左		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日		
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)		
	④ へ方 か	<ul><li>(4) ヘッジ有効性評価の 方法 同左</li></ul>	(4) ヘッジ有効性評価の 方法 同左		
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 繰延資産の処理方法創立費、新株発行費については、3年間で毎期均等償却しております。社債の償還期限または商法施行規則に規定する最長期間(3年)のいずれか短い期間で毎期均等償却しております。	7 その他中間財務諸表作 成のための基本となる 重要な事項 (1) 繰延資産の処理方法 新株発行費は、3年間 で均等償却しておりま す。 社債発行費は、社債の 償還期限又は商法施行規 則に規定する最長期間 (3年間)のいずれか短 い期間で均等償却してお ります。	7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)繰延資産の処理方法株式交付費は、3年間で均等償却しております。 社債発行費は、社債の償還までより償却にわたり定額法により償却しております。なお、平成18年3月31日以前に発発行した社債に係る社債の償還期限短います。	7 その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項 (1) 繰延資産の処理方法 創立費、新株発行費に ついては、3年間で毎期 均等償却しております。 社債発の償還期限また は、社債の償還期限規定する最長期間(3年)のいず れか短い期間で毎期 償却しております。		
	(2) 大型不動産開発事業 に係る支払利息の会 計処理 大型不動産開発事業 (総投資額が20億円以 上かつ開発期間が1年 超のもの)に係る正常 な開発期間中の支払利 息は取得原価に算入し ております。	(2) 大型不動産開発事業 に係る支払利息の取 得原価への算入 同左	(2) 大型不動産開発事業 に係る支払利息の取 得原価への算入 同左		
(2) 消費税等の会計処理 税抜方式によってお ります。	(3) 消費税等の会計処理 同左	(3) 消費税等の会計処理 同左	(3) 消費税等の会計処理 同左		
(3) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用 しております。	(4) 連結納税制度の適用 同左	(4) 連結納税制度の適用 同左	(4) 連結納税制度の適用 同左		

至 平成17年	年4月1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定 資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針)を適用とで 15年10月31日)を適用しております。 これによる当中間会計期間の損益に与える影響はあり	(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準の表計とのででででででででででででででででででででででででででででででででででで	の等当借示業年第のる(成基びびす基年第及関)計とでいる。 一 の等当借示業年第のる(成基びびす基年第及関)計とでいる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準年度より、固定資産の場合の減損に係る会計を受ける。 国定選集の (「計画をでは、15年8月9日) (「計画をでは、15年8月9日) (「計画をでは、15年8月9日) (「計画をでは、15年8月9日) (15年8月9日) (15年8月

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
林八云江		に相当する金額は、 541,860百万円であります。なお、当中間会計期間 末における中間貸借対照表 の純資産の部については、	
		中間財務諸表等規則の改正 に伴い、改正後の中間財務 諸表等規則により作成して おります。	
		(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間より、「繰 延資産の会計処理に関する	
		当面の取扱い」(企業会計 基準委員会 平成18年8月 11日 実務対応報告第19 号)を適用しております。	
		この結果、従来の方法によった場合と比較して経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微でありま	
		す。 (役員賞与に関する会計基 準)	
		当中間会計期間より、「役 員賞与に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平	
		成17年11月29日 企業会計 基準第4号)を適用してお ります。なお、これによる	
		損益に与える影響はありません。	
		(企業結合会計に係る会計 基準等) 当中間会計期間より、「企 業結合に係る会計基準」	
		(企業会計審議会 平成15 年10月31日)及び「事業分 離等に関する会計基準」	
		(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計 基準第7号)並びに「企業	
		結合会計基準及び事業分離 等会計基準に関する適用指 針」(企業会計基準委員会	
		平成17年12月27日 企業会 計基準適用指針第10号)を 適用しております。	

前中間会計 (自 平成17年 至 平成17年	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日)	
旧双日ホールディングス株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)
作 1 1 1 日 月 日 月 日 イ の で マ オ 記 記 日 日 本 の で マ オ 記 記 また か に マ オ 記 記 か に か か に マ オ 記 記 か に か か に マ オ 記 記 か に か か に マ オ 記 記 か に か か に マ オ 記 記 か に か か に マ オ 記 記 か に か に か か に マ オ 記 記 か に か に マ オ 記 記 か に か に マ オ 記 記 か に か に マ オ 記 記 か に か に か に か に か に か に か に か に か に	(中間貸借対照表) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が、平成16年2月1日に公布され、平成16年2月1日となり、「金融商品会計制工作。17年2日会計に関する実務指針」(会計制工作。19年15日代の計算では、19年16日のででは、19年16日のででででででででででであり、19年16日のでででであり、19年17日であります。	(中間損益計算書) 平成17年10月1日付で事業子会社で あった17年10月1日付で事業子会社で あったはりていました中間 財務諸表計期間より下したがよる見直したおりました。 (1) 営業費用」は、合併によりまる見で で変、区分掲記しておらりました。 (2) 従来、区分掲記しておりました。 (2) 従来、区分掲記しておりまけた。 (2) 従来、区分掲記しておりまけた。 (2) 従来、区分掲記しておりまけた。 (2) 従来、区分掲記しておりまけた。 (2) 従来、区分掲記しておりまけた。 (2) で来、区分掲記しておりまけた。 (3) でまずの他」に含めて表がであります。当中間会計期間の「その他」に含まれる当期間の「その他」に含まれる当ます。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末		前事業年度末					
旧双	日ホールディングス 株式会社		旧双目株式	会社	(3	(平成18年9月30日)		(平成18年3月31日)		31日)
<b>※</b> 1	有形固定資産減価償 却累計額	<b>※</b> 1	有形固定資 却累計額	産減価償	※1 有形固定資産減価償 却累計額		<b>※</b> 1	※1 有形固定資産減価償 却累計額		
	9百万円		8, 0	011百万円		4, 6	05百万円		4, 6	629百万円
<b>※</b> 2		<b>※</b> 2	担保差入資	産	<b>※</b> 2	担保差入資	産	<b>※</b> 2	担保差入資	産
				百万円			百万円			百万円
		現金	及び預金	10,080	現金	及び預金	178	現金	及び預金	10,078
		売掛金	金	2, 440	売掛金	金	1, 581	売掛金	金	2,053
		たな針	即資産	11, 509		即資産	13, 971	商品		16, 823
		短期貨	貸付金	1,573	短期的	貸付金	2, 311	短期的	貸付金	2, 155
		有形圖	固定資産	4,078	有形[	固定資産	4,004	有形[	固定資産	4,026
		投資	有価証券	148, 832	投資	有価証券	183, 145	投資7	有価証券	191, 141
		長期貨	貸付金	17,490	長期1	貸付金	11, 417	長期的	貸付金	14, 338
			計	195, 755		計	216, 610		計	240, 618
			見合債務額			見合債務額			見合債務額	
		預り会		11, 509	預り		13, 971			16, 823
			昔入金(1年)			昔入金(1年以			昔入金(1年)	
		返済分	分を含む)	31, 555		分を含む)	23, 548	返済分	分を含む)	25, 910
					前受		100			
3		3	偶発債務 保証債務		3	偶発債務 保証債務		3	偶発債務 保証債務	
		(1)	取引先の銀	1.行供 3. 笙	(1)	取引先の銀	行供 1 笙			
		(1)	に対する保		(1)	に対する保証		(1)	に対する保	
				百万円			百万円			百万円
		双日7 グス	ホールディン	90,000	パン	エヌジージャ	8,857	SOJI7 LEAS1	TZ AIRCRAFT [NG	17, 450
		SOJIT LEASI	CZ AIRCRAFT ING	13, 673	CO.	CZ PETROLEUM (SINGAPORE)	8, 583		RIUS FINANCE TZ PETROLEU	
		AQUAR	RIUS FINANCE	10, 546	PTE I			CO. PTE I	(SINGAPORE	
			OCK AIRCRAF LTD.	T 8, 437	LEAS]	TZ AIRCRAFT ING	6, 611	双目:	ケミカル	8, 003
				7 540	AQUAF	RIUS FINANCE	6, 407	双日二	エネルギー	6, 325
			CHADRA ASRI	7, 542	POLI	Z ENERGY	5, 875	その何	也(157件)	122, 432
			也(163件)	152, 862	1	ECT LTD.		計		173, 261
		計	- \	283, 062		也(150件)	101, 720	上記り	こは、保証予	・約等の保
			:記には、保証予約等の保 E類似行為による58,265百		計	z)1. /□=====	138, 055	証類係	以行為による	57, 137百
					l	こは、保証予		万円を	を含めており	ます。
		万円を 	を含めており	ま <sup>-</sup> 9。	l	以行為による				
					万円 1	を含めており	より。			

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末	前事業年度末
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双目株式会社	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
株式会社	(2) 海外現地法人の銀行 借入等に対する保証 百万円 双日英国会社 62, 266 双日米国会社 49, 264 双日香港会社 36, 845 双日アジア会社 27, 844 双日欧州会社 6, 216 その他(6社) 12, 138 合計 194, 575 上記には、保証予約等の保 証類似行為による118, 595 百万円を含めております。 保証債務合計 477, 638 (注) 連帯保証等において 当社の負担額が特定 されているものにつ いては、当社の負担	(2) 海外現地法人の銀行 借入等に対する保証 百万円 双日米国会社 47,916 双日香港会社 28,384 双日アジア会社 26,566 双日英国会社 14,282 双日タイ会社 8,302 その他(5社) 11,240 合計 136,692 上記には、保証予約等の保 証類似行為による55,241 百万円を含めております。 保証債務合計 274,748 (注) 連帯保証等において 当社の負担額が特定 されているものにつ いては、当社の負担	
4	いては、当社の負担 額を記載しております。 上記(1)、(2)の内外貨建のもの US\$ 1,916,828千単位 7,916,828千単位 7,916,828千単位 7,916,828千単位 7,916,828千単位 7,254,473 8 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	いては、当社の負担 額を記載しております。 上記(1)、(2)の内外貨建の もの US\$ 1,478,570千単位	いては、当任の負担 額を記載しております。 上記(1)、(2)の内外貨建の もの US\$ 1,605,159千単位 3221,834 その他の外貨 百万円 4 輸出手形割引高 20,484百万円 (内、関係会社輸出手形 割引高は、1,423百万円) (注) 輸出手形割引高に含 まれる輸出貿易信用 状取引における銀行 間決済未済の銀行買 取残高は11,055百万 円であります。
<b>*</b> 5	* 5 ———————————————————————————————————	※5 中間期末日満期手形 の会計処理についる は、手形交換日をもりま で決済処理といる す。なお、日間の がの末日が金融機関の休日で制期での が、次の中間期であった がの中間間はいる 形が、自動間で では、 がの中間間に では、 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいました。 がいままままま。 でのは、 はいました。 といました。 とい。 といました。 といました。 といました。 といました。 といました。 といました。 といました。 といました。 といま。 といました。 といま。 といま。 といま。 とい。 といま。 とい。 とい。 とい。 とい。 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		<b>当</b>	前惠業年度士
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	(平成18年9月30日)	刊事業平度末 (平成18年3月31日)
(平成17年 旧双日ホールディングス	9月30日) 旧双日株式会社	(追加特別の) 取 18年6月27日に二日優先ま承よ株、第条、取成18年6月27日に二日優先ま承よ株、第一回を記録を表表の日間では、18年1日に二日優先ま承よ株、第一を主定日種優先では、18年1日に二日優先式の同決社第回日を記録を表表のままままままままままままままままままままままままままままままままままま	前事業年度末(平成18年3月31日)
会社 農林中央 全庫 合計 20,000,000株 1,100,000,000円 (注) 三菱信託銀行株式会 社は平成17年10月1		種類 りの取得 発行価額に対す る割合 第二回 I 種 優先株式 第三回 I 種 優先株式 第四回 I 種 優先株式 第一回 II 種 一 図 II	
		の発行価額の2%相 当額を加算した額と なります。	

前中間会記 (平成17年 9		当中間会計期間末	前事業年度末
旧双目ホールディングス	旧双日株式会社	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
株式会社	旧双目株式会社		

前中間会計 (平成17年 9		当中間会計期間末前事業年度末
旧双目ホールディングス株式会社	旧双日株式会社	(平成18年9月30日) (平成18年3月31日)
		(注)取得時期が平成19年 10月以降になる場合、1株当たり取得 価額は、各優先株式 の発行価額の2%相 当額を加算した額と なります。仮に全て の優先株式を当該加 算後の1株当たり取
		得価額で取得する と、取得価額の総額 は578億60百万円と なります。
		第三回 I 種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額 株式会社三 菱東京UFJ銀 18,500,000株 39,220,000,000円
		作 株式会社み ずほコーポ 4,500,000株 9,540,000,000円 レート銀行
		株式会社り そな銀行 1,800,000株 3,816,000,000円
		三菱UJ信託 銀行株式会 1,000,000株 2,120,000,000円 社
		農林中央金 車 500,000株 1,060,000,000円
		会計 26,300,000株 55,756,000,000円 (注) 取得時期が平成19年
		10月以降になる場合、1株当たり取得 価額は、各優先株式 の発行価額の2%相 当額を加算した額と
		なります。仮に全て の優先株式を当該加 算後の1株当たり取 得価額で取得する
		と、取得価額の総額 は568億8百万円とな ります。
		第四回 I 種優先株式
		相手方 取得株式数 取得価額の総額 株式会社三菱 第5以下が銀行 38,480,000,000円
		株式会社みず 株式会社みず はコーポレー 4,500,000株 9,360,000,000円 ト銀行
		株式会社りそ 1,800,000株 3,744,000,000円
		三菱 IFJ 信託 銀行株式会社 1,000,000株 2,080,000,000円
		農林中央金庫 500,000株 1,040,000,000円 合計 26,300,000株 54,704,000,000円

田双日水・ルディングス   田双日林大会社   日双日林大会社   日本日本   日
(注)取得時期が平成19年 10月以降に大の場合 値額は、各種の2%相 当額を加算した額と なります。仮に全話 から、10年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19年 (19
は498億75百万円と なります。

前中間会計 (平成17年9		当中間会計期間末	前事業年度末
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
		第一回V種優先株式	
		相手方 取得株式数 取得価額の総額	
		株式会社三菱 東京UFJ銀行 10,875,000株 56,115,000,000円	
		(注) 取得時期が平成19年	
		10月以降になる場	
		合、1株当たり取得	
		価額は、各優先株式	
		の発行価額の2%相	
		当額を加算した額と	
		なります。仮に全て	
		の優先株式を当該加	
		算後の1株当たり取	
		得価額で取得すると、取得価額の総額	
		は587億25百万円と	
		なります。	
		第二回V種優先株式	
		相手方 取得株式数 取得価額の総額	
		株式会社三菱 東京UFJ銀行 1,000,000株 10,000,000,000円	
		株式会社みず ほコーポレー 1,000,000株 10,000,000,000円 ト銀行	
		合計 2,000,000株 20,000,000,000円	
		(注)取得時期が平成19年	
		10月以降になる場	
		合、1株当たり取得 価額は、各優先株式	
		の発行価額の2%相	
		当額を加算した額と	
		なります。仮に全て	
		の優先株式を当該加	
		算後の1株当たり取	
		得価額で取得する	
		と、取得価額の総額	
		は204億円となりま	
		す。   6. 取得日	
		平成19年3月30日、平	
		成19年4月1日から平	
		成19年6月に開催され	
		る定時株主総会の開催	
		日の前日までの間の日	
		で当社が別に定める日	
		(追加取得日)、平成	
		19年9月28日および平	
		成20年3月31日。	

前中間会計 (平成17年 9		当中間会計期間末	前事業年度末		
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)		
	旧双日株式会社	(平成18年9 7. (平成18年) 1. (平成18年) 1	(平成18年3月31日)		
		る場合は、当社は平成 18年6月27日開催の定 時株主総会の直後の定			

田双日ホールディングス   田双日株式会社
己株式取得枠設定」の 決議を行うものとし、 平成19年9月88日およ び平成20年3月31日の 取得日においては、当 該決議に基づき、会社 法に規定する必要な手 続を経て取得する。 ・IV種グレ程優先株式 これら優先株式にこれい て定款変更得条項に基づ き、会社法に規定する 必要な手続を経て取得する。 10. 停止条件 本契約に基づく当社に よる優先株式の取得役余は、 は、①取企が表では18年4月28日開催の取締役余は、 は、の取4年4月28日開催の取締役会は、 別途、発行を決議し た、Nomura Securities (Bermuda) Ltd.を割型新株子約権付 社債がすべて発行されること、② のに支払、会社が変を増加するで、 後、」と、14社の発行 可能株式の発行可能株式の発行可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行で可能株式の発行ででは変変を が正式を連加する当が表記され、会社法と必要な種類株工総会にで基本診 は、会社法と必要な種類株工総会にで基本診 は、資本準備金の減少
に係る各議案が承認され、資本減少および資本準備金の減少の効力が発生すること、④本株主総会にて取得の対

当中間会計期間末	前事業年度末
(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
⑤取日た約優さけ株、定の自のこてに加のと主るよのな。 1820、な先で らか。先よ日が確 29 31 31 12 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
	(平 が平得(場に先れる式本時他己議とIVつす議お全こび取る譲各年年当く株き契平下先① で が平得(場に先れる式本時他己議とIVつす議お全こび取る譲各年年当く株き契平下先① で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

# (中間損益計算書関係)

至 平成17	年4月1日	当中間会計 (自 平成18年4	4月1日	前事業年 (自 平成17年4	4月1日			
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社		`至 平成18年9	9月30日)	`至 平成18年3月31日			
1 減価償却実施額	1 減価償却実施額		1 減価償却第		1 減価償却第			
有形固定資產 2百万円	有形固定資産 564百		有形固定資産	266百万円	有形固定資産	259百万円		
無形固定資產 8百万円	無形固定資産 931百		無形固定資産 1	,048百万円	無形固定資産 1			
2	2 特別利益のうち	5主な	2 特別利益の	りうち主な	2 特別利益の	りうち主な		
	もの		もの		もの			
		万円		百万円		百万円		
	貸倒引当金 戻入益	5,271	有形固定資産 等売却益	4	有形固定資産 等売却益	5		
	投資有価証券 売却益	1,839	投資有価証券 売却益	2,222	関係会社株式 売却益	1,167		
	過年度償却済 債権取立益	110	出資金売却益	180	投資有価証券 売却益	3,308		
	有形固定資産	29	貸倒引当金	826	出資金売却益	14		
	等売却益 出資金売却益	0	戻入益 特定海外債権	30	貸倒引当金 戻入益	212		
			売却益 過年度償却済	7	特定海外債権 売却益	617		
			債権取立益	1	過年度償却済 債権取立益	2		
3 特別損失のうち主な	3 特別損失のうち	5主な	3 特別損失の	のうち主な	3 特別損失の	のうち主な		
もの	もの		もの		もの			
有形固定資産 10百万円	百	万円		百万円		百万円		
等除却損 10日77日	関係会社等 整理・引当損	5,571	有形固定資産 等売却損	0	有形固定資産 等売却損	110		
	事業構造改善 損	868	有形固定資産 等除却損	62	有形固定資産 等除却損	110		
	投資有価証券 売却損	329	投資有価証券 売却損	16	減損損失 投資有価証券	22		
	出資金評価損	204	出資金売却損	1	売却損	111		
	有形固定資産 等除却損	195	投資有価証券 評価損	1,846	出資金売却損 投資有価証券	1,264		
	投資有価証券 評価損	62	関係会社等 整理・引当損	11,043	投資有個証券 評価損 関係会社等	563		
	有形固定資産 等売却損	49	抱合せ株式消 滅差損	2,727	関係会任寺 整理・引当損 事業構造改善	6,122		
	減損損失	40			争美傾逗以普 損	714		
	出資金売却損	1						

	会計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間	前事業年度
エーー	旧双日株式会社	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4	4 当人の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の中山の	4	4 当人の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学の中では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の

### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

#### 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	165,757	10,762		176,519

#### (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 10,762 株

(自 平成17							_	(自		業年度 '年4月	1日	
旧双日ホールディングス 株式会社		,	朱式会社	t	至		年9月3		至		年 3 月:	
1 リース物件の所有権が	1 IJ	ース物	件の所で	有権が	1 U	ース物	件の所	有権が	1 リ	リース物	件の所	有権が
借主に移転すると認め	借	主に移!	転する。	と認め	借	主に移	転する	と認め	借	主に移	転する	と認め
られるもの以外のファ	5	れるも	の以外の	のファ	6	れるも	の以外の	のファ	6	れるも	の以外	のファ
イナンス・リース取引	イ	ナンス	・リース	ス取引	_	ナンス	・リー)	ス取引	1	´ナンス	・リー	ス取引
(借主側)	,	昔主側)			(1	昔主側)			(1	借主側)		
リース契約の1件当			物件の耳				物件の				物件の	
たりの金額が僅少な			、減価値			相当額					i、減価 <sup>′</sup>	
ため記載しておりま			額及び「			額相当					額及び	期末残
せん。	計	期間末	残高相当		計	期間末			Ē	相当額	,	
		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
	機械	1,315	981	333	機械	1,203	1,086	116	機械	1,315	1,091	224
	器具及び 備品	2,000	1,101	898	器具及び 備品	1,276	643	632	器具及び 備品	1,586	945	640
	その他	387	137	250	その他	623	235	387	その他	601	204	396
	合計	3,703	2,221	1,482	合計	3,102	1,965	1,136	合計	3,502	2,240	1,262
			取得価額			同左					取得価	
			形固定								形固定	
	-		期間末列								等に占	
			未経過「					経過リース料期末残高   の割合が低いため、財				
			計期間 低いたる								規則第	
			iiiいたで 表等規則								成別第	
			衣守戍5 おいて <sup>2</sup>								. 利子込.	
			あいて- 表等規則								としては	
			2項の規						ਰ 			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			支払利							•		
			ておりま									
	2	未経過	リース料	料中間		未経過	リース	料中間		未経過	リース	料期末
	会	計期間	末残高村	目当額	会計期間末残高相当額			残高相当額				
	1 年内 705百万円				1年	内	475	百万円	1年	内	600	百万円
	1年超 776				1年		661		1年		661	
	合計 1,482				合計		1,136		合計		1,262	
			未経過「			同左					未経過	
			計期間を						1		高相当	
			、有形						1		資産の	
			会計期間						1		めるそ	
			めるそ(						1		め、財	- 1
			め、中間 則第 5 ╡								8 条の に基づ	
			則弗3۶ 準用する						1		.に奉 プ .み法に	I
			华州90 則第89						1		め広に ります。	I
			別先のを						"		J 00 7 0	
			利子込む									
			ります。									
					<u>I</u>				I			

(自 平成175	前中間会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日)						会計期間年4月		(自		業年度 7年4月	1日	
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社				i `室 		年9月3		`至 		3年3月		
		支払リ 償却費	ース料が	及び減	佃	支払リ i償却費	ース料が	及び減	征	支払リース料及び減 価償却費相当額			
			1日 = 155   	5 F C			1日二日 料 350Ē	550			料 380	<u> </u>	
		ラース』 償却費		٦/١١٦		ラース/ 償却費		7/1/1		賞却費		<b>ロ</b> /J ]	
	相当	額	399		相当	額	350		相当	額	380		
	4 減価償却費相当額の						却費相	当額の			却費相	当額の	
	算	定方法		T.I	算	定方法			舅	定方法	i		
	**		期間を			同左				同左			
			残存価額										
		りる止 ります	額法に。 。	ようし									
	•	(主側)	#m/# <b>^</b> 1	DT (8 /X	(1	貸主側)		m/8 /#	(1	貸主側)		TT /8 /#	
			物件の 償却累		安		物件の 償却累		步		、物件の i償却累		
							順叫系i 計期間:			,《呱呱 『期末残		可供从	
	び中間会計期間末残高 				ı		減価償却	中間会計			減価償却	#0 + TD -	
		取得価額 (百万円)	累計額 (百万円)	期間末 残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	累計額 (百万円)	期間末 残高 (百万円)		取得価額 (百万円)	累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	
	機械	439	187	252	機械	435	314	120	機械	439	283	156	
	器具及び 備品	67	36	31	器 具 及 び 備品	67	58	8	器具及び 備品	67	56	10	
	ソフト ウェア 186 133 52				ソフト ウェア	186	169	17	ソフト ウェア	186	152	34	
	合計	694	357	336	合計	689	542	146	合計	694	492	201	
	2 未経過リース料中間 会計期間末残高相当額				۵		リース: 末残高		저	未経過 <sup>後高相当</sup>	リース	料期末	
	1年			百万円	1年			百月段 百万円	1年			百万円	
	1年		261	<b>ロ</b> \111	1年		119	<b>ロ</b> \111	1年		158	רונים	
	<u>· / /</u> 合計		449		<u>'</u> 合計		244		合計		335		
		かお	未経過	リース	Н	同左	211		Н		未経過		
			六.姓起 計期間:			,-, <u>-</u> ,-			米		流 高相当		
			、営業								の期末		
			期間末								未経過		
			未経過						米	<b>科残高及</b>	び見積	残存価	
	料	·残高及	び見積	残存価					客	頭の残高	の合計	額の割	
	額	の残高	の合計	額の割							ため、		
			ため、								第8条		
			規則第								定に基		
	3 において準用する財 務諸表等規則第8条の								_		込み法		
									第 	足して	おりま	9.	
	6第4項の規定に基づき、受取利子込み法に												
	き、受取利子込み法に												
	│ よっております。 │ 3 受取リース料及び減					会取口	ース料	乃7於試		受取口	ース料	乃7於咸	
		受収り 償却費		/X U' ///X	イ田	支取り i償却費		/文 U <sup>*</sup> //%	   (#	・ 受扱り 動償却費		/X U' //%	
		リース		百万円		リース		百万円		リース		百万円	
		償却費	60	_,,,,,	l	貸却費	54	_,,,,,		償却費	89		

(自 平成17	\					
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
2 オペレーティング・リ	2 オペレーティング・リ	2 オペレーティング・リ	2 オペレーティング・リ			
ース取引	ース取引	ース取引	ース取引			
(借主側)	(借主側)	(借主側)	(借主側)			
未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料			
1 年内 1百万円	1 年内 64百万円	1 年内 65百万円	1 年内 66百万円			
1 年超	1 年超 876	1 年超 815	1年超 848			
合計 1百万円	合計 941	合計 881	合計 914			
	(貸主側)	(貸主側)	(貸主側)			
	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料			
	1 年内 63百万円	1 年内 63百万円	1 年内 63百万円			
	1 年超 884	1 年超 821	1年超 852			
	合計 947	合計 884	合計 915			

#### (有価証券関係)

旧双日ホールディングス株式会社

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

子会社株式及び関連株式で時価のあるものは、ありません。

#### 旧双日株式会社

前中間会計期間末(平成17年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	18,794	12,073	6,721
関連会社株式	2,717	4,537	1,820
合計	21,512	16,611	4,901

### 当中間会計期間末(平成18年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	18,794	13,216	5,578
関連会社株式	2,128	4,534	2,406
合計	20,922	17,750	3,172

### 前事業年度末(平成18年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	18,794	15,645	3,149
関連会社株式	1,778	2,666	887
合計	20,573	18,311	2,262

#### (企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

存続会社: 当社 総合商社

被合併会社: 双日都市開発株式会社 総合不動産業

(2)企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、双日都市開発株式会社は解散いたしました。

(3) 結合後企業の名称

双日株式会社

(4)取引の概要(共通支配下の取引)

当社の都市開発部は双日都市開発株式会社と共同でマンション分譲事業等を推進してまいりました。今般、当社はグループ経営のさらなる効率化を図るとともに、当社グループが保有する総合商社機能を一体となって活用することで、業務効率の改善および経費削減を図るために、当該事業を完全に一本化することとし、平成18年8月1日付にて双日都市開発株式会社を吸収合併いたしました。

当社は双日都市開発株式会社の発行済株式の全てを保有していることから、合併に際しては新 株式の発行及び資本金の増加は行いません。また、合併交付金の支払は行いません。

2. 実施した会計処理の概要

当該合併は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)における「共通支配下における取引」に該当し、中間財務諸表において4,516百万円の「のれん」を中間貸借対照表に計上するとともに特別損失として、「抱合せ株式消滅差損」2,727百万円を計上しております。

なお、中間連結財務諸表においては、双日都市開発株式会社は、当社の100%連結子会社であり、この合併は企業集団の状況に影響はありません。

## (1株当たり情報)

	計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
1株当たり 純資産額 △686円34銭	1 1株当たり純資産額 230円42銭	1株当たり 純資産額 △28円37銭	1株当たり 純資産額 △330円61銭
1株当たり 中間純利益金額 1円24銭	2 1株当たり中間純利益 金額 2円34銭	1株当たり 中間純利益金額 18円93銭	1株当たり 当期純利益金額 48円55銭
潜在株式調整後 1株当たり 1円16銭 中間純利益金額	なお、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ	潜在株式調整後 1株当たり 11円58銭 中間純利益金額	潜在株式調整後 1株当たり 39円39銭 当期純利益金額
	ん。		

# (注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会 (平成17年	計期間末 :9月30日)	当中間会計期間末(平成18年9月30日)	前事業年度末
	旧双日ホールディ ングス株式会社	旧双日株式会社	(平成18年9月30日)	(平成18年3月31日)
中間貸借対照表の純 資産の部の合計額 (百万円)			542, 871	_
普通株式に係る純 資産額(百万円)			△20, 528	_
差額の主な内訳 (百万円)				
優先株式に係る 払込金額	_	_	563, 400	_
普通株式の発行済 み株式数(千株)	_	_	723, 884	_
普通株式の自己株 式数(千株)	_	_	176	_
1株当たり純資 産額の算定に用 いられた普通株 式の数(千株)	_	_	723, 708	_

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

			当中間会計期間 (自 平成18年4月17日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日
	旧双日ホールディ ングス株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益(百万円)	357	3, 774	9, 873	16, 808
普通株主に帰属し ない金額(百万円)	_		_	_
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	357	3, 774	9, 873	16, 808
普通株式の期中 平均株式数(千株)	289, 196	1, 614, 551	521, 496	346, 230
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純 利益金額				
中間(当期)純利益 調整額				
社債発行費償却 (百万円)	48	<u> </u>	_	_
普通株式増加数(千株)	59, 342	_	331, 158	80, 515
うち転換社債型 新株予約権付社 債(千株)	44, 715	_	313, 631	22, 602
うち優先株式 (千株)	14, 627	_	17, 527	57, 912
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第回種第回▼ 第回種第回▼ 第回種第回▼ 第回種第四 細式式載ま 一I、四IV及株的で会等ののする 第回種第二 詳「状況等りで が表するは、一回を表れて出式式載ま が表するは、一回を表れて出て、一口で が表する。 一I、一V種でも、1)にある。 一I、一V種でも、1)にある。 一I、一V種でも、1)にある。		第回種第回I、一回 1 に 第回種第回IVで 第回種第回種のは 第回種第二 に 第回種第二 に 第回種第二 に 第回種第二 に 第の総と が大器 が大器 が大器 が大器 が大器 が大器 が大器 が大器	第回種第回▼これ代表 第回種第回Vを記れて出式式載ま 第四種第二 に第況 第四種第二 に第況 第四種第二 に第況 第四種第二 に第況 が大社の総と が大社の総と が大人の終と が大人の終と が大人の終と が大人の終と が大人の が大人の が大人の が大人の が大人の が大人の が大人の が大人の

# (重要な後発事象)

(自 平成17	会計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
(1) 当社と事業子会社であ	当社と当社の完全親会社で		
る旧双日株式会社とは平	ある旧双日ホールディング		
成17年6月27日開催の旧	ス株式会社とは平成17年6		
双日株式会社の定時株主	月27日開催の当社の定時株		
総会および平成17年6月	主総会および平成17年6月		
28日開催の当社の定時株	28日開催の旧双日ホールデ		
主総会にてそれぞれ承認	ィングス株式会社の定時株		
決議を得て、平成17年10	主総会にてそれぞれ承認決		
月1日に合併し、商号を	議を得て、平成17年10月1		
「双日株式会社」(英文	日に合併し、商号を「双日		
名 称 : Sojitz	株式会社」(英文名称:		
Corporation)に変更いた	Sojitz Corporation)に変		
しました。	更いたしました。		
合併に関する事項の概	合併に関する事項の概要は		
要は次のとおりでありま	次のとおりであります。		
<u>す</u> 。	イ)旧双日ホールディング		
イ) 当社は旧双日株式会社	ス株式会社は当社の発行		
の発行済株式の全てを保	済株式の全てを保有して		
有していることから、合	いることから、合併に際		
併に際しては新株式の発	しては新株式の発行およ		
行および資本金の増加は	び資本金の増加は行いま		
行いません。また、合併	せん。また、合併交付金		
交付金の支払は行いませ	の支払は行いません。		
ん。	ロ)旧双日ホールディング		
口)当社を存続会社とする	ス株式会社を存続会社と		
吸収合併方式で、旧双日	する吸収合併方式で、旧		
株式会社は解散いたしま	双日株式会社は旧双日ホ		
した。	ールディングス株式会社		

				計期間							
		至	平成17	年 4 月 1 日 年 9 月30日	)			当中間会計期	1日	自	前事業年度平成17年4月1日
	株式			IEX	双日株式	会社	至	平成18年 9 月	30日)	至	平成18年3月31日)
-		合併によ				び権利義 ドに従業員					
		、利益乗 他有価記		""		で解散い					
		をそれ		たしまし		2 701 1320					
		7円、3,		八)平成							
		35,811目				ディング					
		した。 5 備金は9				<ul><li>₹締役に加</li><li>₹之、石原</li></ul>					
		加亚ids 引益剰余		' — '		こが就任					
		円、その				0月3日付					
		価差額				山瀬 豊、					
1	11百万	円となり	りまし			島 安之が					
│ た。 │一)会ℓ	併に ト	り、旧図	∇□#±			t任いたし ま果、平成					
		引継いた				また、 平成 在の当社					
		内訳は次		l		監査役の					
おり	であり					担当」は					
	<u>`</u>	位:百万				ります。					
科目 流動資産	金額 782,054	科目 流動負債	金額 1,055,137	(平成1) 役位	(年10月   <sub>氏名</sub>	3 日現在) 「 <sub>担当</sub>					
現金及び預金	282,714	支払手形及び 買掛金	199,908	代表取締役	土橋 昭夫	1=-1					
受取手形及び 売掛金	217,590	短期借入金	681,349	社長 代表取締役	加油曲	社長補佐(営業					
有価証券	400	コマーシャル ベーパー	83,800	副社長執行役員 代表取締役		全 般・海 外 担 当)					
商品	99,067	價返 )	5,000		橋川 真幸	コ/ 社長補佐(コー ポレート全般)					
短期貸付金	108,518	その他の流動 負債	85,079	代表取締役		CCO 兼 新規 事業開発グル ープ担当 兼					
その他の流動	76,227			専務執行役員	藤島 安之	ナッピョ ポ 法 務 部、コン プライアンス					
貸倒引当金 固定資産	2,464 1,050,978	固定負債	406,055			部担当					
有形固定資産	16,146	長期借入金	372,892	取締役 専務執行役員	小林 克彦	部、リスク管 理企画室担当					
		社債 退職給付引当	500	取締役	石原 啓資	営 業 全 般 補 佐・海 外 担 当					
無形固定資産 投資その他の	6,013	金	20,150	常務執行役員		補 佐 兼 人 事総務部担当					
資産 投資有価証	1,028,818 205,899		12,512	取締役 常務執行役員	佐藤 洋二	(FO 兼 財務部 主計部担当					
券・出資金 関係会社株		負債合計	1,461,193	取締役 取締役	村岡茂生						
式・出資金 長期貸付金	106,073			以神伎 監査役(常勤)	宮内 義彦和田譲治						
その他の固定 資産	316,412			監査役(常勤)	八幡 俊朔						
貸倒引当金 繰延資産	221,994 <u>181</u>			監査役(常勤)	岡崎 謙二						
資産合計	1,833,214	正味引継財産 合計額	372,020	監査役(非常勤) 監査役(非常勤)							
ホ)平		10月1日		(注)1.取		L」 İ岡茂生氏					
		双締役に		, ,		88条第 2					
		文之、石		1		2 に定め					
		洋 二 が '年10月:		1		役であり					
		中心方、		ま? 2 監	•	、幡俊朔、					
		藤島多				星野和夫					
		に就任し		の台	各氏は、	「株式会					
		の結果、		1		に関する					
		日現在の よび監査				に関する  3条第1項					
		び「担当				ディーリング と外監査役					
		でありま			あります	-					

		会計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
	マールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	`至 平成18年3月31日)
	7年10月3日現在)			
役位	氏名 担当			
代表取締役	土橋 昭夫			
社長 代表取締役	社長補佐(営業			
副社長執行役員	当)			
代表取締役 副社長執行役員	橋川 真幸 社長補佐(コー ポレート全般) CCO 兼 新規			
代表取締役 専務執行役員	藤島 安之 法務部、コンプライアンス部担当			
取締役 専務執行役員	リスク管理 小林 克彦 部、リスク管 理企画室担当			
取締役 常務執行役員	営業全般補 佐・海外担当 補佐 兼 人 事総務部担当			
取締役 常務執行役員	CFO 兼 財務 佐藤 洋二 部、主計部担 当			
取締役	村岡 茂生			
取締役	宮内 義彦			
監査役(常勤)	和田 譲治			
監査役(常勤)	八幡 俊朔			
監査役(常勤)	岡﨑 謙二			
監査役(非常勤)	石田 克明			
監査役(非常勤)	星野 和夫			
(注)1.取約	締役 村岡茂生氏			
は	商法第188条第2項			
第7	′号ノ2に定める社			
外国	取締役でありま			
す。				
2.監3	查役 八幡俊朔、			
石E	田克明、星野和夫			
	各氏は「株式会社			
	監査等に関する商			
	の特例に関する法			
	」第18条第1項に			
	める社外監査役で			
	ります。			
	は平成17年9月29			
	責の発行枠設定に			
	る取締役会決議に			
	平成17年12月6			
·	記内容の無担保普			
	を発行しました。			
	担保普通社債			
1)社債(				
金100				
2)各社值				
	金1億円の1種			
3)発行価額の総額				
金100				
4)発行信				
額面1	100円につき金100			
円				
5)利率				
年2.4	11%			

前中間会 (自 平成17年 至 平成17年	<b>■4月1日</b>	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	`至 平成18年9月30日)	至 平成18年 3 月31日) 
(A) 利払日 毎月6日および12 月6日方法 イ1. 3 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			(1) 日本 は で は で は で は で が は で が で が は で が で が で

前中間会 (自 平成17 至 平成17	除計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
至 平成17 旧双日ホールディングス	年 9 月30日)		
			第四回 種優先株式 26,300,000株 100% 第一回 26,300,000株 100%
			種優先株式 26,300,000株 100% 第一回 19,950,000株 100% 100%
			第一回 種優先株式 10,875,000株 100%
			第二回 種優先株式 2,000,000株 100% 合計 138,025,000株
			5)取得する相手方、取得
			株式及び取得価額の総額 第二回 種優先株式
			相手方 取得株式数 取得価額の総額
			株式会社三 菱東京UFJ銀 18,500,000株 39,960,000,000円 行
			株式会社みずほコーポ 4,500,000株 9,720,000,000円 レート銀行
			株式会社リ そな銀行 - 英ur J (株式)
			三菱UFJ信託 銀行株式会 1,000,000株 2,160,000,000円 社
			農林中央金 500,000株 1,080,000,000円 庫 500,000株 1,080,000,000円
			合計 26,300,000株 56,808,000,000円

前中間会 (自 平成17: 至 平成17:	計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	(自	前事業 <sup>年</sup> 平成17年	4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	`至 平成18年9月30日)	至	平成18年	3月31日)
1/KIV 云 TI			角株各のた全加得取	以降にな 優先株 2%相と 2%相なの で で り り り り り り り り り り り り り り り り り	平る得の額ま株株得総と 成場価発をす式当す額な が、は価算仮当りと578 大株では、額しに該取、78ま
			相手方	取得株式数	取得価額の総額
			株式会社三 菱東京UFJ銀	18,500,000株	39,220,000,000円
			行 株式会社み ずほコーポ レート銀行	4,500,000株	9,540,000,000円
			株式会社り	1,800,000株	3,816,000,000円
			三菱UFJ信託 銀行株式会 社	1,000,000株	2,120,000,000円
			農林中央金庫	500,000株	1,060,000,000円
			合計	26,300,000株	55,756,000,000円
			月株各のた全加得取	以降にない。 優先株相なのののでででである。 とのでででである。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	平る得の額ま株株得2000 は場価発をす式当す額な では、は価算仮当りと568 は、額しに該取、88ま
			相手方	取得株式数	先株式 <sub>取得価額の総額</sub>
			株式会社三菱東京UFJ銀行		
			株式会社みず ほコーポレー ト銀行	4,500,000株	9,360,000,000円
			株式会社りそな銀行	1,800,000株	3,744,000,000円
			三菱 UFJ 信託銀行株式会社	1,000,000株	2,080,000,000円
			農林中央金庫	500,000株	1,040,000,000円
			1 ` ′		 平成19年10
					る場合、1
					得価額は、
					の発行価額
					額を加算し ます。仮に
					株式を当該
					株当たり取

至 平成17	除計期間 年4月1日 年9月30日)	自	当中間会計期間 平成18年4月1日			4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至	平成18年 9 月30日)	至 	平成18年	3月31日)
				取	得価額σ 56百万F	得すると、 )総額は557 円となりま
				第一	-	先株式
				相手方	取得株式数	取得価額の総額
				株式会社三菱 東京UFJ銀行 株式会社みず	18,500,000株	37,740,000,000円
				ほコーポレー ト銀行 株式会社りそ	4,500,000株	9,180,000,000円
				株式芸社りで な銀行 三菱UFJ信託銀	1,800,000株	3,672,000,000円
				行株式会社	1,000,000株	2,040,000,000円
				農林中央金庫合計	500,000株	1,020,000,000円
					l	平成19年10
						千成19年10   ∷る場合、1
				1		得価額は、
				1		の発行価額
				1		額を加算し
				1		ます。仮に
						株式を当該
				1		株当たり取
						得すると、
				取	得価額σ	)総額は547
				億	4百万円	]となりま
				्र क		
				第一		先株式
				相手方 株式会社三菱 東京UFJ銀行	取得株式数 19,950,000株	取得価額の総額 45,885,000,000円
					温味期が	L 『平成19年10
						千成19年10   :る場合、1
						得価額は、
				1		の発行価額
						額を加算し
				1		ます。仮に
				1		株式を当該
				1		株当たり取
				得	価額で取	得すると、
				取	得価額σ	)総額は498
						円となりま
				す   第一		 先株式
				相手方	取得株式数	取得価額の総額
				株式会社三菱 東京UFJ銀行	10,875,000株	
				1 ' '		平成19年10
				1		る場合、1
						得価額は、
				1		の発行価額
				1		額を加算し
				1		ます。仮に  株式を当該
					くいぼ亢	がいてヨ該

(自 平成17	至 平成17年 9 月30日)				4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至	平成18年	3月31日)
					株当たり取
					得すると、
			_		)総額は587   9となりま
			はす		コこなりよ
			第二		先株式
			相手方	取得株式数	取得価額の総額
			株式会社三菱 東京UFJ銀行	1,000,000株	10,000,000,000円
			株式会社みず ほコーポレー ト銀行	1,000,000株	10,000,000,000円
			合計	2,000,000株	
			` '		平成19年10
					る場合、1 得価額は、
					の発行価額
					額を加算し
			た	額となり	ます。仮に
					株式を当該
					株当たり取
					得すると、
				侍価額の 円となり	)総額は204 ます
			6)取		۵۶.
			-		月30日、平
					日から平成
					催される定
					開催日の前
					日で当社が
					fl (追加取得 │ ₹9月28日お │
			-	平成15- 平成20年	
			,		合計取得額
					日の取得に
					会決議の日
					日の場合、
					四回無担保 株子約権付
					おいだい B」)の発行
				•	取得日の取
			· ·		締役会の前
					されたCB転
			換総		1. 5 48314
					わらず当社
					これを上回 合計取得額
					場合などこ
			l		ことができ
			る。		

	除計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	`至 平成18年9月30日)	至 平成18年 3 月31日) 
			8)種回)・得おて開承式、手平日け、場合総会会設とおの当法を種れ款取法を順回四第、方/19よは催認取商続成おる種合月会まに定しよ取該に経/ら変得に倒回の第、方/19よは催認取商続成おる種合月会まに定しよ取該に経/ら変得に回の第、方/19よは催認取商続成おる種合月会まに定しよ取該に経/ら変得に種回のの場合を関連の決得法を手びります。のででは、び得決規で、優更条規で、種ののののののでは、の決得法を手びります。のでは、の平平日にす得優株よにす得ののでは、の日6総「にる得日得も残平定時の式行931は会手・でれ会手が、では、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは

田双日ホールディングス 株式会社	(根式会社	除計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
10) 停止条件 本契約に基づりでは、平成9位による優先株式の取得は、平成9位に対して、	10) 停止条件 本契約に基づく当社に よる優先株年3月28日開催の取締役後に 平成66役集けに第50取得同館・発 行を決議した、Nomura Securities (Bermada) Lid、を割割失予約極行社のこと とので、18年6月27日開催 がすべて発信の表して、20月1日開催 がすべて発信を決して、3月27日開作 本株主行可能株主総会」に対して、3月30日の政務を受ける。 14日3年3月30日の政務を受ける 2月3年3月30日の政治・経済を経済を経済を経済を経済を経済を表して、3月3日の日の表して、3月3日の日の政治・経済を経済を表して、3月3日の日の政治・経済を経済を表して、3月3日の日の政治・経済を表して、3月3日日日の政治・経済を表して、3月3日日日の政治・経済を表して、3月3日日日の政治・経済を表して、3月3日日日の政治・経済を表して、4月3日の政治・経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の経済を表して、4月3日の日の日の株主総会まに「自建家が承認されること、本に対する。1月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の経済を表して、4月3日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日) 	至 平成18年3月31日)   
法的に可能となることを 条件とする。	法的に可能となることを	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	本る平取をには債す、催「社、可す案必議株資各減減と得種株が成おがお取がに先、株株取認総株追のお員、法的契優成締決ti割新て平定株発社種当承な総準案おの 対先取認年びれて対得け式株総総枠れににす案び合の優可約先18役談ti割新て平定株発社種当承なな総準案おの 対先取認年びれて対得け式株総総枠れににす案び合の優可に株年会議の当体を関連では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

前中間会	会計期間		
	年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス     株式会社	旧双日株式会社	主 中城10年9月30日)	,
			11) 年月3日 (10% (10% 展別) (10% 展

至 平成17	年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成10年 7 月 30 日 )	,
			4 銀子の大き は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

前中間会 (自 平成17: 至 平成17:	除計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
11/12/2/11			2)取得条件を追加する株式の総数
			発行済株 取得する 式総数に 種類 株式の総数 対する割 合
			第一回 種優 19,950,000株 100% 先株式 (上限) (上限) 第一回 種優 10,875,000株 100% 先株式 (上限) (上限) 第二回 種優 2,000,000株 100%
			3)取得条件を追加する株式の取得価額
			第一回 種優先株式 2,300円 (上限)
			第一回 種優先株式 5,160円 (上限) 10,000円
			第二回 種優先株式 (上限) (注)取得時期が平成19年10
			月以降になる場合、1
			株あたり取得価額は、 それぞれ下記となりま
			す。 第一回 種優先株式 2,500円
			第一回 種優先株式 (上限) 第一回 種優先株式 (上限)
			第二回 種優先株式 10,200円 (上限)
			(4) 当社は平成18年4月28 日開催の取締役会にて、
			平成18年6月27日開催の
			当社定時株主総会にて資本および資本準備金の減
			少を議案として付議する
			ことを決議し、同総会に て承認決議されました。
			その内容は次のとおりで
			あります。
			1)資本および資本準備金     の減少の目的
			当社は、資本の質の改
			善 善を経営の最優先課題の 一つとして検討して参り
			ましたが、平成18年4月
			28日開催の取締役会に
			て、平成18年6月27日開     催の当社定時株主総会に
			て自己株式の取得枠の設
			定が承認可決されること     を条件に、発行済み優先
			株式の買入を行う事を決し
			議いたしました。この処人
			理の為、法制上の買入原 資を確保する目的で「資

備金減少」により「その他資本剰余金」への振着を行うものです。なお、優先株式の買入の実施にあたっては、平成18年4月28日に取締役会にて発行を別途決議いたしました転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換による資本の充実を前提としております。  2)資本減少の内容資本減少の要領商法第375条第1項の規定に基づき、資本の部130,549,826,669円の方ち、120,549,826,669円の方ち、120,549,826,669円を無償で減少させ、資本	前中間会	★計期間	W. I. 55 A + I H555	V - W
旧双日株式会社	至 平成17:	年 9 月30日)	(自 平成18年4月1日	(自 平成17年4月1日
備金減少」により「その他資本剰余金」への振着を行うものです。なお、優先株式の買入の実施にあたっては、平成18年4月28日に取締役会にて発行を別途決議いたしました転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換による資本の充実を前提としております。  2)資本減少の内容資本減少の要領商法第375条第1項の規定に基づき、資本の額130,549,826,669円の方ち、120,549,826,669円の方ち、120,549,826,669円を無償で減少させ、資本		旧双日株式会社 ————————————————————————————————————	Σ (πλ.ο ( ο / 1)σομ)	,
いたします。減少する資本金は全額を「その他資本類余金」に振替えます。				優あ月行た付換提) 定135を金い本本す はをす 郷 株 債官 債 効 資 の は取決債 音質 ののの 3 資 円 を 2 の 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3

至 平成17 旧双日ホールディングス	会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日) 旧双日株式会社	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
株式会社			3

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 当中間会計期間 前事業年度 至 平成17年9月30日) (自 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日	
旧双日ホールディングス 旧双日株式会社 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3月31日	3)
旧双日株式会社	目に換責るそう   土り譲 寸 1勺5 1 換こりに 情   28、社をこのり 債 の な債権渡 さ 00権の 00 価お売り 求

前中間会 (自 平成17: 至 平成17:	除計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度
旧双日ホールディングス	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
株式会社			より、このでは、 は、このでは、
			の連転負金に允当する予     定です。

(6) 当社は平成18年4月28 日開催の取締役会にで、 第三者割当に基付社債を 下記のとおり発行することを決議しました。 その内容は次のとおりであります。 1)発行する社債 差別回無担保転換社債 型新株子的権付社債 2)社債の総額 金1.500億円 3)各社債の金額 全10億円の1種 4)本新株子的権付社債のの方式と本計株予約権 のうちことはであない。 5)利率 本社債には利息を付さない。 6)発行信格 務面10円につき金100円ただし、本新株予約権 は無債にで発行するものとする。 7)償債格 694.1円なお、転換価格 694.1円なお、配換価格により 修正の表別所により 修正の表別の行使請求 期間 平成19年7月1日から平 成29年5月22日 12)権道の方法 イ、満期債遣	前中間会計期間 (自 平成17年4月 至 平成17年9月3	1日	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
(8) 当社は平成18年4月28 日開権副副によるをは換社 億型新年公司をおり発行することを決議しました。とおり であります。 1)発行する程程保証検社債 型新年分約権付社債 2)社債の必顧 3)各社債の金額 金1,600億円 3)各社債の金額 金16億円の1種 4)本式株予約権付社債の 形式 無記名式とする社と情 のうち、一でものみを製液 すること。 等額面にし、 5)利率 本社債には利息を付さない。 5)利率 本社債にで発行するもの とする。 7)億額面(10円につき金100円 円ただし、発行するもの とする。 7)億額面(10円につき金100円 円を間にで発行するもの とする。 7)億額面(10円につき金100円 円の円につき金100円 円の円につき金100円 円の円につき金100円 円の当時間を終 644、1円なお、転換値 格は東京証荷護機格により 後に正されます。 9)上限転換値格 2,247、5円 10下限転換値格 2,247、5円 10下限転換値格 341、3円 341 3円 341 3 341		旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	日第債下とで) 1 型) う 形 おはのす) な) 円はと) 円) 格け買修上 2 不知 に転社す。と 換債 の円予 式予本方で は に 格のよりまは。社担権額 円額 種 と約新のき 利 に 新行 に 格の東当加ご転れ、本うる本が、で は に 格の、て 格の 順子 のがで は に を で を で は に を で が で が で が で が で が で が で が で が で が で

前中間会 (自 平成17: 至 平成17:	除計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度
旧双日ホールディングス	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
株式会社			より、このでは、 は、このでは、
			の連転負金に允当する予     定です。

前中間会 (自 平成17: 至 平成17:	計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
株式会社			(7) 日お社社ミスの大合し合き当本業と日っ輪まル率社合てバせをし社ミスのケ合し合合契成期成登成当開いでで力株の大合しそあ合当本業と日っ輪まル率社合てバせをし社ミスのケ合し合合契成期成登成当開いでで力株のケ合しそあ合当本業と日っ輪まル率社開なた社化あル式業力すしのまののでよ核ミいしたプをル社用なた社化あル式業力すしのの書年書年はの、学る・会業カすし内まののでよ核ミいしたプをル社用なた社化あル式業力すしのの書年書年はの、学る・会業カすし内まののでよ核ミいしたプをル社用なた社化あル式業力すしのの書年書年はの、学る・会業カすし内まののでよ核ミいしたプをル社用なた社化あル式業力すしのの書年書年はの、学る・会学ルるた容す目化行び事力るて。経図ー機す事めに学る・会子ルるた要日承月調のとが表に集品がホ社会株方。旨程認別の日日には、さと保ーと開化す業ールよで会をの事いり社式品し、さと保ーと開化す業ールよで会をに、一日には、10日収たでも、10日収たでも、10日収たでも、10日収たでも、20日本業と日の表別に集品がホ社会株方。自程認別の日日には、10日収たでも、20日本業とは、20日本業とは、20日収に、20日本業とは、20日収に、

	会計期間 年4月1日 年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
株式会在			3 (Co 1 (Co 1) というでは、これに対しているールよ社、ケグ式ール双発しに及ま、行うして、カボカ連合影では、ケグ式ール双発しに及ま、行うして、カボカ連合影では、大き株・大きののに及ま、行うには、大きな、のは、大き、のは、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、大き、は、

(自 平成17	会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
株式会社			28に会株方5にて合のし り 双共業し プをル社用の図完と会を (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
			加は行いません。

		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日)	前事業年度			
│ 旧双日ホールディングス │ 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)			
			合合は 合合ま合商双英の学会店が が会社 が会生 が付付。の が会社 が会生 が会生 が会生 が会生 が会生 が会生 が会生 が会生			

前中間会 (自 平成17 至 平成17		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		(1) 日本 (	

前中間会 (自 平成17: 至 平成17:		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日) 至	至 平成18年3月31日)
	·		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		合併登記   平成18年10月5日	

田双日林式会社   田双日株式会社   至 平成18年3月31日   至 平成18年3月31日   全 年成18年3月31日	田双日株式会社   合併方式   会社とする   吸収合   大京   会社   会社   会社   会社   会社   会社   会社   会	除計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
会併方式  当社を存続会社とする 吸収合併方式で、ゲール デイングス株式会社 は解散しました。 合併比率 当社はグローバル・ケ ラカル・ホールディング ス株式会を、またルーバル・ク ラカル・ネール・ディングス株式の全でを、またルーバル・カール デイングス株式会を保育していることが、大社はの発行済がローバル・ティングス株式会を保育研に 際してはることが、表対に の際していることが、表対に の際している。 合併なで付金の支払は行いません。 合併なで付金の支払は行いません。 合併なで付金の支払は行いません。 合併なで付金の支払は行いません。 高別自株式名称 の号 の共成式名称 の号 の表対に のの方になる のが高が起じている のでの方にの 事業内容 総合高所在地 東京の都港区赤坂六丁目 電子の他有価証券 に表現総合 イ表現総合 大表現総合 大表現総合 大表現総合 大表現総合 大表現の他有価証券 に表現の他の一角価証券 に表現の他の一角価証券 に表現の他の一角価証券 に表現の他の一角価証券 に表現の他の一角価証券 に表現の他の一角価証券 に対している には、200百万円、その他有価証券 に対している には、200百万円 では、200百万円で	会併方式 当社を存続会社とセクロー バル・テ存続会社とクロー バル・デンカスにかられた。 は解析します 当社はマーバル・ケ ミカルは会社会社 は対します 当社はフーバル・ケ ミカルで表さを会 合併なで、ラカルを大きを発 行が株式の全を会 行が株式のとかまった。 では、ことから、の表行と いったはの表 行が株式のとから、の表行と では、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとから、の表 にいるとなる。 の表 にいるとから、の表 にいるとなる。 の表 にいるとなる。 の表 にいるとなる。 の表 にいる に ないは に ないる に ないは に ないる に ないな に	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
だ資産及び負債は次のと おりであります。	正味引継	旧双日株式会社	(Co 1) 日本の大学 (Co	至 平成18年 3 月31日)

	会計期間 年 4 月 1 日 年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日	前事業年度 (自 平成17年4月1日
旧双日ホールディングス 株式会社	旧双日株式会社	至 平成18年9月30日)	至 平成18年3月31日)
		経常のでは、が見いる人は、大力を大力を対して、大力を対しないが対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対しないが、対力を対しないが、対力を対しないが、対力を対しないが、対力を対しないが、対力を対力を対しないが、対力を対力を対しないが、対力を対力を対力を対しないが、対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対力を対	

# (2) 【その他】

該当事項はありません。

# 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度自平成17年4月1日平成18年6月27日(第3期)至平成18年3月31日関東財務局長に提出

(2) 発行登録書(社債)及びその添付書類

平成18年11月30日 関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2 (資産の額が最近事業年度の末日における純資産額の百分の 三十以上増加することが見込まれ、売上高が最近事業年度の 売上高の百分の十以上増加することが見込まれる合併)の規 定に基づく臨時報告書

平成18年4月28日 関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

平成18年4月28日 関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年4月28日付提出の有価証券届出書の訂正届出書

平成18年5月9日 平成18年5月16日 関東財務局長に提出

(6) 発行登録書追補書類(社債)

平成18年8月8日 平成18年9月15日 平成18年11月24日 関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

平成18年4月28日 平成18年6月27日 平成18年7月13日 関東財務局長に提出

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成17年12月9日

#### 双日株式会社

取締役会 御中

#### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	EI
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	Щ	弘	幸	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	
あずさ監査法ノ	(					
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	Щ	正	次	ED
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	(EII)

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社(旧双日ホールディングス株式会社)の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

る。私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社(旧双日ホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### (追記情報)

- 1.追加情報に記載されているとおり、会社は平成17年8月5日に第一回 種優先株式の売買契約を締結し た。
- 2. セグメント情報「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社はセグメント情報の事業区分を変更した。
- 3.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年12月6日に無担保普通社債を発行した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成18年12月8日

双日株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	Щ	正	次	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	野		巌	
指定社員 举務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	(EII)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### (追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成18年12月1日に無担保普通社債を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成17年12月9日

双日株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	(EJI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	Щ	弘	幸	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	
あずさ監査法ノ	<b>L</b>					
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	Щ	正	次	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社(旧双日ホールディングス株式会社)の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、双日株式会社(旧双日ホールディングス株式会社)の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### (追記情報)

追加情報に記載されているとおり、会社は平成17年8月5日に第一回 種優先株式の売買契約を締結した。

重要な後発事象として、以下の事項が記載されている。

- 1.会社は、平成17年10月1日に旧双日株式会社と合併した。
- 2 . 会社は、平成17年12月6日に無担保普通社債を発行した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成17年12月9日

双日株式会社 取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	西	文	夫	(EJI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	Щ	弘	幸	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	野	俊	成	(EII)
あずさ監査法ノ	<b>L</b>					
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	Щ	正	次	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	横	井	直	人	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	(EJI)

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている旧双日株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第189期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、旧双日株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## (追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成17年10月1日に旧双日ホールディングス株式会社と合併した。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成18年12月8日

双日株式会社

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富	Щ	正	次	(EII)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	野		巌	ED
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	純	司	(EII)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双日株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、双日株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間 (平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認め る。

#### (追記情報)

重要な後発事象として、以下の事項が記載されている。

- 1.会社は、平成18年12月1日に無担保普通社債を発行した。
- 2.会社は、平成18年10月1日付にて、100%子会社で化学品事業持ち株会社であるグローバル・ケミカル・ホールディングス株式会社および、その100%事業子会社である双日ケミカル株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上